

# 杉並区職員措置請求監査結果

(平成27年度政務活動費に関する住民監査請求)

平成29年6月

杉 並 区 監 査 委 員



## 目 次

<b>第1 請求の概要と受理</b>	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	2
<b>第2 監査の実施</b>	
1 証拠の提出及び陳述	3
2 監査対象事項	3
3 対象部局とその抗弁要旨	3
3-1 区議会事務局	4
3-2 総務部総務課	5
4 区議会議長の調査回答の要旨	6
4-1 平成29年5月22日付け調査回答	6
4-2 平成29年6月19日付け調査回答	7
<b>第3 監査の結果</b>	
1 結 論	8
2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	8
3 判 断	9
3-1 監査の基本的な考え方と視点	9
3-2 判断基準	10
3-3 会派・議員別判断	14
3-4 まとめ	43
4 意見・要望	44
<b>&lt;別紙&gt;</b>	
1 措置請求書	47
2 区議会事務局抗弁書	137
3 総務部総務課抗弁書	151
4 区議会議長の調査回答	
4-1 平成29年5月22日付け調査回答	157
4-2 平成29年6月19日付け調査回答	175
<b>&lt;資料&gt;</b>	
1 政務活動費条例（平成27年4月1日現在）	177
2 政務活動費規則（平成27年4月1日現在）	181
3 政務活動費規程（平成27年4月1日現在）	183
4 事務処理の手引（平成27年度版）	187
5 平成29年3月30日付け区議会議長通知	265

**【注】**

なお、請求人の氏名等は仮名（A、甲等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

### 2 請求書の提出

平成29年4月28日

### 3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は「別紙1」のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、14ページ以降の「3-3 会派・議員別判断」において、会派及び議員ごとに請求人の主張要旨を記載した。

平成27年度政務活動費について、請求人の政務活動費検証の基準(①政党、後援会、選挙活動等への利益誘導の要素を有しない、②主体性のある活動である、③公私混同のない活動である、④コスト低減に徹した活動である及び⑤情

報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること)に基づき、会派及び議員の支出状況の精査・検証を行った結果、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。

このことから、措置請求書記載の会派及び議員の平成 27 年度政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出の合計「694 万 6,792 円」について、当該会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

- (1) 広聴広報費 (区政報告関係経費)
- (2) 調査研究費 (視察費・視察先への土産代)
- (3) 事務費 (インターネット接続料、コピー複合機リース料等)
- (4) 人件費 (補助職員賃金)
- (5) 資料購入費 (一般の資料購入費・所属政党発行の機関紙購入費)
- (6) 事務所費 (自宅兼用事務所賃借料)
- (7) 研修費 (研修会参加費等及び集会参加費・団体の会費 (年会費))

#### 4 請求の受理

本件監査請求については、平成 29 年 5 月 12 日の監査委員会会議において、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員を除斥とした後、監査委員 2 名 (上原和義監査委員及び三浦邦仁監査委員) の合議により、同法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定した。

なお、請求人には、同年 5 月 16 日付けで文書によりこの旨を通知した。

その後、同年 5 月 23 日の監査委員会会議において、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、同年 5 月 19 日に就任した大和田伸監査委員及び増田裕一監査委員を除斥とした。(浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員は同年 5 月 18 日に退任)

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年5月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に請求人の陳述を聴取した。

なお、請求人から、新たな証拠は提出されなかった。

### 2 監査対象事項

措置請求書記載の会派及び議員の平成27年度政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する各支出について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、本件監査請求のうち、次の表に掲げたものについては、監査の対象外（却下）とした。

番号	区分	内容
①	政務活動費に計上されていない経費の返還を求める請求	井口議員の女性議員有志による視察における土産代の同議員負担分(790円)
		はなし議員の会派視察における土産代の同議員負担分(462円)
②	本件監査請求後に返還された経費の返還を求める請求	大熊議員の「明解選挙法・政治資金法の手引」の追録の購入代金(2万3,086円)、会派視察における土産代の同議員負担分の一部(154円)及び会派視察費用のうちのレンタカー代の同議員負担分の一部(3,901円)
		市来議員の「平和憲法を守る東京ネット」の会費(2,000円)
③	返還請求額の中の政務活動費計上額を超える部分の額の返還を求める請求	小泉議員の区政報告関係経費の同議員負担分の返還請求額(6万7,079円)のうちの462円
		杉並区議会公明党の公明新聞購読料の返還請求額(18万1,152円)のうちの5,661円
		市来議員の10団体の会費(年会費)の返還請求額(7万7,162円)のうちの2円

### 3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、平成29年5月22日付けで抗弁書の提出を受けるとともに、区議会事務局については、同年5月29日にその説明を聴取した。

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書（別紙2）及び総務部総務課（杉並区長）の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

### 3-1 区議会事務局

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成27年度の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧平成29年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

#### (2) 政務活動費の執行に係る議長の役割（議長の調査権に関する見解）

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものとするが、平成24年の地方自治法の改正に伴い、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等から疑われるような場合は、当該会派及び議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

#### (3) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を行い、政務活動費として支出するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動費条例別表に規定する政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規

程」という。)別表に規定する政務活動に要する経費細目(以下「政務活動に要する経費細目」という。)の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派及び議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、政務活動の対象は広範囲に及び、また活動内容も多様であることから、「政務活動に要する経費」としての支出については、活動主体である会派及び議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものである。

その他、個別の請求項目等(①按分、②区政報告、③視察先の謝礼品、④事務費、⑤視察費及び研修費、⑥資料購入費、⑦政党機関紙の購読、⑧人件費、⑨事務所費及び⑩会費・年会費)に対する見解が記載されている。

#### (4) 平成29年度からの取組

政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成28年度の政務活動費調査検討委員会での検討結果を受け、政務活動費規程を一部改正し、自宅兼用事務所の賃借料は、計上できないこととした。

また、平成28年度の監査結果における監査委員の意見・要望を受け、政務活動費を執行する場合は、金券類(切手、商品券、図書券等)による支払の計上を控えること、また、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出することを、平成29年3月30日付けの文書「政務活動費について」により、議長名で全議員宛に通知した。

今後は、事務費や区政報告に要する経費を含め、按分割合が定められていない経費等について、検討課題を整理し、より区民の納得と信頼が得られる政務活動費制度となるように、引き続き検証・見直しに取り組むこととしている。

### 3-2 総務部総務課

総務部総務課(杉並区長)の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

今回の措置請求に関する区の見解は、次のとおりである。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理

観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものであると考えている。

平成28年度の議会の取組として、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、自宅兼用事務所の賃借料の規定を一部改正するなど評価するものであるが、引き続き、事務費や区政報告に要する経費など、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取組を後押ししていく。

#### 4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

##### 4-1 平成29年5月22日付け調査回答（別紙4-1）

議長の調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての会派及び議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成27年度の「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

なお、大熊昌巳議員、吉田あい議員及び市来とも子議員については、本人からの申出により、それぞれ訂正処理等を進める。

##### (2) 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成27年度当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

その他、措置請求書記載の個別の請求事項についての会派及び議員の説明が記載されている。

#### 4-2 平成29年6月19日付け調査回答（別紙4-2）

本件監査請求後の平成29年5月22日に行われた「平成27年度政務活動費収支報告書及び出納簿」の訂正（誤記控除・誤記更正）等について、追加回答がされている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

議員名	返還日	返還額	内 容
大熊昌巳 議員	平成29年 6月7日	2万3,086円	「明解選挙法・政治資金法の手引」の追録の購入代金
	平成29年 6月19日	4万8,793円のうちの 3,901円（レンタカー 代の一部）	会派視察費用のうちの レンタカー代の一部
	平成29年 6月19日	2,347円のうちの388 円（土産代の一部： 154円、ガソリン代 の一部：234円）	会派視察・雑費のうちの 土産代及びガソリン 代の一部
吉田あい 議員	平成29年 6月7日	4万8,860円のうちの 870円	平成28年3月31日支 払分政務活動事務補助 職員賃金の一部
市来ともこ 議員	平成29年 6月13日	2,000円	「平和憲法を守る東京 ネット」の会費

### 第3 監査の結果

#### 1 結論

本件監査請求については、平成29年6月22日に監査委員2名（上原和義監査委員及び三浦邦仁監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、3ページの「監査対象事項」に記載した①政務活動費に計上されていない経費の返還を求める請求、②本件監査請求後に返還された経費の返還を求める請求及び③返還請求額のうち政務活動費計上額を超える部分の額の返還を求める請求（第2の2の表）に係る部分については、これを却下し、その他の請求に係る部分については、請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する。

#### 2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの10項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成20年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成24年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成25年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として10項目（調査研究費、研

修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

- (6) その後、平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月に、政務活動費規程の一部が改正され、「政務活動に要する経費細目」の見直しが行われた。

### 3 判 断

#### 3-1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成 25 年 3 月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はそ

の疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成21年12月17日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。

- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、用途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

### 3-2 判断基準

請求人は、措置請求書記載の会派及び議員ごとに返還請求の対象、金額、理由等を述べており、その支出項目は、①広聴広報費（区政報告関係経費）、②調査研究費（視察費・視察先への土産代）、③事務費（インターネット接続料、コピー複合機リース料等）、④人件費（補助職員賃金）、⑤資料購入費（一般の資料購入費・所属政党発行の機関紙購入費）、⑥事務所費（自宅兼用事務所賃借料）及び⑦研修費（研修会参加費等及び集会参加費・団体の会費（年会費））の7項目に整理することができる。

そこで、まず、上記の7項目について、平成27年度当時の政務活動費条例（資料1）、政務活動費規則（資料2）、政務活動費規程（資料3）及び「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成27年度版）」（以下「事務処理の手引」という。）（資料4）に基づき、その判断基準を示した上で、「3-3 会派・議員別判断」において、措置請求書の記載順に、会派及び議員ごとに請求内容の適否を判断することとする。

#### (1) 広聴広報費（区政報告関係経費）

ア 会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、その印刷費、送料等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費」、「政務活動に要する経費細目」及び「事務処理の手引」等（以下「政務活動に要する経費・同細目等」という。）に基づき、領収書（これに類するものを含む。以下同じ。）が提出され、区政報告等の印刷経費の場合はその原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

イ 区議会においては、区民の意見等を区政に的確に反映することが必要であり、そのためには区民の意見等を収集し、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、区政報告を発行し、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせることは、区民

の意見等を的確に収集し、把握する前提としての意義を有するものである。そのためには、まず、区民に区政報告を読んでもらう必要があり、区民の関心をひくということも重要な要素になるというべきである。

そもそも、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、先に述べた広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の集合写真、顔写真等を掲載し、当該部分に係る経費に政務活動費を充てたとしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。

したがって、区政報告に議員の集合写真、顔写真等を掲載することが直ちに政党活動、選挙活動等に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当でなく、当該写真等が専ら政党活動、選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない限り、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできない。

ウ 先に述べたとおり、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解され、広報すぎなみ、杉並区議会だより等の掲載内容を活用して区政報告に掲載したとしても、その内容が議会活動や区政に関するものである以上、政務活動費に計上することが許されるものと解するのが相当であり、また、幅広く区民の意見等を収集し、把握するためには、このような区政報告を区民に配布することが効果的な場合もあると考えられることから、その費用を政務活動費に計上したとしても、違法又は不当であるということとはできない。

エ 政務活動費に計上していない切手で区政報告郵送料を支払うことについては、平成27年度当時の政務活動費条例等において切手等の金券類での支払を禁ずる旨の規定は存在せず、また、一般に郵送料については切手による支払は現金と同様に認められていることからすると、切手による支払を現金による支払と同様に扱い、その費用を政務活動費に計上したとしても、違法又は不当とまではいうことができない。

なお、平成28年7月の「杉並区職員措置請求監査結果（平成27年4月分政務活動費に関する住民監査請求）」における監査委員の意見・要望を受けて、区議会議長から全議員に対して、平成29年3月30日付けの文書「政務活動費について」（資料5）により、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払の計上は控えるよう通知されている。

## **（2）調査研究費（視察費・視察先への土産代）**

ア 区政に関する調査研究その他の活動のために視察をし、その交通費、宿泊費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び視察先、

視察目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書（宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える場合のみ）」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

イ 視察先への土産代は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、「政務活動に要する経費」の調査研究費に該当するというべきであり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

### **(3) 事務費（インターネット接続料、コピー複合機リース料等）**

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、パソコン、コピー複合機等を使用し、そのインターネット接続料、リース料等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で事務費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

### **(4) 人件費（補助職員賃金）**

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、職員を雇用し、その賃金を支出することは、「政務活動に要する経費」で人件費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

### **(5) 資料購入費（一般の資料購入費・所属政党発行の機関紙購入費）**

ア 区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、書籍、雑誌、新聞等の資料を購読し、その購入費（資料を入手するための会費（年会費）を含む。）を支出することは、「政務活動に要する経費」で資料購入費として認められている。

資料購入費については、会派及び議員の政務活動の広範さに鑑み、購入の目的や当該資料の題名等からうかがわれる資料の内容等に照らして政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められない場合を除き、政務活動費の趣旨目的に適合するものであって適法であると解するのが相当である。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、定期購読の場合は1年を超えない購読料であり、

実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

イ 所属政党発行の機関紙であっても、区政に関する情報が掲載されているのであれば、これを購入することは政務活動と合理的関連性を有するものと解され、区政に関する情報が全く掲載されていないという特段の事情が認められない限り、所属政党発行の機関紙の購入費を政務活動費から支出したとしても、違法又は不当であるということとはできない。

また、「政務活動に要する経費細目」において、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」と定められ、同一の機関紙を複数購入することは認められておらず、社会通念上相当な範囲内にとどまっているものと解することができ、議員1人当たり1部の購入であれば、違法又は不当であるということとはできない。

#### **(6) 事務所費（自宅兼用事務所賃借料）**

区政に関する調査研究その他の活動を行う拠点として自宅の一部に事務所を設置し、その賃借料を支出することは、平成27年度当時の「政務活動に要する経費」で事務所費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書、賃貸借契約書の写し及び事務所としての使用部分や面積が明確に分かる資料が提出され、政務活動のため必要な事務所としての表示等が設けられ、支出割合の上限（2分の1）の範囲内で事務所部分の面積等を考慮して実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

なお、「政務活動に要する経費細目」で、平成29年度から自宅兼用事務所賃借料は計上できないものとされている。

#### **(7) 研修費（研修会参加費等及び集会参加費・団体の会費（年会費））**

ア 区政に関する調査研究その他の活動のために研修会、集会等に参加し、その参加費、交通費、宿泊費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で研修費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合は領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」が記載され、それ以外の場合は研修会等の会場、研修目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

イ 政党及び政治団体を除く団体の会費（年会費）の支出については、議員が当該団体に所属することが区政に関する調査研究、研修等の政務活動を目的としたものであり、当該団体の目的や活動内容が政務活動と関連性を有するものと認められる場合においては、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当

であるということとはできない。

なお、「政務活動に要する経費細目」で、政党及び政治団体の年会費は計上できないものとされている。

### 3-3 会派・議員別判断

#### (1) 浅井くにお議員

##### [請求人の主張要旨]

##### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の浅井議員負担分（6万6,617円）の返還を求める。

##### 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の浅井議員負担分（462円）の返還を求める。

##### [判断]

##### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

先述の判断基準—（1）—アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「平成27年8月号」には、会派所属議員の集合写真、井口幹事長の挨拶文、所属する委員会のお知らせ、会派所属議員の顔写真、氏名、抱負、住所、電話番号、FAX番号等が掲載され、「平成28年春号」には、会派所属議員の集合写真、井口幹事長の挨拶文、第3回・第4回定例会の概要報告、会派所属議員の顔写真、氏名、抱負、住所、電話番号等が掲載されている。

このうち、井口幹事長の挨拶文、所属する委員会のお知らせ及び第3回・第4回定例会の概要報告並びに会派所属議員の氏名及び抱負については議会活動及び区政に関する記載ないしはこれらを区民に知らせることに資するものと認められ、住所、電話番号、FAX番号等については区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動（広聴活動）に資するものと認められる。

また、会派所属議員の集合写真及び顔写真については、判断基準—

(1) 一伊のとおり、当該写真が専ら政党活動、選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできず、当該区政報告には、そのほかに議会活動及び区政に関する記載に該当しないものは認められない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 2 調査研究費（視察先への土産代）

判断基準一（2）一伊のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は、視察先1か所当たり1,543円であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (2) 井口かつ子議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かつ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の井口議員負担分（6万6,617円）の返還を求める。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の井口議員負担分（462円）及び女性議員有志による視察における土産代の井口議員負担分（790円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

浅井くにお議員（以下「3-3-(1)」という。）の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当で

あるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、女性議員有志による視察における土産代の井口議員負担分（790円）の返還を求める請求については、そもそも政務活動費に計上されていないため、監査の対象外（却下）とした。

### （３）井原太一議員

#### 〔請求人の主張要旨〕

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の井原議員負担分（6万6,617円）の返還を求める。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の井原議員負担分（462円）の返還を求める。

#### 〔判断〕

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

3-3-（1）の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

3-3-（1）の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### （４）今井ひろし議員

#### 〔請求人の主張要旨〕

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の今井議員負担分(6万6,617円)の返還を求める。

**2 調査研究費(視察先への土産代)**

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の今井議員負担分(462円)の返還を求める。

**[判断]**

**1 広聴広報費(区政報告関係経費)**

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**2 調査研究費(視察先への土産代)**

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**(5) 大泉やすまさ議員**

**[請求人の主張要旨]**

**1 広聴広報費(区政報告関係経費)**

区政報告(自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号)には、区議団全員(12名)の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の大泉議員負担分(6万6,617円)の返還を求める。

**2 調査研究費(視察先への土産代)**

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の大泉議員負担分(462円)の返還を求める。

**[判断]**

**1 広聴広報費(区政報告関係経費)**

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**2 調査研究費(視察先への土産代)**

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (6) 大熊昌巳議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の大熊議員負担分（6万6,617円）の返還を求める。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の大熊議員負担分（462円）の返還を求める。

#### 3 事務費（インターネット接続料等）

パソコン関係の事務費（①パソコン接続料、②ノートPC無線ラン料、③パソコン無線ラン料、④カラープリンター保守料及び⑤パソコンソフトリース料）を按分90パーセントで支出しているが、大熊議員から90パーセントが政務活動であるという理由は明らかにされておらず、また、同議員は、計上したパソコン等で自由民主党東京都杉並区第二十四支部及び自由民主党杉並総支部（会計部長）の仕事をしていると思われるが、これは政務活動費規程第2条に該当し、政務活動でないことは明らかである。さらに、同議員は、政務活動費支出の基本的考え方の按分の原則及び透明性の原則を適用しておらず、区民に対する説明責任を果たしていない。

したがって、「社会通念上相当な割合による按分」として50パーセントに按分すべきであり、当該割合を超える部分に相当する金額（14万1,232円）の返還を求める。

#### 4 調査研究費（視察費）

自民党会派は平成27年6月30日～7月2日に「福井県鯖江市・石川県小松市・富山県富山市」を視察したが、大熊議員は同年6月30日～7月1日の1泊のみの視察に参加した。同議員は、会派を代表して作成した大和田議員の2泊3日の視察報告書を代用して提出し、視察報告書としたが、実際に視察していないところの視察報告書を提出したので、虚偽記載に当たるか、あるいは、正確な視察報告書が提出されていないことになる。

したがって、当該視察費用の大熊議員負担分（4万8,793円）の返還を求める。

## [判 断]

### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 2 調査研究費（視察先への土産代）

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件返還請求額の一部（154円）については、平成29年5月22日に政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿が訂正（誤記控除・誤記更正）され、同年6月19日に154円が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

### 3 事務費（インターネット接続料等）

判断基準一（3）のとおり、領収書が提出され、実態に即して按分率90パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン及びカラープリンターの使用実態について、「ノート型パソコンについては、①区政報告原稿及び地域課題の資料の作成、②区民からの要望・意見のまとめ、③区民への説明資料及び区政や施策の研究等のためのインターネット利用、④区民、区議会事務局及び区所管課からのメール対応並びに⑤ホームページへの書き込み、ホームページ掲載文の作成及び掲載依頼のメール送信に使用している。デスクトップ型パソコンについては、①から⑤までの用途に加え、区民への区政報告等の送付のための名簿管理に使用している。カラープリンターについては、デスクトップ型パソコンの使用により、プリントアウトの必要なデータ等の印刷を行っている。」と具体的に説明されている。また、按分率については、「議員活動専用であって政務活動に9割使用しているため、9割の計上をした」と説明されており、これらの使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

なお、自由民主党東京都杉並区第二十四支部及び自由民主党杉並総支部の事務については、「自民党の第二十四支部の仕事でパソコンを使用することはなく、手書きの関係情報を総支部に送っている。また、総支部の仕事については、通帳や印鑑を管理し、その収支についても手仕事のため、金銭出納簿も手書きにて記入を行っており、こちらもパソコンの使用はない」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 4 調査研究費（視察費）

判断基準一（2）一アのとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適

正に処理されていることが認められる。

なお、1泊2日で帰京したことについては、「会派視察（6/29計上）政務活動費計上詳細その1」の備考欄に「※7/1帰京」と記載されていたものの、政務活動視察報告書にはその旨が記載されていなかったため、平成29年5月22日に、実施日が「27年6月30日～27年7月1日」に、視察先が「福井県鯖江市、石川県小松市」に、視察目的が「オープンデータの推進の取組（鯖江市）、科学教育の推進（小松市）」に、行程の一部が「7/1金沢―（新幹線）―東京」に訂正されるとともに、概要欄に「内、視察報告書の6月30日（鯖江市）7月1日（小松市）が該当」と補記されており、適正なものと認められる。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件返還請求額の一部（3,901円）については、平成29年5月22日に政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿が訂正（誤記控除・誤記更正）され、同年6月19日に3,901円が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

今後は、本件のように、会派視察等の複数の議員による視察で、視察先や行程等が他の議員と異なる場合の政務活動視察報告書については事実即して正確に記載するとともに、その経費の分担についても正確を期するよう留意されたい。

※ なお、先に述べたとおり、「明解選挙法・政治資金法の手引」の追録の購入代金（2万3,086円）の返還を求める請求については、平成29年5月22日に政務活動費収支報告書及び政務活動費出納簿が訂正（誤記控除）され、同年6月7日に2万3,086円が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

## （7）大和田伸議員

### 〔請求人の主張要旨〕

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の大和田議員負担分（6万6,617円）の返還を求める。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金で

はなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の大和田議員負担分（462円）の返還を求める。

**[判 断]**

**1 広聴広報費（区政報告関係経費）**

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**2 調査研究費（視察先への土産代）**

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**(8) 小泉やすお議員**

**[請求人の主張要旨]**

**1 広聴広報費（区政報告関係経費）**

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の小泉議員負担分（6万7,079円）の返還を求める。

**[判 断]**

**1 広聴広報費（区政報告関係経費）**

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件返還請求額の中の政務活動費計上額（6万6,617円）を超える部分の額（462円）の返還を求める請求については、監査の対象外（却下）とした。

**(9) 富本卓議員**

**[請求人の主張要旨]**

**1 広聴広報費（区政報告関係経費）**

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に

該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の富本議員負担分(6万6,617円)の返還を求める。

## 2 調査研究費(視察先への土産代)

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の富本議員負担分(462円)の返還を求める。

### [判断]

#### 1 広聴広報費(区政報告関係経費)

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 2 調査研究費(視察先への土産代)

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (10) はなし俊郎議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費(会派の区政報告関係経費)

区政報告(自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号)には、区議団全員(12名)の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費のはなし議員負担分(6万6,617円)の返還を求める。

#### 2 広聴広報費(議員の区政報告関係経費)

はなし議員の区政報告(平成27年11月1日発行の号外及び平成28年3月25日発行の号外)の内容のほとんどは、杉並区議会のホームページ、広報すぎなみ等に掲載されている内容であり、さらに裏面は杉並区議会だよりの「議案等の概要と審議結果」をそのまま利用して掲載している。これらの区政報告は、区政を議員自身が調査したものではなく、区が区民に対し配布し、公表している内容であり、政務活動費の計上対象となる「議員の区政報告」の条件を満たしておらず、政務活動費に計上できない。また、同議員が杉並区の広報等について、「全てではないけれども、チラシとして廃棄されてしまう。駅やコンビニ、スーパーに置いていても、ほとんど持っていかないのが現状」と書いていることが正しいならば、同議員が広報と同じことを書けば、区民

は同じ記事のものはもっと読みたくないとして廃棄してしまい、無駄なことに公金である政務活動費を使ったことになる。

したがって、当該区政報告関係経費（153万9,200円）の返還を求める。

## [判 断]

### 1 広聴広報費（会派の区政報告関係経費）

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 2 広聴広報費（議員の区政報告関係経費）

判断基準—(1)—アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「平成27年11月1日発行の号外」には、平成26年度各会計歳入歳出決算に関する記事、平成27年第3回定例会の議案等の概要と審議結果、常任委員会・特別委員会等の活動のお知らせ等が掲載され、「平成28年3月25日発行の号外」には、平成28年度の予算と杉並区新春座談会に関する記事、平成28年第1回定例会の議案等の審議結果等が掲載されており、いずれも、議会活動及び区政に関する記載であると認められ、また、判断基準—(1)—ウのとおり、広報すぎなみ等の掲載内容を活用して区政報告に掲載したとしても、政務活動費に計上することが許されるものと解するのが相当である。

請求人は、当該区政報告は、区政を議員自身が調査したものではなく、政務活動費の計上対象となる「議員の区政報告」の条件を満たしていないと主張するが、「政務活動に要する経費・同細目等」においては、議員自身が調査したものであるか否かは支出の要件とされていないものである。

また、はなし議員から「区政全般の動きを区民に知ってもらうことは大変重要なことであり、現に私のところに意見や要望が多く寄せられている。区政報告を活用して区の活動を再度伝えることは、大切なことと認識しており、いただいた意見や要望は、今後の議会の質問等に反映させていく予定である」と説明されており、その有用性を否定することはできない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

※ なお、先に述べたとおり、会派視察における土産代のはなし議員負担分（462円）の返還を求める請求については、そもそも政務活動費に計上されていないため、監査の対象外（却下）とした。

## (11) 吉田あい議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の吉田議員負担分（7万505円）の返還を求める。

#### 2 人件費（補助職員賃金）

##### (1) 名簿整理に係る人件費

名簿は支持者を把握するために必要なものであって、本件の名簿整理は吉田議員の支持者の名簿整理であることは明白であり、政務活動の本来の性格とは異なり、支出の禁じられている選挙活動に関する経費に該当する。また、同議員は「名簿整理は区政報告の郵送先についての名簿整理である」と述べているが、同議員が区政報告を発行したのは平成27年11月と平成28年3月であるにもかかわらず、1年中名簿整理を行っており、その実態が不明である。

したがって、当該人件費（18万4,000円）の返還を求める。

##### (2) 区政報告発送作業に係る人件費

区政報告については、既に郵送料及びポストイング代が政務活動費に計上されており、区政報告発送作業の勤務実態が不明であり、支持者への発送作業やポストイングであれば、全額を政務活動とは認められず、按分50パーセントにすべきである。

したがって、当該人件費の半額（3万円）の返還を求める。

##### (3) 「戦後70年談話」検証に係る人件費

吉田議員のホームページに「戦後70年談話」に対する意見が掲載されているが、人件費を使った成果は見られず、歴史的検証が不十分で、同議員の感想を書いているだけである。

したがって、当該人件費（1万円）の返還を求める。

##### (4) 区民相談、調査研究、資料収集等に係る人件費

区民相談、調査研究及び資料収集は議員本来の仕事であって、人件費全額を政務活動費で支払って行うことではない。また、吉田議員の自宅は「吉田あい後援会」及び「自由民主党東京都杉並区第六支部」を兼ねており、補助職員が後援会と自民党支部の仕事を兼ねて行っていることも考えられ、人件費の按分は2分の1とすべきである。さらに、当該職員は議員活動全般を補助する職員と思われるので、支出割合の上限はその2分の1であり、4分の1に按分する

のが妥当である。

したがって、当該人件費の4分の3相当額（30万7,500円）の返還を求める。

## [判 断]

### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

### 2 人件費（補助職員賃金）

#### (1) 名簿整理に係る人件費

判断基準一(4)のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの人件費全体の支出金額が上限（5万円）の範囲内の5万円で計上され、平成28年春季号の発送作業に係る人件費については実態に即して按分されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、名簿整理について、「区政報告の郵送先についての名簿整理であり、名簿整理と書かれた中には、その住所変更等の連絡があった場合に伴うデータ処理、区民相談の内容整理、区からの資料の整理・それに伴う地域住民からの資料の整理（これらの資料を日付や種類ごとに整理、必要に応じてデータ化し、また、独自で調査した関連資料もファイリングしている。）が含まれている。また、区民相談の内容整理の件数については、延べ件数にすると年間200件程度であり、補助職員に依頼している仕事のうち、約半分が相談内容の整理である。」と説明されている。

このことからすると、これらの勤務内容は政務活動との関連性を有するものと認められ、また、支持者の名簿整理であるといえるような特段の事情は認められない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、事務処理の手引では、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容について、「政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載することとされているものの、本件のように、複数の勤務内容がある場合の記載方法については明確に定められていない。

そこで、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について、44ページに、意見・要望事項として記載した。

#### (2) 区政報告発送作業に係る人件費

(1)で述べたとおり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、区政報告発送作業について、「具体的な作業内容は、平成27年決算号及び平成28年春季号の封筒への宛名印刷・封入・封緘

作業である。郵送枚数が平成27年決算号では4,081通、平成28年春季号では3,739通であり、それなりの日数を要する作業である。また、4,000通前後という大量の郵便物を発送するため私一人では持って行けず、区内3つの郵便局へは補助職員も同行してもらっている。」と説明されている。

このことからすると、これらの勤務内容は政務活動との関連性を有するものと認められ、また、支持者への発送作業であるといえるような特段の事情は認められない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (3) 「戦後70年談話」 検証に係る人件費

(1) で述べたとおり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、「戦後70年談話」検証について、「一つの案件に対し、膨大な情報がインターネットの中に飛び交っており、それをいかに精査し、検証するかは、議員活動において非常に重要である。そして、この作業は一人で行うよりも、複数人で行うほうが、より冷静かつ客観的、公平公正なものになる。また、「戦後70年談話」に限らず、自分自身の考えが一定の主義主張に偏らないようにするためにも、補助職員に検証等をお願いしている。」と説明されている。

「戦後70年談話」が区政に関連性を有しないとまではいえないことから、その検証についても政務活動との関連性を有しないとまではいうことができない。

請求人は、「人件費を使った成果が見られない」等と主張するが、当該人件費は補助職員の賃金であり、その勤務に対する対価であって、勤務が行われた以上、その成果のいかんにかかわらず、支払われるべきものと解される。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (4) 区民相談、調査研究、資料収集等に係る人件費

(1) で述べたとおり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、区民相談については(1)で述べたとおり説明され、調査研究については「膨大な情報を精査し、偏見のない客観的事実にたどり着くには相当の労力を要するため、補助職員にその一環を担ってもらっている」と説明され、資料収集については「インターネットの情報をプリントしたもの、図書館の書籍をコピーしたもの、新聞の切り抜きなど、資料は膨大な量になり、補助職員には、それらを精査し、整理することをお願いしている」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動との関連性を有するものと認められる。

請求人は、当該補助職員について、「吉田あい後援会と自由民主党東京都杉並区第六支部の仕事を兼ねて行っていることも考えられる」、「議員活動全般を補助する職員と思われる」と主張するが、吉田議員からは「議員活動全般を補助するとは考えていない」、「後援会活動や政党活動には携わっていない」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (12) 脇坂たつや議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告（自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」平成27年8月号及び平成28年春号）には、区議団全員（12名）の集合写真、井口かづ子幹事長の挨拶文、12名の写真付きのメッセージなどが掲載されており、政党の宣伝活動そのもので、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該区政報告関係経費の脇坂議員負担分（6万6,617円）の返還を求める。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、会派視察における土産代の脇坂議員負担分（462円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

3-3-(1)の「判断」1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 2 調査研究費（視察先への土産代）

3-3-(1)の「判断」2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (13) 杉並区議会公明党

### [請求人の主張要旨]

#### 1 資料購入費（所属政党発行の機関紙購入費）

公明党規約では機関紙を購読することは党員の義務とされており、機関紙である「公明新聞」の購読料は政務活動費規程第2条の政党活動に関する経費に該当し、政務活動費による支出は禁じられている。

公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に所属政党を経済的に支援することになり、また、党員の義務である機関紙の購入を公金で賄うことは一般常識からして認められないことである。

したがって、当該資料購入費（18万1,152円）の返還を求める。

## 2 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、視察先への土産代（2万9,656円）の返還を求める。

## [判 断]

### 1 資料購入費（所属政党発行の機関紙購入費）

判断基準一（5）のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員1人当たり1部以内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、公明新聞の内容について、「地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されている」と説明されており、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められない。

請求人は、「機関紙を購読することは党員の義務とされており、政党活動に関する経費に該当する」等と主張するが、本件支出の用途の適合性については、判断基準一（5）—イに基づき判断するのが相当であり、党員の義務とされていることを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件返還請求額の中の政務活動費計上額（17万5,491円）を超える部分の額（5,661円）の返還を求める請求については、監査の対象外（却下）とした。

### 2 調査研究費（視察先への土産代）

判断基準一（2）—イのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は、最高で4,785円（視察先2か所の合計）であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (14) 上野エリカ議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費等）・調査研究費（視察費（視察先への土産代を含む。))

上野議員は政務活動費の廃止を公約に掲げて当選したが、当選すると公約を全て破棄して、政務活動費から広聴広報費及び調査研究費を支出した。また、政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、公約違反の支出である広聴広報費（127万9,541円）及び調査研究費（8万5,808円）の合計（136万5,349円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費等）・調査研究費（視察費（視察先への土産代を含む。))

まず、広聴広報費（区政報告関係経費等）については、判断基準一（1）—アのとおり、領収書並びに区政報告及び区民アンケート往復はがきの原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、「vol.5（2015.6）」には会派結成、所属委員会等の報告、政務活動費に関する上野議員の意見、「透明性の高い区政」をテーマとした同議員、新宿区議会議員及び目黒区議会議員の対談記事等が、「vol.6（2015.10）」には平成27年第3回定例会の報告等が、「vol.7（2016.3）」には平成28年第1回定例会の報告等が掲載され、いずれも、議会活動及び区政に関する記載であると認められ、また、区民アンケート往復はがきも、高齢者福祉、子育て支援、財政健全化等の14項目で優先的に取り組むべきもの等に関する区民の意見を収集することを目的としたものであり、政務活動（広聴活動）であると認められる。

次に、調査研究費（視察費（視察先への土産代を含む。))については、判断基準一（2）のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、また、当該土産代は、最高で4,785円（視察先2か所の合計）であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められ、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「公約違反の支出について返還を求める」と主張するが、本件支出の用途の適合性については、先に述べたとおり、広聴広報費（区政報告関係経費等）は判断基準一（1）—アにより、調査研究費（視察費（視察先への土産代を含む。))は判断基準一（2）により、それぞれ判断するのが相当であり、公約に違反することを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできない。

同議員が公約をどのように実現していくかは、また別の問題である。以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

## (15) 岩田いくま議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 事務所費（自宅兼用事務所賃借料）

自宅（賃借）の一部屋（洋間5畳）を議員事務所として使用し、賃借部分の全面積に対する事務所部分の面積の割合等から事務所費を算定し、賃借料月額16万円のうちの1万円を政務活動費に計上している。平成26年度までは部屋総数に対する割合から算定し、月額1万6,000円を政務活動費に計上していたが、今回の算定方法の変更について何ら説明がなされておらず、その理由が不明である。また、事務処理の手引によると、「政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していること」が事務所費支出の要件の一つとされているが、その表示を見つけることができなかった。

したがって、当該事務所費（12万円）の返還を求める。

#### 2 資料購入費（一般の資料購入費）

学士会会報の年間購読料（4,000円）として、資料購入費の項目に2分の1の按分比で2,000円を計上しているが、これは当該会報の購入費ではなく、学士会の会費の2分の1に当たるといえ、学士会の入会が政務活動費条例第9条に該当するか不明である。

したがって、当該資料購入費（2,000円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 事務所費（自宅兼用事務所賃借料）

判断基準一（6）のとおり、領収書、賃貸借契約書の写し及び事務所としての使用部分や面積が明確に分かる資料として自宅の間取り図が提出され、政務活動のため必要な事務所としての表示等として玄関ドアに「岩田」と表示され、支出割合の上限の範囲内で事務所部分の面積等を考慮して按分率16分の1で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、平成27年度から按分率の算定方法を変更したことについて、「部屋数の算出方法からより保守的な算出となるよう事務所部分の実測値に基づく算出方法に代えている。また、保守的に一定金額を切り捨てたものである。」と説明され、領収書等貼付用紙の備考欄にもその計算式（ $160,000 \times 8.3832 / 60.73 \times 1/2 = 11,043 \rightarrow$ 千円以下切捨てで10,000）が明記されている。

なお、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有するという要件に関し、岩田議員から、表示を「（区議会議員）岩田事務所」で

なく「岩田」とした理由について、次のように説明されている。

①議員は個人名で活動しており、「岩田事務所」という組織は存在せず、「事務所」を付加することでかえって来訪者に混乱を与えかねない、②区議会公式ホームページや各種広報物における連絡先は全て同一住所で公開されている（かつ、広報物における連絡先は「岩田事務所」ではなく「岩田いくま」である）、③「岩田事務所」と表示することによる家族（特に子供）や近隣住民への影響（インターホンやドア等は自宅部分と共用であること並びに過去の来訪者の行動に伴う家族及び隣戸等近隣住民への迷惑の経験）を総合的に考慮の上、議員名の表示で要件を満たすと判断した。

次に、区議会事務局長の抗弁書では、次のような見解が示されている。

特別な事情がある場合を除いて、原則「事務所」等の表示をすることが適切であるが、同議員の場合は、ホームページやチラシなどの広報物で同一住所を公開していること、また、近隣関係などから「事務所」との表示ではなく、「岩田」という表示にとどめていたことなど、議員の置かれた立場を総合的に判断すると、特別な事情があったと判断せざるを得ないと考えられる。

このような同議員の説明や区議会事務局長の見解は、著しく合理性・妥当性を欠くものとは認められず、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していないとまではいうことはできない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 2 資料購入費（一般の資料購入費）

判断基準—（5）—アのとおり、領収書が提出され、領収書等貼付用紙の備考欄に資料名が「学士会会報」と記載され、定期購読の期間が「平成27年6月から平成28年5月まで」の1年間であり、実態に即して按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、学士会の会費の2分の1を計上したことについて、「会員であることにより、2か月ごとに会報を受理している（個別に購入するより格安で入手している）」と説明され、その入会目的が明らかにされている。

また、当該会報の内容については、「各界の専門家が時事問題等について専門的知見に基づく論文を掲載しているものであり、新たな論点や視点で区政一般を考えるのに非常に有用である」と説明されており、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (16) 松浦芳子議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、女性議員有志による視察における土産代の松浦議員負担分（790円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 調査研究費（視察先への土産代）

判断基準—（2）—イのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は、最高で4,785円（視察先2か所の合計）であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (17) 市来とも子議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 資料購入費（所属政党発行の機関紙購入費）

「社会新報」及び「月刊社会民主」は、市来議員が所属する社会民主党の機関紙で、政党の政治・宣伝活動の一翼を担うものであり、これらの購読料は政務活動費の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる「政党活動」そのものである。

したがって、当該資料購入費（2万736円）の返還を求める。

#### 2 事務費（コピー複合機リース料等）

コピー複合機のリース費等の80パーセント（4万6,770円）を政務活動費に計上しているが、市来議員は同一事務所で社会民主党杉並総支部の代表としても活動しており、残りの按分比20パーセントの目的は不明であるが、上述の2つの活動の按分であるとする、通常に通念からは受け入れることができない。

したがって、当該事務費（4万6,770円）の返還を求める。

#### 3 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、女性議員有志による視察における土産代の市来議員負担分（790円）の返還を求める。

#### 4 研修費（研修会参加費等及び集会参加費・団体の会費（年会費））

研修会参加費等（①「東京自治体政策研究会」の参加費及び交通費

並びに②「立憲フォーラム秋期研修会」の参加費、宿泊費及び交通費、合計で4万9,340円)、集会参加費(③「「日米新ガイドライン」と「戦争法案」を斬る」の参加費、④「第4回福島の子ども保養プロジェクト・杉並事前学習会」の参加費(資料代)、⑤「第3回福島を忘れない!全国シンポジウム」の参加費、⑥「地方から参議院選挙を考える」の参加費、⑦「民主主義ってこれだ!」の参加費、⑧「「戦争まっしぐらの安倍さん!もうやめて!!」の集い」の参加費、合計で8,200円)及び団体の会費(年会費)(⑨「反原発自治体議員・市民連盟」の会費、⑩「自治体議員立憲ネットワーク」の会費、⑪「I女性会議東京都本部」の会費、⑫「特定非営利活動法人ラルゴ」の会費、⑬「公益社団法人荻窪法人会」の会費、⑭「ノーニュークスプラザ・たんぼ舎」の会費、⑮「全国自治体労働運動研究会」の会費、⑯「平和憲法を守る東京ネット」の会費、⑰「杉並区消費者の会」の会費及び⑱「新外交イニシアティブ(ND)」の会費、合計で7万7,162円)が按分なしで政務活動費に計上されているが、市来議員は社会民主党杉並総支部の代表としての役割も有しており、その活動には、直接区政に関係した活動と政党としての活動とが混在していると推測され、按分なしの計上について説明がなく、その根拠が不明である。

したがって、当該研修会参加費等(4万9,340円)、当該集会参加費(8,200円)及び当該団体の会費(年会費)(7万7,162円)の合計(13万4,702円)の返還を求める。

## [判断]

### 1 資料購入費(所属政党発行の機関紙購入費)

判断基準一(5)のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、社会新報が1部、月刊社会民主が1部で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

また、社会新報及び月刊社会民主の内容について、「福祉、労働、環境、地方自治、人権、平和問題などその時々様々な政治課題についての論文や記事が掲載されている」と説明されており、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められない。

なお、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」という要件について、区議会事務局長の抗弁書では「政党機関紙(雑誌を含む。)が複数ある場合でも、議員1人当たり各1部の購読まで認めることができる」との見解が示されており、明らかに合理性・妥当性を欠くとまではいえないことから、本件支出はこの要件を満たすものと解される。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 2 事務費（コピー複合機リース料等）

判断基準一（3）のとおり、領収書が提出され、実態に即して按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、コピー複合機の使用実態について、「①区政報告の印刷、②区政報告会のお知らせ等の印刷、③区政資料の印刷、④区政資料のスキャン及び⑤区民の意見・要望を聴取するFAXの目的で政務活動として使用している」と具体的に説明されている。また、按分率については、「80パーセントを超える計上を考えていたが、政務活動以外の活動も考慮に入れ、念のため80パーセント按分とした」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足る具体的事情は認められない。

なお、政党活動（社会民主党杉並総支部）の事務については、「専任の事務担当者がおり、印刷についても事務担当者が他所にて行っている」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 3 調査研究費（視察先への土産代）

判断基準一（2）—イのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は、最高で4,785円（視察先2か所の合計）であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 4 研修費（研修会参加費等及び集会参加費・団体の会費（年会費））

### （1）研修会参加費等及び集会参加費に係る研修費

判断基準一（7）—アのとおり、いずれも領収書が提出され、①及び②の研修会参加費等については政務活動視察報告書が提出され、③及び⑤から⑧までの集会参加費については集会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が記載された資料が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該研修会及び集会の内容は、①については「区に共通番号制度が導入されるに当たり、その課題と個人情報のあり方を学ぶ研修会であり、また、都内の自治体議員からそれぞれの地域に関わる課題について報告があり、意見交換を行った」と、②については「立憲主義の観点から国と地方自治体との関係が問われており、地方自治体の権限を超えてどこまで国が関与できるのか、また、地方自治法において自治体への訴訟を国が行うことが可能なのかという観点から研修を行った」と、③については「我が会派では議会

質問において度々平和施策について問うており、安保関連法がどのような制度であり、区民にどのような影響があるのか、また、区の国民保護計画にも関連するものと思われる「日米新ガイドライン」の改正のポイントについて研修を行った」と、⑤については「原発事故の影響が住民と自治体にどのように影響を及ぼすのかを議員として広く調査研究を行う必要があり、現在、福島県内の住民の生活にどのような影響を及ぼし、各自治体がどのように対策を講じているのかを学んだ」と、⑥については「我が会派では議会質問において度々平和施策について問うており、安保法制が違憲との立場を示した憲法学者や弁護士などからどのような論点で法的に違憲であるのかを学ぶ討論学習会であった」と、⑦については「議会においてシティズンシップ教育や投票率の向上について質問しており、現在若者が置かれている状況を知り、政治や選挙のあり方についてどのように考えているのか率直な意見を聴くことができる集会であった」と、⑧については「杉並区民による討論集会であり、憲法改正などについて区民から率直な意見を聴くことができた」と、それぞれ説明されており、いずれも区政との関連性を有するものと認められる。

請求人は、「市来議員は社会民主党杉並総支部の代表としての役割も有しており、その活動には、直接区政に関係した活動と政党としての活動とが混在していると推測される」と主張するが、同議員からは「研修及び調査研究のために議員個人として参加しており、政党地域代表として参加しているものはない」と説明され、政党活動が含まれているといえるような特段の事情は認められない。

また、④の集会の資料代については、資料購入費として計上されているものであり、判断基準一（５）—アのとおり、領収書が提出され、平成29年5月22日に領収書等貼付用紙の備考欄に資料名（福島の子どもたちのおかれている現状）が補記されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、その集会については「杉並区にも原発事故の影響により福島から自主避難してきた世帯がおり、杉並区が被災者にどのような支援ができるのかを議会質問で取り上げており、福島の子どもたちの現状を学ぶ資料を購入し、学習会に参加した」と説明されており、当該資料は区政との関連性を有するものと認められる。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## （２）団体の会費（年会費）に係る研修費

判断基準一（７）—イのとおり、いずれも、領収書が提出され、政党及び政治団体に該当しないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

まず、各団体への入会目的については、いずれも「研修への参加や会報の送付等、有益な情報を得るためである」と説明されており、政務活動を目的としたものであると認められる。

そして、当該各団体の目的や活動内容は、⑨については「原発に関わる情報提供や学習会を行う団体であり、事故で被害を受けた福島の実態に学ぶことを柱に、被害自治体の議員や市民と交流を続けており、原発立地自治体の情報を得るには有益な情報源である」と、⑩については「立憲主義の立場から超党派の自治体議員が加盟し、地域での運動と政治、国政と地方を結び、全国の情報共有を行うことを目的としており、当該年度では、国と地方自治のあり方について学びの多いものであった」と、⑪については「男女共同参画社会を実現するために、女性の雇用問題、生活と仕事が両立できるシステムづくり、環境問題、女性への暴力問題など幅広く情報を提供しており、特に女性の雇用問題については最新の情報が届くため、議会質問に役立つ情報源である」と、⑫については「杉並区内に事業所のある特定非営利活動法人で、心の病を持った人たちを社会復帰に向けて支援する就労継続支援B型事業所であり、精神障害者の状況や事業所のお話をうかがうことができる」と、⑬については「杉並区内の事業者を中心に、税制及び税務情報の共有、税知識の普及、納税意識の啓発に取り組んでおり、税務についての情報源として有益である」と、⑭については「原発に関わる情報提供を主な活動としており、原発や原発立地自治体の活動に関わる最新の情報が得られ、有益な情報源である」と、⑮については「自治体職員の労働問題を中心とした論文が掲載されている「自治体労働運動研究」を発刊し、年1回の研修会を開催している。自治体職員の処遇については、我が会派において度々質問しており、その現状を知ることに役立っている。」と、⑯については「消費者運動、環境問題、食の安全など幅広いテーマで月に1回程度学習会を行っており、区民と意見交換する機会に恵まれ、杉並区の消費者運動の歴史を知る上で有益である」と、⑰については「沖縄問題や外交政策について情報発信や政策提言を行うシンクタンクで、沖縄問題、地方自治、外交、エネルギーなどに精通した第一線で活躍している学者が参加し、シンポジウムや集会を開催し、刊行物を発刊しており、平和施策やエネルギー問題を考える上で専門家の研究や意見を知ることができ有益である」と、それぞれ説明されており、いずれも政務活動と関連性を有するものと認められる。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、本件返還請求額のうちの政務活動費計上額（7万7,160円）を超える部分の額（2円）の返還を求める請求については、監査の対象外（却下）とした。

また、「平和憲法を守る東京ネット」の会費（2,000円）の返還を  
求める請求については、平成29年5月22日に政務活動費収支報告書  
及び政務活動費出納簿が訂正（誤記控除）され、同年6月13日に  
2,000円が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

ただし、団体の会費（年会費）を政務活動費に計上する場合の留  
意事項等については、44ページに、意見・要望事項として記載した。

## **(18) 川野たかあき議員**

### **[請求人の主張要旨]**

#### **1 研修費（研修会参加費等・団体の会費（年会費））**

##### **(1) 自治体議員バックアップセミナー受講料に係る研修費**

自治体議員バックアップセミナーの主催は「緑の党グリーンズジ  
ャパン」であり、政務活動費規程第2条に該当し、また、その研修  
内容は「参加者自己紹介、基調講義「議員の役割」、先輩議員から  
の話題提供、議員活動なんでもQ&A」となっていて、新人議員と  
して議員力を付けるための自己研修であり、政務活動に該当しない。  
したがって、当該研修費（3,500円）の返還を求める。

##### **(2) 当選直後のスタートダッシュ企画受講料に係る研修費**

当選直後のスタートダッシュ企画の内容には、議員活動そのもの  
より、自己研修の要素も多分に含まれているので、支出の半額は自  
分で負担するのが社会的な常識である。また、領収書に住所、電話  
番号等の記載がなく、正式な領収書とは認め難い。

したがって、当該研修費の半額（2万5,000円）の返還を求める。

##### **(3) ①「自治体議員立憲ネットワーク」の会費、②「反原発自治体議員・ 市民連盟」の会費及び③「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」 の会費並びに④「全国政策研究集会in姫路2015」の参加費、宿泊費及 び交通費に係る研修費**

政務活動費支出の基本的考え方の実費弁償の原則（必要経費の一  
部を実費として充当するものでなければならない）に照らし、毎回  
全額を政務活動費から支出するのは許されない。議員活動そのもの  
より、自己研修や川野議員をバックアップする団体の活動もあるの  
だから、支出の半額は自分で負担するのが社会的な常識だと考える。

したがって、当該研修費の半額（3万8,060円）の返還を求める。

### **[判 断]**

#### **1 研修費（研修会参加費等・団体の会費（年会費））**

##### **(1) 自治体議員バックアップセミナー受講料に係る研修費**

判断基準一（7）一アのとおり、領収書が提出され、研修会の名  
称、開催日時、会場、主催者及び概要等が記載された資料が提出さ  
れており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に

処理されていることが認められる。

請求人は、「当該研修の主催は緑の党グリーンズジャパンであり、政務活動費規程第2条に該当する」と主張するが、「政務活動に要する経費」に該当するか否かは研修会の内容等から判断すべきものであり、単に主催が緑の党グリーンズジャパンであることのみを理由として、政務活動費規程第2条（政党活動に関する経費等）に該当するという事はできない。

そして、当該研修会の内容等について、「内容は、①参加者自己紹介、②基調講義「議員の役割」、③先輩議員からの話題提供（「財政に強くなろう」、「会派とはなにか」、「一般質問の仕方」、「市民相談の受け方」）及び④議員活動なんでもQ&Aである」、「その内容を参考に、議員という立場がどういったものであるのかを再確認し、実際に2015年（平成27年）の第2回定例会にて一般質問をしており、もちろんその一度だけでなく、その後から現在に至るまでも活かされており、予算・決算特別委員会などにおいても財政について学んだことを参考にしながら調査・質問をし、区民福祉の増進を図って努力している」と説明されており、政務活動に資するものと認められ、請求人が主張するように「新人議員として議員力を付けるための自己研修であり、政務活動に該当しない」という事はできない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## （2）当選直後のスタートダッシュ企画受講料に係る研修費

判断基準一（7）アのとおり、領収書が提出され、研修会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が記載された資料が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、請求人は、「領収書に住所、電話番号等の記載がなく、正式な領収書とは認め難い」と主張するが、事務処理の手引においては、発行者の住所、電話番号等は領収書の必要的記載事項とされておらず、当該領収書は適正なものと認められる。

そして、当該研修会の内容等について、「内容は領収書に添付した資料のとおりであり、決して「自己研修」にとどまるものではなく、区民福祉の増進を図るための政務活動の土台となるものである」と説明され、当該資料には「議員としての4年間をどのように活動していくかを一緒に考え、その活動計画を「4か年議員計画」として作成する方法を伝授し、また、ワークショップ形式のセミナーとその後のコンサルティングを一体化することで、一人ひとりの議員計画を完成まで導くことを目的とする」等と記載されており、政務活動に資するものと認められる。

請求人は、「議員活動そのものより、自己研修の要素も多分に含まれているので、支出の半額は自分で負担するのが社会的な常識で

ある」と主張するが、政党活動、選挙活動等の政務活動以外の活動が含まれているといえるような特段の事情が認められない以上、そのような主張は採用することができない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**(3) ①「自治体議員立憲ネットワーク」の会費、②「反原発自治体議員・市民連盟」の会費及び③「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」の会費並びに④「全国政策研究集会in姫路2015」の参加費、宿泊費及び交通費に係る研修費**

①から③までの会費については、判断基準一(7)ーイのとおり、いずれも、領収書が提出され、政党及び政治団体に該当しないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

まず、各団体への入会目的については、いずれも「研修への参加や会報などから有益な情報を入手し、区政の課題解決にもつながる」と説明されており、政務活動を目的としたものであると認められる。

そして、当該各団体の目的や活動内容は、①については「立憲主義の立場から超党派の自治体議員が加盟し、地域での運動と政治、国政と地方を結び、全国の情報共有を行うことを目的としており、当該年度では、国と地方自治のあり方について学びの多いものであった」と、②については「原発に関わる情報提供や学習会を行っており、被災した福島の実態を学ぶことを柱に、被害自治体の議員や市民との交流を続けており、一自治体議員として有益な情報を得ている」と、③については「経済成長至上主義から脱却し、持続可能な社会を目指すべきであり、そこには自治体議員の働きが不可欠であるという考えの下、全国の自治体議員の活動をサポートする目的で結成されたものであり、年に数回の研修会、年に1回の全国政策研究集会を開催し、その成果をまとめた冊子を発行し、他にも随時資料の提供や相談受付、メールにて会員間の情報交換や議論を行っている」と、それぞれ説明されており、いずれも政務活動と関連性を有するものと認められる。

次に、④の参加費、宿泊費及び交通費については、判断基準一(7)ーアのとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該研修会の内容について、「基調講演「NPOや社会的企業 多様な経済が地域を活性化する」、分科会「地方再生は自治と不可分」、「戦後70年を迎え 地方からできる平和構築」など、全て地方自治体がテーマとなっており、杉並区にも当然関係するものである」と説明されており、政務活動に資するものと認められる。

請求人は、「議員活動そのものより、自己研修や川野議員をバックアップする団体の活動もあるのだから、支出の半額は自分で負担するのが社会的な常識だと考える」と主張するが、同議員からは「いずれの団体もわたくしが何かしらのバックアップを受けているという事実はない」と説明され、政党活動、選挙活動等の政務活動以外の活動が含まれているといえるような特段の事情が認められない以上、そのような主張は採用することができない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (19) けしば誠一議員・新城せつこ議員

### 〔請求人の主張要旨〕

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告郵送料として33万8,640円を計上しているが、切手で33万8,626円を支払い、政務活動費として交付されている現金による支払はわずかに14円である。切手を購入した際に領収書を提出することは当然であるが、けしば議員・新城議員から切手購入の領収書は1枚も提出されていないので、郵送料に充てられた切手の入手経路が不明であり、政務活動費とは認められない。また、両議員は平成27年4月分が無所属区民派として切手購入の上限額（3万円）を超える約25万円の切手を購入し、使用しているため、切手購入は同年5月以降認められないことになる。

したがって、当該区政報告郵送料のうち、切手による支払分（33万8,626円）の返還を求める。

### 〔判断〕

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

判断基準—（1）—アのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

この点につき、請求人は、「切手購入の領収書が提出されていない、切手購入の上限額（年額3万円）を超えていること等から、政務活動費とは認められない」と主張する。

確かに、政務活動費で切手を購入したのであれば、請求人が主張するとおり、その領収書の提出が必要であり、上限額を超えて計上することができないことは当然のことであるが、本件においては、切手は自費（私費）で購入され、政務活動費としては郵送料が計上されたものであることから、当該郵送料の領収書の提出が必要であるところ、適正に提出されており、また、切手購入の上限額に関する規定は適用されないものである。

以上のことから、判断基準—（1）—エのとおり、政務活動費に計

上していない切手で区政報告郵送料を支払い、その費用を政務活動費に計上したとしても、違法又は不当とまではいうことができない。

なお、請求人は、「けしば議員・新城議員が監査で指摘されたにもかかわらず、平成27年5月以降の郵送料について、またもや同じように入手不透明な切手で政務活動費を支出したことに驚いた。監査委員の意見・要望は何ら生かされていない。（中略）議員にとって「監査委員の意見・要望」とはこれほど軽い扱いなのだろうか。」と述べている。

このことについて、当該監査委員の意見・要望は、判断基準一（1）—エで述べたとおり、平成28年7月に出されたものであり、これを受けて、平成29年3月30日付けの区議会議長通知により、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払の計上は控えるよう、運用が改められたところである。また、両議員からも、「請求人からの指摘を受け止め、また2016（平成28）年度の監査委員の意見・要望を踏まえ、誤解や不信を招くことがないようにするため、2016（平成28）年度からの郵送料は以前行っていたように、現金で支払うこととした」と説明されていることを付言する。

ただし、上記の区議会議長通知の内容を政務活動費規程等に明記することについては、45ページに、意見・要望事項として記載した。

## **(20) そね文子議員・奥田雅子議員**

### **[請求人の主張要旨]**

#### **1 広聴広報費（区政報告関係経費）**

レポート（生活者ネットすぎなみ）98号の作成費用等について、その按分率が、レポート97号及び99号の按分率（50パーセント）と異なり、60パーセントとして計上されているが、何ら説明が記されておらず、その根拠が不明である。

したがって、レポート98号の作成費用等のうち、50パーセントを超える部分（10パーセント）に相当する金額（1万9,590円）の返還を求める。

#### **2 調査研究費（視察先への土産代）**

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、視察先への土産代（7,520円）の返還を求める。

### **[判 断]**

#### **1 広聴広報費（区政報告関係経費）**

判断基準一（1）—アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、実態に即して按分率60パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが

認められる。

そして、当該区政報告（98号）の按分率の根拠について、「4ページのうち、2・3ページ及び4ページの「子宮頸がんワクチン副反応問題」部分が区政に関する内容のため、60パーセントの計上とした」と説明されている。そこで、政務活動費に計上された部分の内容をみると、2ページ・3ページには、平成27年第3回定例会における一般質問や常任委員会・特別委員会における質疑の内容等が掲載され、4ページの「子宮頸がんワクチン副反応問題」に関する記事には、決算特別委員会における質疑の内容等が掲載されており、いずれも、議会活動及び区政に関する記載であると認められ、それらの紙面に占める割合からすると、60パーセントに按分したことが相当でないとは認められない。

なお、レポート97号及び99号の按分率（50パーセント）との相違については、「97号と99号の4ページの「子宮頸がんワクチン副反応問題」部分については、区政に関する内容と判断されないおそれがあり、念のため除外した」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 2 調査研究費（視察先への土産代）

判断基準—（2）—イのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は、最高で4,785円（視察先2か所の合計）であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (21) 松尾ゆり議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 調査研究費（視察先への土産代）

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、「自分の財布」から出費するのが一般社会通念である。

したがって、女性議員有志による視察における土産代の松尾議員負担分（790円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 調査研究費（視察先への土産代）

判断基準—（2）—イのとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は、最高で4,785円（視察先2か所の合計）であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (22) 木梨もりよし議員

### [請求人の主張要旨]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

「区政報告＜平成28年春季号＞」とあるだけで発行日が明確でない。配布代については一切計上がなく、また、区民への配布について説明がなく、不明である。木梨議員は平成28年3月末に30万部印刷しただけであり、政務活動費条例第9条に違反している。一回の区政報告に交付額以上の多額の政務活動費を投入すること、2年に1回区政報告を発行し、年度をまたがり印刷代・配布代を支出することは、本来の政務活動費の基本理念に違反している。

したがって、当該区政報告関係経費（182万3,786円）の返還を求める。

### [判断]

#### 1 広聴広報費（区政報告関係経費）

判断基準—（1）—アのとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成28年の予算特別委員会における意見開陳の内容等が掲載されており、議会活動及び区政に関する記載であると認められる。

また、当該区政報告の配布について、「平成28年4月、5月に28万1,665部をポスティング業者に配布していただき、同年6月3日に支払をしている。残りの区政報告については、私とボランティアで配布している。」と説明されている。「政務活動に要する経費・同細目等」において、区政報告の作成費用と配布費用を同一年度に計上しなければならないとする規定は存在しないことからすると、配布費用のみ翌年度の政務活動費に計上することも許されるものと解するのが相当である。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 3-4 まとめ

以上のとおり、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

## 4 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会が、政務活動費制度の運用改善についての検討を進め、平成 29 年度から、政務活動費規程を改正し、自宅兼用事務所の賃借料は計上できないものとし、また、平成 29 年 3 月 30 日付け区議会議長通知「政務活動費について」により、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払の計上は控えるとともに、一定期間にわたり役務の提供を受ける場合においては、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出するよう、運用の改善を図ったことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

### ア 按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合の上限を 2 分の 1 等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

### イ 団体の会費（年会費）について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、団体の会費（年会費）について、「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」と定められているのみで、計上する場合の提出書類等についての規定が設けられていない。

団体の会費（年会費）を政務活動費に計上するためには、当該団体の目的や活動内容が政務活動と関連性を有することが必要であり、その目的や活動内容が分かる資料の提出や入会目的の明記など、計上する場合の留意事項等について検討されたい。

### ウ 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について

「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成 29 年度版）」においては、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容について、「政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載する」こととされ、また、区議会事務局長の抗弁書では、「政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性を有すると判断できる内容であれば、その記載方法の具体性の度合いは、議員の自律的判断に委ねている」との見解が示されている。

確かに、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止することにも配慮する必要性は認められるところであるが、全く異なる複数の勤務内容がある場合に一つの勤務内容のみを記載するなど、実態と乖離した勤務内容の記載は適切ということとはできない。

また、政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載するという点においても、必ずしも十分でない記載が見受けられる。

より適切な記載内容となるよう、改めて、勤務内容の記載方法について検討されたい。

## エ 平成 29 年 3 月 30 日付け区議会議長通知について

先に述べたとおり、平成 29 年 3 月 30 日付け区議会議長通知により、運用の改善が図られたことは評価することができるものであり、その内容について、政務活動費規程等に明記されたい。

- (2) 議長は、調査回答において、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにされている。

区議会におかれては、今後も、制度の検証と改善を継続的に進めるとともに、これまでの改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するものである。



# 別紙



2017 年 4 月 28 日

杉並区監査委員(宛)

杉並区区議会の会派及び議員に対する平成 27 年度政務活動費に関する措置請求書

1. 地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
2. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書  
別紙の通り
2. 請求人  
次ページ 別紙

---

A

---

B

---

C

---

D

---

E

---

F

---

G

---

H

---

I

---

J

---

---

K

---

---

## 別紙

### 1. 請求の趣旨

- 1) 請求人は、地方自治法第 242 条(住民監査請求)第 1 項「普通地方公共団体の住民は、(中略)違法若しくは不当な公金の支出(中略)があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成 27 年度政務活動費(政活費と略す)の監査請求を行うこととした。

一方、一般市民・区民の立場から行う政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証は、政活費の収支報告書及び添付された出納簿、領収書等の証明書類や政務調査・活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠って行うが、当然の事として、その検証には、限界がある。平成 18 年度から平成 26 年度までの過去の政調費・政活費の検証作業において、多くの場合、それらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、限られており、又、その情報の当否を調査・判断することに、難しさが伴うものであった。従って、会派・議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政活費の収支報告書等の内容が、明確な形で開示されていることを前提とし、主として、その開示された内容を基に検証を行い、請求人が、使途が不当であると判断した政活費の返還の措置請求を求めた。

- 2) 地方自治法第 199 条 8 項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政務活動費条例第 11 条「議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すると共に、使途の透明性の確保に努める」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を依頼し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、政活費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求めてきた。平成 22 年度の政調費監査請求に対する監査結果書においても、区議会議長を、関係人と位置づけ、文書により調査を依頼したことが明記されており、請求人は、ある範囲で、政活費の使途内容の公式な調査が行い得る法体系が整っていると解している。

又、平成 19 年 3 月に、議長から「区議会会派及び議員に対する政務調査・活動費の取扱いに関する規程」の訓令が出され、その後、平成 21 年を除き、毎年改正されてきている。この訓令が、上述した「議長の調査権」とも結びついていると解した。

- 3) 上述したその訓令の改正について、平成 20 年版と平成 28 年版の比較表を添付した(添付資料 1 会派及び議員に対する政務調査費・活動費の取扱いに関する規程の比較)。その改正の多くは、従前の監査請求で不当性を指摘した調査・活動費の項目であるが、一方、比較表に赤字\*で記した数項目については、最初の訓令から 10 年以上が経過し、従前の監査請求において、その不当性を指摘してきたが、「手つかず」のままとされている。例えば、訓令第 2 条の支出基準に、「政務活動に要する経費に該当しない

\*添付資料 1 の薄灰色文字の文書は請求人から提出された原本では赤字で、また、薄灰色文字の文書の最後に(平成 28 年度改正)と記載されている文書は青字で表示されている。

改正平成20年4月1日議長訓令第2号		改正平成28年3月31日議長訓令第2号	
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ 交通費の計上</li> <li>○ 「交通費記録簿」を作成し、実費を計上</li> <li>○ スイカ・パスモ等のチャージ料を計上、但し上限は3/4月額20,000円を超えない</li> </ul>	調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする - 変更なし</li> <li>○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度(平成28年度改正)</li> <li>○ スイカ・パスモ等を使用する場合は、利用明細をもって、「交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする(ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する)</li> </ul>
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懇親会費の計上はできない</li> </ul>	研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懇親会費、政治資金パーティに該当する経費、政党及び政治団体の年会費、大学、大学院、専門学校等に係る学費の計上はできない</li> <li>○ 宿泊を伴わず、交通費が10,000円以下の研修会、講演会等の参加研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要を記載する</li> </ul>
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分</li> </ul>	広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印刷・製本費及び広報紙等送料等は、実態に即して按分、広聴広報活動における茶菓代は、一人につき500円を限度とし、領収書添付用紙に「目的及び参加人数」記載する</li> <li>○ 区政に関わる諸団体が主催する会費の上限は1/2とする</li> <li>○ ただし、議員一人当たり5,000円を限度とする</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。</li> <li>○ ホームページの作成及び維持管理費は、実態に即して按分する。</li> </ul>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議等の茶菓代は、一人につき500円を限度とし、領収書添付用紙に「会議の目的及び参加人数」記載する</li> </ul>	要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>	資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専ら議員本人以外が購読している新聞は対象外</li> <li>○ 所屬政党発行の機関誌の購読は、1人1部のみとする</li> <li>○ 電子辞書等備品の買入れは、実態に即して按分する</li> <li>○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品台帳を作成する</li> <li>○ 備品購入費については、実態に即して按分する</li> <li>○ なお、購入・買入れには所得税法上の耐用年数を考慮する</li> <li>○ インターネット接続料は、実態に即して按分する</li> <li>○ 通信費の支出割合の上限設定</li> <li>○ 携帯電話、固定電話(事務所専用) 1/2</li> <li>○ 固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)1/2</li> <li>○ 固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)1/4</li> <li>○ 政務調査活動に使用する電話・FAXは、必要最小限の台数その番号を議長に届け出る</li> <li>○ 名刺代については、政務調査費から支出できない</li> </ul>	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専ら議員本人以外が購読している新聞は対象外</li> <li>○ 所屬政党発行の機関誌の購読は、1人1部のみとする - 変更なし</li> <li>○ 電子辞書等備品の買入れは、実態に即して按分する</li> <li>○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品台帳を作成する</li> <li>○ 備品購入費は、実態に即して按分する - 変更なし</li> <li>○ ポイントカードを利用して物品を購入した場合、そのポイント相当分を控除切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。</li> <li>○ はがきの購入は、議員一人当たり年額30,000円を超えることはできない</li> <li>○ 又、一人当たりの購入は、100枚を限度とする。</li> <li>○ インターネット接続料、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、実態に即して按分する</li> <li>○ 通信費の支出割合の上限設定 - 変更なし</li> <li>○ 政務調査活動に使用する電話・FAX - 変更なし</li> <li>○ 政務調査費から支出できない</li> </ul>
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名刺代については、政務調査費から支出できない</li> </ul>	事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信費の支出割合の上限設定 - 変更なし</li> <li>○ 政務調査活動に使用する電話・FAX - 変更なし</li> <li>○ 政務調査費から支出できない</li> </ul>

※添付資料1の薄灰色文字の文書は請求人から提出された原本では赤字で、また、薄灰色文字の文書の最後に(平成28年度改正)と記載されている文書は青字で表示されている。

<p>事務所費</p>	<p>○ 事務所賃借料 自己所有 一計上できない 賃借 事務所専用一賃借料の支出割合の上限は1/2 自宅兼用一事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とし なお、支出割合上限設定基準額は、 事務所部分の面積等を考慮した案分率を乗じた額とする (自宅賃借料×案分率)×1/2 *自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう *個人(一人会派も含む)で契約する事務所賃借料の 政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○ 事務所光熱水費 自己所有 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2 なお、支出割合上限設定基準額は、 事務所部分の面積等を考慮した案分率を乗じた額とする (自宅賃借料×案分率)×1/2 賃借 事務所専用一事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2 自宅兼用一事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とし なお、支出割合上限設定基準額は、 事務所部分の面積等を考慮した案分率を乗じた額とする (自宅賃借料×案分率)×1/2</p>	<p>事務所費</p>	<p>○ 事務所賃借料 自己所有 一計上できない 賃借 事務所専用一賃借料の支出割合の上限は1/2 自宅兼用一事務所賃借料の支出割合の上限は1/2 -変更なし</p> <p>○ 事務所光熱水費 自己所有 一計上できない(平成28年度改正) 賃借 事務所専用一事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2 自宅兼用 一計上できない(平成28年度改正)</p>
<p>人件費</p>	<p>○ 日常的に勤務する職員の賃金の支給割合の上限は1/2 ただし、議員と生計を一にする親族を職員として雇えない ○ 臨時に勤務する職員の賃金については、勤務内容と 日給・時給等を明記のうえ、勤務実績に応じて支払う ただし、支払額は議員一人当たり月額50,000円を超えな</p>	<p>人件費</p>	<p>○ 議員と生計を一にする親族を職員として雇えない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、 支給割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員については、 勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員一人当たり月額50,000円を 上限として、勤務実績に応じた額とする。</p>

※添付資料1の薄灰色文字の文書は請求人から提出された原本では赤字で、また、薄灰色文字の文書の最後に(平成28年度改正)と記載されている文書は青字で表示されている。

もの」の一つに、「政党活動に関する経費」が挙げられているが、一方、資料購入費の項目で、「所属政党発行の購読は一人1部のみ」とされている。多くの政党の党員は、党紙を購読・購入が義務付けられているのが一般的であり、その費用を政活費から支出することは認められないとすることは、一般社会通念上からも明白であり、訓令自体が自己矛盾している。しかし、当該項目の改正はなされていない。毎年、区議会事務局により「政務調査・活動費の支出に関する事務処理について」の冊子が、会派及び議員に対する説明資料として作成されているが、各項目の内容説明が主体であり、その改正が行われた場合にも、その背景、趣旨は明らかにされてこなかった。このため、訓令の改正が、どのような方向づけ、指針で実施されるのか、一般区民にとっては、「藪の中の出来事」としか思えない状況になっている。同様の例として、「各議員に交付される年額192万円を超えた額を支出額として記載した収支報告書」を、公金である政調・政活費と私的資金の支出を混同し、不法な行為であることを指摘してきた。「政務調査・活動費の支出に関する事務処理について」の平成28年度版の冊子によると、「事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するものとする」とされ、物事が前に進んだが、それは「事務の効率化」のためとされ、本質を外した説明になっている。

以下に、請求人が、政活費をどの様に捉えているかについての基本的立脚点及びその立脚点に基づき、政活費の検証における基本的考え方と視点を記した。更に、政活費監査請求に対する監査の進め方、監査結果書の記載内容、監査実施における対象部局、関係人の対応等について、請求人が、情報開示及び是正が必要と判断した内容について記した。

#### 1) 政活費に対する基本的立脚点について

- 政活費とは、何か、どのような目的のために、会派・議員に交付されているのだろうか？

「政務活動費の交付に関する条例」第1条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされる。更に、地方自治法第104条に規定された議長権限に基づき、会派・議員に対して、政活費の取扱い規定が、服務規程の形で、議長訓令として出されている。当該訓令第2条1項に、政活費としての用途を禁止する経費が明示され、3項には、施行規則の用途基準に対応した細目が規定されている。

このことから、請求人は、政活費は、会派・議員の多岐に亘る活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した「区政の活性化に寄与する活動」に限定されて支出されるものとされ、更に、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する

活動は、当然のことながら、政活費に計上することが出来ないと解する。一方、議長訓令に規定されている使途基準細目には、納税者・一般区民の感覚・視点からは、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費とは異なり、政活費に計上することに疑いのある使途内容が規定されている。

- それでは、そのお金は、どこから捻出されて、会派・議員に交付され、どのような性格をもつものなのだろうか？

政活費条例の第 6, 7, 8 条に、「議長から、会派・議員の状況について通知を受けた区長が、政活費交付の決定を行い、会派・議員の政活費請求に基づいて、区長が交付する」とされ、更に、第 12 条に、「その年度内に交付を受けた政務活動費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されている。このことから、請求人は、政活費は、会派・議員の「公金からの一時預り金」と解する。

- では、このように、私たち区民が納めた税金・公金から交付された政活費の使い道について、会派・議員には、どのような責任があるのだろうか？

政活費は、請求人を含めた区民の納める税金・公金であるとの性格から、交付を受けた会派・議員には、その使途について、何に支出されたかの具体的な情報の開示を行い、その支出の目的とする政務調査・活動が、区政とどのようなつながりがあるかを、又、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任が生じると解する。加えて、その政活費を計上した政務調査・活動の進展状況及び結果を、継続的に、区民に開示し、報告する義務・責任が生じる、と解する。

## 2) 政活費検証の基準

請求人の政活費の基本的捉え方を上述したが、それに沿って、以下の諸点を、政活費の対象とされた政務調査・活動が、地方自治法第 242 条(住民監査請求)第 1 項に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかどうかの具体的な検証の基準とした。

- 第 1 点：政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない

公金が交付される政活費は、区政の活性化に結び付く政務調査・活動に資するものであり、政活費条例等で禁止されている会派・議員の政党活動、後援会活動、選挙活動と一線を画しているかどうかの検証を出発点とした。それらの政治的活動と政務調査・活動の間には、いわゆる灰色の境界領域があるとされるが、政活費に計上された活動が、直接であれ、間接であれ、更には、将来的であるにしても、如何に、一般区民の生活に結び付いた区政の進展を目指しているかが、検証の判断基準である。請求人が行ってきた過去の政調費の検証結果に拠れば、政活費のほぼ半分が、広報活動の経費として計上されているが、それには、区政報告、ホームページ等に拠る広報に加え、例えば、駅前等の街頭での宣伝活動を区政報告の政務調査・活動とし、その実施日時を知らせるポスターの作成費やメガホンなどの購入費等が政活費に計上されていた。このような街宣

活動は、会派・議員の宣伝活動そのものであり、公金が交付される政務調査・活動とは、明確な一線を画すべきとした。又、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員自身及び議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する様な活動の経費は、当然のことながら、政活費に計上することが出来ないとした。一方、政務調査・活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の社会生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政活費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。会派・議員の政党、後援会活動、選挙活動の一環とみなしうる活動を、“按分の魔術”で、政活費に計上されている支出に対しては、納税者・一般区民の視点から、その合理性・妥当性を検証した。

● 第2点：主体性のある活動である

政務調査・活動の範囲としては、区民の意見の集約、現地調査、講演会、新聞・雑誌・書籍の購読等の情報収集活動、それらの調査研究に基づく区政立案・討議のための会議、区民からの要望・意見の再々聴取、関連資料の作成、更に、立案された政策の委員会・議会等における審議、具体的な実践計画・行動内容等を、区政報告を始めとした広報手段により、広く区民に伝える広報活動など多岐に亘っている。それらの活動において、会派・議員が、その活動の目的・意義を明確に、一般区民に伝え、主体的に実行されるべきであると解している。例えば、単に、一般区民と共に、当該活動に参加するにとどまらず、それらを、主体的に、区政の活性化に結び付け、何かを生み出す方向性を有する活動に導くべきであるとした。又、複数の議員で行われてきた視察の報告書の多くに、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての考えが示されず、報告書を作成したと思われる議員の視察報告書参照とされているのみであった。参加議員の間で、視察結果について、種々の討議がなされたと推測するが、多く報告書には、各議員の意見が記載されておらず、主体性を持った政務調査・活動であったかどうか不明であった。それらの視察が、公金を使ったものである限り、議員の自律性を守る観点から限界があるとしても、視察について、個別の意見を、一般区民に伝える責務があると、請求人は解する。

● 第3点：公私混同のない活動である

議員の活動ために、自宅(賃貸)及び議員本人や親族経営の店舗・会社等の一部を活動の事務所として使用している等、議員の実生活と結び付いた形で議員活動が営まれている場合があり、それらの場合は、当該議員の政務調査・活動との明確な線引きがなされるべきと解している。議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政活費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話、水光熱費(平成28年度から計上禁止)等の基本料金は、それらの使用量の大小で変動しうるとしても、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。又、事務所として

使用されている自宅の部屋の家具等の備品の購入を、政活費に計上して支出する必要がある場合も、その備品の耐用年数と議員の任期との関係を考慮して判断すべきとした。又、議員の所属する会派の事務所を利用し、加えて、その事務所で、雇用されている従業員が、当該議員の事務を担っている場合があるが、それらの場合は、当該議員の政務調査・活動との明確な線引きがなされるべきと解した。

● 第4点：コスト低減に徹した活動である

政活費が公金として交付されることから、その支出は、一般区民生活における市民感覚と同様に、あるいは、それ以上に強いコスト意識の下に行われるべきと解する。例えば、政務調査・活動の視察先は、十分な予備調査・情報活動により選定されるべきであり、その目的地への公共交通手段の選択、タクシーの利用の有無、自己保有の車両の利用によるガソリン代・駐車場代等の政活費への計上は、公金の使用であるとの”緊張感”と、明確な情報開示の下に、なされるべきである。又、新聞購読、書籍等の資料購入、区政報告の作成、広報のためのホームページの作成・運営、パソコン、プリンターそれらの関連製品、各種備品、事務用品の購入・リース等について、一般常識に沿ったコスト低減意識の下に行われるべきである。

● 第5点：情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること

政活費収支報告書は、十分な情報の開示と説明責任を基にした透明性を有するものであるべきと解する。請求人が行ってきた平成 18 年度以降の政調・政活費監査請求の監査結果書においては、請求人の要請した監査に対して、その多くを「会派・議員の自律性の尊重」によるとして監査委員の判断が避けられてきた。このために、政活費が「会派・議員の聖域」となり、一般区民の感覚・常識が入れない状態にされてきている。会派・議員が政活費とし計上する政務調査活動については、それが公金によるものである限り、一般区民・納税者に対して、その情報開示を明示し、説明する責任があると解する。従って、この情報開示、説明責任が、どのような形で、どのような範囲でなされているかを精査することとした。

以上の点から、平成 27 年度の政活費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。

なお、会派及び議員から提出された平成 27 年度政務活動収支報告書のまとめを添付した（添付資料 2 平成 27 年度政務活動収支報告書のまとめ）。



## 2. 措置請求内容及び事実証明書

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成 27 年度政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。要返還額の合計は、6,946,792 円である。

平成 27 年度の政務活動費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記の順に記述した(所属会派名は、「ぎかいのしおり—平成 27 年 8 月 1 日」版に依拠した)。

自由民主党(浅井くにお、井口かづ子、井原太一、今井ひろし、大熊昌巳、大和田伸、小泉やすお、富本卓、はなし俊郎、吉田あい、脇坂たつや、大泉やすまさ)、公明党(大槻城一、川原口宏之、北明範、島田敏光、中村康弘、山本ひろこ、横山えみ、渡辺富士雄)、区民フォーラムみらい(上野エリカ)、自民・無所属・維新クラブ(岩田いくま、松浦芳子)、いのち・平和クラブ(市来とも子、川野たかあき、けしば誠一、新城せつこ、奥田雅子、そね文子)、杉並わくわく会議(松尾ゆり)、共に生きる杉並(木梨もりよし)

<自由民主党>

### ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について

区議団通信「すぎなみ自民」として、区政報告 Vol.1(平成 28 年 8 月)、Vol.2(平成 28 年春)を発行している。両面カラーの印刷代及び杉並区内朝日・読売・産経新聞の折り込み代として、総額 809,250 円を、会派全員 12 人が、各政務活動費の広聴広報費の支出として計上している。その支出の詳細は「会派区政報告(2/19 計上)政務活動費計上詳細その 1」に記載されている(添付資料 3 自民 1 参照)。

区政報告 Vol.1 及び 2(添付資料 4 自民 2 参照)は、A4 サイズ用紙の両面からなっている。Vol.1 の第 1 面は、その上部に区議団全員の集合写真が載り、続いて井口かづ子幹事長のメッセージが記されている。下部に、「今年度の会派所属議員の委員会のお知らせ」の委員会名と各委員会所属議員の氏名を記載した一覧表が示されている。裏面には、「会派議員紹介」と題され、12 名の写真付きで自己紹介のメッセージが記されている。一方、Vol.2 の表面には、同様に全員の集合写真と井口かづ子幹事長の新年の挨拶が載り、下段に、「第三回・第四回定例会の概要報告」と題された議題等が記されている。

当監査請求の「請求の趣旨」の項に記したが、「杉並区議会の政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされている。

上述した自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」の区政報告は、「区議会の政務活

会派区政報告(2/19計上)政務活動費計上詳細その1

株式会社ネットプロテクションズ請求書内訳	
ラスクル1/8 両面カラー 杉並区内朝日・読売・産経 新聞折り込み・印刷代 146150部	¥794,011
ラスクル1/8 両面カラー 1000部	¥4,536
ラスクル1/12 両面カラー 300部 吉田氏追加分	¥3,888
ラスクル1/14 両面カラー 100部 今井氏追加分	¥5,951
振込手数料	¥864
合計	¥809,250
(内訳 会派全員での支出額)	¥799,411
吉田氏個人請求額	¥3,888
今井氏個人請求額	¥5,951

会派議員名	政務活動領収額	備考
井口かづ子	¥66,617	振込手数料¥72含む
脇坂たつや	¥66,617	振込手数料¥72含む
大和田 伸	¥66,617	振込手数料¥72含む
今井ひろし	¥72,568	5951円プラス 振込手数料¥72含む
富本 卓	¥66,617	振込手数料¥72含む
はなし俊郎	¥66,617	振込手数料¥72含む
吉田 あい	¥70,505	3888円プラス 振込手数料¥72含む
小泉やすお	¥66,617	振込手数料¥72含む
大熊 昌巳	¥66,617	振込手数料¥72含む
浅井くにお	¥66,617	振込手数料¥72含む
井原 太一	¥66,617	振込手数料¥72含む
大泉やすまさ	¥66,617	振込手数料¥72含む
合計	¥809,243	△ 7 差額は会派会計

政務活動費に計上するには2/19付けで区政報告印刷・新聞折込代として上記金額を計上してください。請求書原本及び振込書原本は今井氏の政務活動帳簿で提出します。

# すぎなみ自民

区議団通信

区政報告

平成27年8月

VOL.1



本年6月の臨時議会より、新生議会がスタート致しました。私たち、杉並区議会自由民主党は新人2名を含め、12名の会派となり、区議会最大会派としての責務を、果たすべく、議会活動に臨んで参ります。未来の杉並区に向けて、少子化、超高齢化、人口減少、空き家、施設再編、商業振興と多岐にわたる課題が山積しています。これらを会派全員でしっかり研鑽、議論し、取り組んでいくことをお約束いたします。区民に最も近い政治である区政は、安心・安全で豊かな区民生活の向上と区民福祉の増進が目的です。私たち12名の会派は、この目的に向かって、一致協力の下、より強い緊張感を持ち、自助、共助、公助の視点から取組み、区民の皆様の付託に応えうる会派となるよう精一杯努力して参ります。これからも杉並区議会自由民主党に、ご期待いただきますよう、皆様のご指導、ご鞭撻の程よろしくお申し上げます。

幹事長 井口かづ子

## 今年度の会派所属議員の委員会をお知らせします

### ■ 常任委員会

**総務財政委員会** 調査事項（政策経費部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び選挙委員会に関する事項並びに、他の常任委員会に属さない事項）

◎今井ひろし、はなし俊郎、浅井くにお

**区民生活委員会** 調査事項（区民生活部及び農業委員会に関する事項）

小泉やすお、吉田 あい

**保健福祉委員会** 調査事項（保健福祉部に関する事項）

井口かづ子、大泉やすまさ

**都市環境委員会** 調査事項（都市整備部及び環境部に関する事項）

大熊 昌巳、大和田 伸

**文教委員会** 調査事項（教育委員会に関する事項）

富本 卓、脇坂たつや、井原 太一

※（ ◎は委員長、○は副委員長 ）

### ■ 議会運営委員会

**議会運営委員会** 調査事項（議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の発問に関する事項）

◎井口かづ子、○脇坂たつや、大和田 伸

### ■ 特別委員会

**災害対策特別委員会** 調査事項（災害対策及びエネルギー問題に関する調査）

はなし俊郎、吉田 あい、今井ひろし

**道路交通対策特別委員会** 調査事項（自動車、外環道路、放射5号線、南北交通及び新交通システムに関する調査）

◎浅井くにお、井口かづ子、大泉やすまさ

**文化、芸術スポーツに関する特別委員会** 調査事項（文化芸術及びスポーツに関する調査）

小泉やすお、大熊 昌巳、井原 太一

**議会改革特別委員会** 調査事項（議会のあり方に関する調査）

◎脇坂たつや、富本 卓、大和田 伸

# 杉並区議会自由民主党会派所属議員紹介

所属委員会の◎は副委員長、○は副委員長です。いずれも平成27年3月1日現在の状況です。

**議長 はなし俊郎**  
 第75代杉並区議会議長に選任されました。議会を牽引する立場として、その責務を強く感じているところです。新生議会のより一層開かれた議会の実現に精一杯努力する所存です。  
**所属委員会**：総務財政／災害対策／表彰審査／名誉区民  
 住所：杉並区堀ノ内2-36-18  
 TEL：03-3311-5657  
 FAX：03-3311-5657  
 E-mail：hanashi@jcom.home.ne.jp

**幹事長 井口かづ子**  
 「絆社会のまちづくり」基本は安全な暮らしです。その為の一石を投げつけます。  
**所属委員会**：◎議会運営／保健福祉／道路交通／土地開発  
 住所：杉並区清水3-16-2  
 TEL：03-3390-7775  
 FAX：03-3390-7709

**副幹事長 脇坂たつや**  
 このたび、会派の副幹事長を拝命いたしました。杉並から日本を良くするべく、「若者力！」を前面に出しながら、今期も頑張ります！  
**所属委員会**：◎議会運営／文教／◎議会改革／駐車対策  
 住所：杉並区阿佐谷南3-27-10  
 TEL：03-3391-7717  
 FAX：03-3391-7717  
 E-mail：wakisaka@suginami-kugikai.jp

**政調会長 大和田 伸**  
 「杉並区議会最大会派」一この誇りと責任を胸に、私達は一丸となって歩みます。政調会長として、私はこの職責を全うします。  
**所属委員会**：◎議会運営／都市環境／◎議会改革／国民保護  
 住所：杉並区高円寺南2-16-2  
 TEL：03-6768-9011  
 FAX：03-6768-9012  
 E-mail：shin-ohwada,5509@jcom.home.ne.jp

**総務会長 今井ひろし**  
 子どもと高齢者の未来を守ります。福祉、教育、災害対策、財政を専門にこれらより一層向上して参ります。  
**所属委員会**：◎総務財政／災害対策／広報／表彰審査  
 住所：杉並区上高井戸2-4-24-303  
 TEL：03-5932-3976  
 FAX：03-5932-3976  
 E-mail：heemon01@jcom.home.ne.jp

**小泉やすお**  
 杉並区の文化と伝統を大事にして、子供達にしっかりと継承してまいります。  
**所属委員会**：◎区民生活／文化芸術スポーツ／後期高齢者医療連合  
 住所：杉並区南荻窪1-40-15  
 TEL：03-3333-6778  
 FAX：03-3333-6778

**監査委員 富本 卓**  
 「あるべき姿」を常に追求する姿勢と知恵と工夫の政治で、明るく、区民パワー溢れる杉並づくりを意図し、そして果敢に取り組みます。  
**所属委員会**：◎文教／◎議会改革  
 住所：杉並区西荻北4-8-8-302  
 TEL：03-5382-4103  
 FAX：03-5382-4103  
 E-mail：info@taku-tomimoto.jp

**大熊 昌巳**  
 暮らしやすい、住みやすい、区民生活の活性化、更なる福祉の向上を求め、地域の代弁者として地域の声を議会に届けて参ります。  
**所属委員会**：◎都市環境／文化芸術スポーツ／土地開発  
 住所：杉並区久我山3-17-24  
 TEL：03-3333-5738  
 FAX：03-3332-3332  
 E-mail：kawaraban@ookuma-masami.jp

**吉田 あい**  
 2歳の娘を持つ母です。母親の目線で子育ての悩みに取り組みます。また、祖父母の在宅介護の経験から、介護支援の充実を進めます。  
**所属委員会**：◎区民生活／災害対策／農業委員  
 住所：杉並区高円寺北4-20-13  
 TEL：03-3337-2703  
 FAX：03-3337-2703  
 E-mail：ai@yoshida-ai.com

**浅井くにお**  
 二期目に入り、活動はこれまで同様、専門性・責任感・実能力・全力をモットーに、区民の皆様のため精一杯頑張っております。  
**所属委員会**：◎総務財政／◎道路交通／財産価格  
 住所：杉並区上井草4-24-13  
 TEL：03-6762-0920  
 FAX：03-5303-6388  
 E-mail：kunio-asai@jcom.home.ne.jp

**井原 太一**  
 心るさと杉並の未来を築き元気にする「人づくり」、安心子育て、活き活き高齢者と家庭を守る「まちづくり」にがんばります。  
**所属委員会**：◎文教／文化芸術スポーツ／土地開発／消防団運営  
 住所：杉並区下高井戸2-10-21-611  
 TEL：03-5301-2755  
 FAX：03-5301-2755  
 E-mail：t-ihara@ihara-taichi.org

**大泉やすまさ**  
 安心して産み育てられる社会、救命救急医療の充実、地域のお声をしっかり伺って、課題解決に取り組んでまいります。  
**所属委員会**：◎保健福祉／道路交通／個人情報／都市計画  
 住所：杉並区永福2-51-14  
 TEL：03-3328-0007  
 FAX：03-3325-8732  
 E-mail：yasumasa.chizumi@gmail.com

所属委員会には、常任委員会、特別委員会のほか各種審議会委員、各種評議員、後期高齢者医療連合議員、各種委員等も表記しています。

# すぎなみ自民

区議団通信

区政報告

平成28年春

VOL.2



第3回定例会後 JR 阿佐ヶ谷駅前街頭報告会 会派議員一同 平成27年11月

## 謹んで新春のお慶びを申し上げます

区民の皆様にはお健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は杉並区議会自由民主党へ一方ならぬ御支援を賜り会派一同心より御礼申し上げます。

私たち会派は、議会第一党会派として常に区民目線、財政最適効果、全体最適の視点を持って議論・審議し、杉並区政全体へ責任のある議会活動を行ってまいります。そのためには、議員の質の向上、地域に胸襟を開いた対話、俯瞰した視点での施策の評価など議員一人ひとりが切磋琢磨することが重要と考えています。昨年、会派内で改革を行い、議員間での研鑽や報告会、会派広報活動などに努めてまいりました。本年もさらに研究を重ねて「今と将来に責任ある区政を」を標榜し、全力で活動してまいります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

杉並区議会自由民主党 幹事長 井口かづ子



第4回定例会後 JR 荻窪駅前街頭報告会 12月

発行・著作  
杉並区議会自由民主党  
杉並区阿佐谷南1-15-1  
電話03-3312-2111 (代表) FAX 03-3320-2255

第4回定例会は11月18日に開  
催し12月8日までの21日間で開  
催されました。主な議題は杉並区  
個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する条例、平成27年度  
一般会計補正予算(第3号)ほか  
24件を審議しました。会派所属議  
員のうち、今井ひろし、浅井くに  
お、大熊昌巳の3名が一般質問を  
行いました。また選挙管理委員の  
改選も行われ、会派推薦候補が選  
出されました。

第3回定例会は9月10日に開  
会し、10月16日までの37日間で  
開催されました。主な議題は空家  
等対策協議会条例、平成27年度一  
般会計補正予算(第2号)、平成  
26年度決算認定ほか19件の審議  
を行いました。会派所属議員のう  
ち、吉田あい、今井ひろし、大熊  
昌巳、大和田伸、大泉やすまさ、  
井原太一の6名が一般質問に立ち、  
決算審査の特別委員会では総括質  
疑を幹事長の井口かづ子、個別質  
問を脇坂たつや、今井ひろし、大  
和田伸、大熊昌巳、井原太一、大  
泉やすまさ、浅井くにの8名で  
行い、10月15日の意見開陳は脇  
坂たつやが行いました。

第三回・第四回定例会の概要報告

# 杉並区議会自由民主党会派所属議員紹介

昨年の区政報告と今年の豊富について一言



## 幹事長 井口かづ子

昨年は消費引き上げ、地方創生の取組み等、政治・経済の進展が難しい一年でありました。杉並区決算では予算の待機と繰越金に対する成果、課題をどのように対策したのか会派を代表して積極的に質問しました。区政に対しては是非問わず取組み、全体最適を視点とし、会派での議論を進めて参りました。本年も率先して、喫緊の課題に全力で取り組んで参ります。

住所：杉並区清水3-16-2  
TEL：03-3390-7775



## 議長 はなし俊郎

昨年は、第75代議長として全力で透明性と公開を重視した議会運営を行ってまいりました。本年もより一層開かれた議会の実現に精一杯努力してまいります。

住所：杉並区堀ノ内2-36-18  
TEL：03-3311-5657



## 副幹事長 脇坂たつや

今期は副幹事長を務め、決算特別委員会では会派を代表して、決算認定の意見を述べました。少子高齢社会・人口減少社会を本格的に迎え、地方創生は持たないです。杉並区の安心安全を守りながらも、将来を見据えた施策を展開していかなければなりません。私は若者世代の一人として、また子供を持つ父として、当事者意識を強く持ちながら、本年も精一杯活動してまいります。

住所：杉並区阿佐谷南3-27-10  
TEL：03-3391-7717



## 政調会長 大和田 伸

今期、会派の政調会長として議員同士が議論・討議する場を充実させて日々切磋琢磨してきました。人口減少社会が到来する中、活力を維持する為、杉並の姿勢が問われています。杉並区は2年で約1万人の人口増とりましたが、主な要因は他地域から転入です。もはや「自分さえ良ければいい」という安易で無責任な姿勢は許されません。本年も地域の声を第一にして全力で参ります。

住所：杉並区高円寺南2-16-2  
TEL：03-6768-9011



## 総務会長 今井ひろし

昨年は全ての議会で子どもと高齢者の支援と未来について質問と提案を行って参りました。その中で防災アプリを提唱し、実現できたことは喜びです。本年も子どもの未来のために福祉、教育、防災を専門に全力で取組み必ず充実して参ります。

住所：杉並区上高井戸2-4-24-303  
TEL：03-5932-3976



## 小泉やすお

昨年は議会の最年長者として意見を申し述べて、区政へ文化と伝統を尊重し、和を大切にしたい一年でありました。本年も変わらぬ姿勢でしっかりと区政に取り組み所存です。よろしくお願いいたします。

住所：杉並区南荻窪1-40-15  
TEL：03-3333-6778



## 監査委員 富本 卓

監査委員として、別月の出納検査、現地での監査、区及び財政援助団体等のヒヤリングなどを通じて、日々の行政のチェックを行っています。本年も監査委員の議員として、納税者の思いを大切にしながら「無駄のない杉並区政に向け、取り組んで参ります。加えて常に公約達成度を意識し、自らが選挙で訴えた公約の達成をめざすとともに知事と工夫と実行力で「明るく元気で活力ある杉並づくり」に邁進してまいります。本年も宜しくお願い致します。

住所：杉並区西荻北4-8-8-302  
TEL：03-5382-4103



## 大熊 昌巳

新しい年を迎え、議会活動の抱負をお伝えさせて頂きます。本年も、区民生活と福祉の向上をめざし、区民皆様の声を議会と行政に届けて参ります。2020年・東京大会まであと5年の中、一般質問で総合型地域スポーツクラブの立ち上げ支援を求め、区の実行計画に反映されました。スポーツを通して、人づくり、地域づくり、まちづくりの理念の下、皆様と共に地域スポーツクラブの立ち上げを進めて参ります。

住所：杉並区久我山3-17-24  
TEL：03-3333-5738



## 吉田 あい

本年も子育て中の視点を活かし、教育や子育て施策の課題を母親目線で取組むとともに、祖父母の在宅介護の経験を活かし住み慣れた我が家で、安心して年を重ねて行ける在宅介護支援や認知症予防対策にも力を注いでまいります！また、農業委員として杉並の農産物を全国に発信し、区内農業を盛り立てて参ります。

住所：杉並区高円寺北4-20-13  
TEL：03-3337-2703



## 浅井くにお

議員二期目に入り、平成27年第2回・第4回定例会では、善福寺川の水害対策、西武新宿線の開かずの踏切対策、コミュニティバス路線の拡大、緑地保全、住宅地のコインパーキング問題等に対し、一般質問で事業促進などを求めました。- 決算特別委員会では、保育園入口の防犯対策、都市農業への支援、区のホームページの充実、道路舗装の改修促進等、区に提案しました。本年も区民福祉の向上に頑張ります。

住所：杉並区上井草4-24-13  
TEL：03-6762-0920



## 井原 太一

子どもが少ないからこそ、一人一人を元気に大切に育てること、これは社会の元気がつがります。その観点から議会でも質問をしました。ダメだと思わず同じことにも意欲を注ぐ人、障がいへの理解が社会で活躍できる人等を育てます。また、災害時の初期消火体制を整え、24時間訪問医療を充実し、高齢者を孤立させず活躍の場をつくる等、決算特別委員会でも取り組んだ課題です。本年もがんばります。

住所：杉並区下高井戸2-10-21-611  
TEL：03-5301-2755



## 大泉やすまさ

昨年は少子高齢化対策に重点を置き、一般質問や決算特別委員会において新年度の特別児童養育費の見込みを調査し、子育て世代への支援充実や高齢者等の住宅確保要配慮者への施策、AEDの増設等の救急医療体制の充実を提唱しました。本年は、空き家対策などに宅地建物取引士の経験を活かし、取り組んで参ります。

住所：杉並区永福2-51-14  
TEL：03-3328-0007

写真は第三回定例会の一般質問、決算意見開陳、決算特別委員会、定例会後の駅前街頭報告会のものです。

動費の交付に関する条例」第 9 条が規定している「政務活動」に準じその範囲内であろうか。

請求人は、「すぎなみ自民」の内容は、政党の宣伝活動そのものであり、当該条例 9 条の範囲外であり、更に、「区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（議長訓令）の第 2 条の支出基準で、「政務活動に要する経費に該当しないもの」とされる「政党活動」そのものであると解する。

従って、政務活動費に計上された費用合計 809,250 円について、議員団全員に、分割した費用の返還を求める（添付資料 3 自民 1 参照）。

## ② 会派視察における土産物の計上について

会派視察として、平成 27 年 7 月に、北陸地方を訪れているが、その際、参加者 10 名（今井口かづ子、脇坂たつや、大和田伸、今井ひろし、富本卓、はなし俊郎、大熊昌巳、浅井くにお、井原太一、大泉やすまさ）が、土産代 4,620 円を等分し、各自 462 円を費用計上している（添付資料 5 自民 3 参照）。

会派の視察に参加した各議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、各議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上された土産物代 462 円を、参加議員に返還を求める。

又、井口かず子議員は、女性議員有志による視察として、平成 27 年 8 月に、相馬市を訪れているが、その際に、2 回の土産物代として 790 円を計上している。

従って、請求人は、井口議員に、上述の土産物代 462 円を加え、1,252 円の返還を求める（添付資料 6 相馬市視察参照）。

なお、相馬市視察に参加した区議会議員 8 名（井口かづ子、横山恵美、松浦芳子、そね文子、奥田雅子、上野エリカ、市来とも子、松尾ゆり）の折半となっており、各議員に対して、土産物代として計上された 790 円の返還を求めた。

各会派議員に対する返還要求は以下の通りである。

### 1. 浅井くにお

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>0 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>67,079 円</u>

会派視察(7/2計上)政務活動費計上詳細その2

名前	政務活動費計上分内訳										合計
	土産代 ①-①	高速代 福井北 一加賀 ①-①	科学館駐車 代 ①-②	科学館入館 料 ①-②	ホテル駐車代 ①-③	高速代 金沢第 一-富山 ①-④	桜木町駐車 代 ①-④	ガリン代 ①-⑤	合計		
井口かづ子	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
脇坂たつや	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
大和田 伸	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
今井ひろし	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
富本 卓	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
はなし俊郎	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
大熊 昌巳	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥0	¥0	¥0	¥701	¥2,347		
浅井くにお	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
井原 太一	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
大泉やすまさ	¥462	¥164	¥20	¥1,000	¥222	¥353	¥22	¥701	¥2,944		
合計	¥4,620	¥1,640	¥200	¥10,000	¥1,998	¥3,177	¥198	¥7,010	¥28,843		

※領収書の原本は今井ひろしの7月分に計上してあります。丸数字は領収書貼付用紙番号です

添付資料 6  
相馬市視察

女性議員有志南相馬市視察 政務活動費・その他経費 計上内容  
(8/7 ~ 8/8)

政務活動費計上分(8/8付)

	領収証金額	1人当たり代金
お土産	4,785	598
お土産	1,543	192
特養視察現地コーディネート料	5,000	625
レンタカー	6,480	810
レンタカー	6,480	810
ガソリン代	125	15
ガソリン代	147	18
一人当たり代金合計		3,068

※3,068円分を政務活動費に計上してください。

参加議員            井口 かづ子    横山 えみ  
                         松浦 芳子    松尾 ゆり  
                         そね 文子    市来 とも子  
                         奥田 雅子    上野 エリカ    (以上8名)

本領収証は市来議員に添付

2. 井口かつ子		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>407,387 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,869 円</u>
3. 井原太一		
<u>今政活費交付額</u>		<u>1,760,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>1,272,779 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,079 円</u>
4. 今井ひろし		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>233,910 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,079 円</u>
5. 大泉やすまさ		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,760,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>1,581,787 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,079 円</u>
6. 大熊昌巳		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>681,166 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>280,190 円</u>

① パソコン関係の事務費計上について

大熊議員はパソコン関係の事務費を2015(平成27)年度も按分90%で支出した。

パソコン接続料 (按分10分の9)                    5,200円×12 か月=62,400円

4月29日、5,200円            5月30日5,200円            6月21日5,200円

7月26日5,200円            8月26日5,200円            9月26日5,200円

10月28日5,200円            11月26日5,200円            12月25日5,200円

1月30日5,200円            2月25日5,200円            3月20日5,200円

ノートPC 無線ラン料 (按分10分の9)    3,592円×12 か月=43,092円

4月29日、3,591円            5月30日3,591円            6月21日3,591円

7月26日3,591円            8月26日3,591円            9月26日3,591円

10月28日3,591円            11月26日3,591円            12月25日3,591円

1月30日3,591円            2月25日3,591円            3月20日3,591円

パソコン無線ラン料 (按分 10 分の 9) 3, 110 円×12 か月=37, 320 円  
 4 月 29 日 3, 110 円 5 月 30 日 3, 110 円 6 月 21 日 3, 110 円  
 7 月 26 日 3, 110 円 8 月 26 日 3, 110 円 9 月 26 日 3, 110 円  
 10 月 28 日 3, 110 円 11 月 26 日 3, 110 円 12 月 25 日 3, 110 円  
 1 月 30 日 3, 110 円 2 月 25 日 3, 110 円 3 月 20 日 3, 110 円  
 カラープリンター保守料 (按分 10 分の 9) 8, 748 円×12 か月=104, 976 円  
 4 月 29 日 8, 748 円 5 月 30 日 8, 748 円 6 月 21 日 8, 748 円  
 7 月 26 日 8, 748 円 8 月 26 日 8, 748 円 9 月 26 日 8, 748 円  
 10 月 28 日 8, 748 円 11 月 26 日 8, 748 円 12 月 25 日 8, 748 円  
 1 月 30 日 8, 748 円 2 月 25 日 8, 748 円 3 月 20 日 8, 748 円  
 パソコンソフトリース料 (按分 10 分の 9) 5, 832 円×12 か月=69, 984 円  
 4 月 29 日 5, 832 円、 5 月 30 日 5, 832 円 6 月 21 日 5, 832 円  
 7 月 26 日 5, 832 円 8 月 26 日 5, 832 円 9 月 26 日 5, 832 円  
 10 月 28 日 5, 832 円 11 月 26 日 5, 832 円 12 月 25 日 5, 832 円  
 1 月 30 日 5, 832 円 2 月 25 日 5, 832 円 3 月 20 日 5, 832 円

大熊議員は平成 26 年度もパソコン関係の事務費の按分を 10 分の 9 で支出していた。

「杉並区職員措置請求監査結果(平成 26 年度政務活動費に関する住民監査請求 (その 1))」の P97 に大熊議員の意見が載っている。(下線は請求人がつけた)

<事務費に関する件について>

パソコン、プリンター、ノートパソコン、無線ラン、その他の機器に関する事務費については、IT機器の情報流失等セキュリティに関して自己防衛が出来る程の知識が私には無く、慎重を期して、機材のリースと名簿作成ソフトのリース、機材のメンテナンスとバックアップを含め契約を行っております。

カラープリンターの契約とその使用頻度の指摘、あるいは会派のカラープリンターやコンビニのカラープリンターを使用すべきとの指摘ですが、プリンターは誰もが必要とするものであり、社会通念上からもカラープリンターの使用は許されるものと理解を致しております。

使用実態は、地域の方への通知を作成する時に資料などの印刷に用い、資料やグラフなどを見る時にカラー印刷の方が役立ちます。区政報告は、構成と印刷を業者に頼んでおりカラープリンターの使用はありません。

又、26年度以前には、カラープリンター使用に関して指摘を受けておりませんでしたので、26年度も通常通り計上を致しました。カラープリンターの使用については請求人との見解の相違があると思います。

パソコンの使用にあたって、情報の流失等に自己防衛が出来きれない処があり、区議会議員としてパソコンの使用を適正に行い、その活動に間違いが生じないようにする為に、ソフト等の固定維持管理費として長年の計上を行って参りました。自己管理が

基本である かもしれませんが、情報の流失等の対応でバックアップ機能を高めたりする事は必要な経 費と考えております。

指摘を頂いておりますパソコン接続料は、NTTのヒカリ回線の利用料です。事務費等の按分の指摘については、議員活動専用であって政務活動に9割使用している と理解を致して参りましたので9割の計上を致しております。

又、26年度以前は、9割の按分に対する指摘は受けていないので、26年度も同様に 報告を致しました。

必要最低限の政務活動費の使用との私なりの判断がある中で事務費等については、固定 事務経費として当初より計上し、文具費等を計上しないように私なりの配慮も致している 次第です。

請求人からの指摘は、私の様な区議会議員には理解致しかねる文言と、条例等に照らし 歪曲と思える指摘の箇所もあり、按分等の判断は監査委員に委ねます。

以上がP97 に書かれた大熊議員の意見である。

大熊議員の意見には「按分を90%にする根拠」が示されていない。

「26年度以前は、9割の按分に対する指摘は受けていないので、26年度も同様に 報告を致しました。」とあり、住民監査請求で指摘されない限り、根拠もなく、9割にしたことを示している。

さらに「按分等の判断は監査委員に委ねます。」と示しているように、90%にする根拠を明示することなく、使用実態のわからない監査委員に按分割合の決定を求めている。

「議員活動専用であって政務活動に9割使用している と理解を致して参りましたので9割の計上を致しております。」としているが、大熊議員の議員活動がすべて政務活動でないことは当然である。議員活動は多岐にわたり、政務活動費の支出については、適否がある。

大熊議員からは90%が政務活動であるという理由は明らかにされていない。

大熊議員は「自由民主党東京都杉並区第二十四支部」の代表者である。

また、大熊議員の自宅と「杉並区第二十四支部」は同じ住所である。

(添付資料 7 大熊第二十四支部収支報告書)

さらに「自由民主党杉並総支部総務会〈執行部体制〉会計部長」でもある。

大熊議員は杉並区では自民党の重鎮である。

パソコン等の使用を「議員活動専用であって政務活動に9割使用している」と書いてあるように、大熊議員はパソコン等の使用を議員活動専用と認めている。

ということは、「杉並区第二十四支部の代表者」「自由民主党杉並総支部総務会〈執行

添付資料 7. 大熊昌巳  
自由民主党 利並区第二十四支部  
収支報告書

収支報告書

(その1)

〒168-0082  
東京都杉並区久我山3-17-24

じゆうみんしゅとうとうきようとうすぎなみくだい24しふ  
(ふりがな)

自由民主党東京都杉並区第二十四支部

2 政治団体の名称

3 代表者の氏名 大熊 昌巳

4 会計責任者の氏名 大熊 利津子

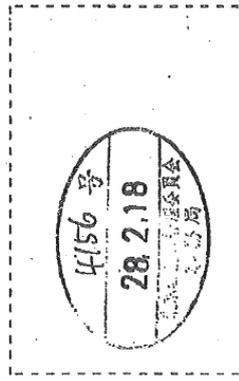
5 平成 27 年分

団体コード	018018704E2003
前年繰越額	249,200 円

事務担当者の氏名 大熊昌巳

電話番号 03-3333-5738

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		



008550

※該当箇所に「レ」すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input checked="" type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
	東京都内

資金管理団体の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	
(※) 資金管理団体の指定の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
---------------------------	--------------------------

※報告書提出の途中に国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなく  
なった旨の修正が必要。

※報告書提出の途中に資金管理団体の指定・取扱いをした場合は記載のこと。

部体制) 会計部長」の仕事がこのパソコン等で行っていることを認めていることである。

「機器に関する事務費については、IT機器の情報流失等セキュリティに関して自己防衛が出来る程の知識が私には無く、慎重を期して、」と書いているので、ここに計上したパソコン等で、自民党の支部や会計部長の仕事をしていると思われる。

自民党の支部代表や会計部長の仕事は、「政務活動費の取り扱いに関する規程、第2条」に該当し、政務活動ではないことは明らかである。

大熊議員は按分を90%にした根拠を明示していないことは、

政務活動費支出の基本的な考え方の「按分の原則」「透明性の原則」を適用せず、区民に対する説明責任を果たしていない。

よって「社会通念上相当な割合による按分」として50%に按分することを求める。

パソコン接続料(按分10分の9) 62,400円

按分10分の5に相当する額=34,666円 返還を求める額27,734円

ノートPC無線ラン料(按分10分の9) 43,092円

按分10分の5に相当する額=23,940円 返還を求める額19,152円

パソコン無線ラン料(按分10分の9) 37,320円

按分10分の5に相当する額=20,733円 返還を求める額16,587円

カラープリンター保守料(按分10分の9) 104,976円

按分10分の5に相当する額=58,320円 返還を求める額46,656円

パソコンソフトリース料(按分10分の9) 69,984円

按分10分の5に相当する額=38,881円 返還を求める額31,103円

パソコン等で返還を求める合計額 141,232円

## ② 会派視察 視察費48,793円

自民党会派が2015(平成27)年6月30日~7月2日にかけて、「福井県鯖江市・石川県小松市・富山県富山市」を視察した。参加者は井口かづ子・脇坂達也・大和田伸・今井ひろし・富本卓・はなし俊郎・大熊昌巳・浅井くにお・井原太一・大泉やすまさ議員である。

(添付資料8 会派視察費用計上詳細)、(添付資料9 大熊昌巳の視察報告書)

大熊議員は6月30日~7月1日の1泊の視察に参加した。視察した際には視察報告書の提出が義務付けられているが、大熊議員は視察報告書を提出せず、会派を代表して視察報告書を書いた大和田伸議員の2泊3日の視察報告書を代用して提出し、視察報告書とした。

会派視察(6/29計上)政務活動費計上詳細その1

ドラゴンマネジメント(株)領収書内訳	
JR乗車券 東京－福井	¥8,750
JR乗車券 富山－東京	¥6,480
JR新幹線特急券・指定席券 東京－米原	¥4,860
JR特急券・指定席券 米原－福井	¥750
JR新幹線特急券・指定席券 富山－東京	¥6,250
山代温泉宿泊代(食事代を除く)	¥10,000
金沢ホテル宿泊代	¥9,800
レンタカー(10人数割り)	¥11,703
合計	¥58,593

視察参加者	領収額	備考
井口かづ子	¥58,593	
脇坂たつや	¥58,593	
大和田 伸	¥58,593	
今井ひろし	¥58,593	
富本 卓	¥58,593	
はなし俊郎	¥58,593	
大熊 昌巳	¥48,793	※7/1帰京
浅井くにお	¥58,593	
井原 太一	¥58,593	
大泉やすまさ	¥58,593	

添付資料 9.  
大熊昌巳の視察報告書

第3号様式（第4条関係）

## 政務活動視察報告書

会派・議員名

大熊 昌巳

出納簿 整理番号	6 月分	No. 1 6
	7 月分	No. 1

視察・研修会等報告	
実施日	27年 6月30日～ 27年 7月 2日
参加者氏名	井口かづ子、脇坂たつや、大和田伸、今井ひろし、富本卓、はなし俊郎、大熊昌巳、浅井くにお、井原太一、大泉やすまさ
視察先	福井県鯖江市、石川県小松市、富山県富山市
視察目的	オープンデータの推進の取組（鯖江市）、科学教育の推進（小松市）、シティプロモーション事業（富山市）
行程	6/30:東京－（新幹線）－米原－（JR在来線）－福井－（レンタカー）－鯖江－（レンタカー）－7/1:小松－（レンタカー）－7/2:富山－（新幹線）－東京
概要	<p>※視察報告書の概要は大和田議員の政務活動費報告書に添付</p>

自民党議員が全員、大和田議員の視察報告書で済ましているところに問題点がある。視察をどのように学んだか、区政に生かすかは各議員で違うはずである。当然、視察報告書は各議員、一人一人が書くべきである。

ましてや、1泊で視察参加を取りやめた大熊議員は実際に視察していないところの視察報告書を提出したのでこれは虚偽記載にならないだろうか。あるいは、視察していないところの視察報告書の提出なので、大熊議員からは正確な視察報告書が提出されていないことになる。

視察報告書を他議員の報告書で代用する問題は、日本各地で問題となり、新聞でも何度か報道されたところである。

ましてや、視察先の「富山市」は政務活動費の使い方については、大問題となり、ドミノ的に議員が辞職に追い込まれ、連日、新聞、TV、週刊誌等で報道された地である。区民には政務活動費を使って、視察した際には説明責任がある。正式な視察報告書の提出がない限り、視察費の支出は認められない。よって視察費 48,793 円の返還を求める。

③ 選挙法・政治資金法の手引きの購入代、23,086 円について

6月21日 5,851円

9月26日 3,719円

2月25日 4,490円

3月20日 9,026円 以上、計23,086円（按分なしで全額計上）

大熊議員は領収書等貼付用紙の備考欄に以下の様に記載している。

「平成 23 年に議員必要書として原本を購入。その後、法改正が行われたときに改訂版が届けられるので、購入し、差し替える」

編集、選挙法研究会

明解 選挙法・政治資金法の手引き一追録第 47 号一

新日本法規出版

の購入である。

（添付資料 10-1 領収書等添付用紙）

（添付資料 10-2 「手引」についての内容）

選挙法や政治資金法の手引きは、政務活動ではない。大熊議員が書いている通り、議員にとっての必要書である。この本は議員の政治活動の必要書である。

よって、23,086 円の返還を求める。

添付資料 10-1  
領収書等貼付用紙

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 6 月分 No. 4

領収書等貼付欄

払込受領証  
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名  
大熊 昌巳 様

1311505007300

金額  
5,851円

受取人  
新日本法規出版株式会社

受領印  
収入印紙発行済  
5,851円  
大熊 昌巳 様

お客様証

請求書 下記のとおりご請求申しあげます 27年3月17日

書 籍 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	摘 要
明解 選挙法・政治資金法の手引	44	1	2948	2948	
	45	1	2903	2903	
				5851 (税込)	

ご納本NO. 1325401938

168-0082  
杉並区久我山3-17-24  
大熊 昌巳 様

417 0044-0-0045-0  
選挙手引

お客様N. 13-115-05-007-3 1部

新日本法規出版株式会社  
代表取締役 昭 部

〒460-8455 名古屋市中区栄一丁目23番20号  
ご照会先 電話<03>3269-2220 (代)

指定業者コード

備考 原本を  
H.23年に議員必要書として購入。  
その後、法改正が行われた時に、  
改訂版が届いたため、購入し差し替えた。  
次ページに参考書類。

領収書等貼付用紙

添付資料10-2.  
「手引」についての内容

出納簿 整理番号 2月分 No. //

領収書等貼付欄

領収書番号	00110	4	900010
発行日	13-11-05-007-3	4	490
発行所	新日本法政出版株式会社経算課センター		
発行人	大橋 昌巳 様		
発行先	13-11-05-007-3		
発行先住所	28-02-17 追録2冊林分		
発行先住所	郵便代行 S.S.電報システム		
発行先住所	28-02-25		
発行先住所	杉並久我山		
発行先住所	郵便局		
発行先住所	(00164)		
発行先住所	N94320007		

備考

選挙法・政治資金法の手引

編集  
選挙法研究会  
明解

選挙法・政治資金法  
の手引

— 追録第47号 —

— 追録・加除整理について —  
追録は、お手元の書籍（台本）について、添付改正等に基づき補正を行い、必要な新設欄を記載するために発行するものです。  
台本を常に現行内容の実務書としてご利用いただくため、お早めに加除（さしかえ）整理いただきますようお願いいたします。  
一方、さしかえの途中で落丁・乱丁にお気付きの際は弊社顧客サービス課までにご連絡願います。  
なお、本書の概要については、次巻をご参照ください。

新日本法規

http://www.nipponho.co.jp/

左票は、ご購読者ご自身でさしかえられました場合に、5枚以上お送りいただきますと貼付台紙に掲載の商品との引き換え又は12枚につき1,000円を追加代金等に引き当てさせていただきます。

417 選挙手引 47

明解 選挙法・政治資金法の手引 追録第47号

(発行) 平成28年2月17日

さしかえ表

●さしかえにあたって  
前号までの追録は、号数順にさしかえがお済みですか。  
万一、号数が続かないときは、直ちにその旨ご一報ください。

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加えるページ	枚数	加えるところ
目次	1・2	1	1・2	1	目次3 の前に
	5・6	1	5・6	1	◇ 7
	10-1 10-2	1	10-1 10-2	1	◇ 10-3
本文	70-19 70-20	1	70-19 70-20	1	70-21
	なし		70-31から 70-33まで	2	第2種界紙(色厚紙)

7. 大和田伸		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>0 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,079 円</u>
8. 小泉やすお		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>1,387,872 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,079 円</u>
9. 富本卓		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>0 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>67,079 円</u>
10. はなし俊郎		
<u>政活費交付額</u>		<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>		<u>33,446 円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>1,606,279 円</u>

#### 区政報告「号外」の計上について

はなし議員単独で、区政報告として、平成 27 年 11 月 1 日と平成 28 年 3 月 25 日に「号外」を発行し、その作成（B4 サイズ用紙の両面を使用）及びポストイング費として、各々 740,000 円、799,200 円を広聴広報費として計上している。それらの号外を参考資料として添付した（添付資料 11-1「号外」平成 27 年 11 月）（添付資料 11-2「号外」平成 28 年 3 月）。

最初の号外の第 1 面には、「平成 27 年第 3 回定例会にて平成 26 年度各会計歳入歳出を認定しました」との書き出しで、26 年度の歳入歳出の内容が記されている。裏面には、「保健施設設備に関する議案を可決しました」との書き出しで、議案等の概要と審議結果の一覧が提示され、後段に、「常任委員会・特別委員会の活動をお知らせします」とし、各委員会の委員会の開催日、議案・議題、行政視察場所・日程等の一覧表が掲載され、最後に、「区議会のご相談は杉並区議会議長はなし俊郎へ」と締めくくられている。

一方、年度末に出された号外の第 1 面には、「平成 28 年度第 1 回定例会似て平成 28 年度初年度予算が総額 2,892 億 8,263 万円に決定しました」との書き出しで、平成 28 年度予算の区分毎の予算額が提示され、目玉事業の説明文が付けられている。更に、後段には、「平成 28 年度杉並区新春座談会(抜粋)」が記され、区長とはなし俊郎区議

# はなし俊郎の 区政報告

号外

(平成27年11月1日発行)



〒166-0013 杉並区堀ノ内2丁目36番18号 電話・FAX 3311-5657

## 平成27年第3回定例会にて平成26年度各会計歳入歳出決算を認定しました

第3回定例会は、9月10日に開会し10月16日までの37日間の会期で開催されました。

初日から15日にかけては、24名の議員が区政一般について質問を行いました。

一般質問の後、区長から提案された条例案、補正

予算案、平成26年度各会計歳入歳出決算等の議案計15件が上程され、提案説明を受けた後、関係する常任委員会等に付託しました。

決算審議は、10月2日からの決算特別委員会で行われ、15日に各会派から意見の発表がありました。

26年度決算額

	歳入	歳出
一般会計	1733億1130万1057円	1667億727万3306円
特別会計		
国民健康保険事業会計	530億6886万2448円	523億6734万9061円
介護保険事業会計	377億6189万1864円	364億4903万8792円
後期高齢者医療事業会計	128億5779万1076円	125億6096万4376円
中小企業勤労者福祉事業会計	1億4864万8164円	6365万3956円
合計	2771億4849万4609円	2681億4827万9491円

### 歳入

一般会計の歳入は、1733億1130万1057円で、前年度に比べて38億3775万243円(2.3%)の増でした。増えた主なものは、特別区財政交付金が約42億7384万円、地方消費税交付金が約15億2290万円、特別区債が約4億8576万円の増となっています。減った主なものは、繰入金が約43億476万円、国庫支出金が約1億4983万円の減となっています。

歳入の中で一番大きな割合を占めている特別区税は、総額で608億400万2346円となっており、歳入総額に対する割合は、35.08%でした。(図1)

### 歳出

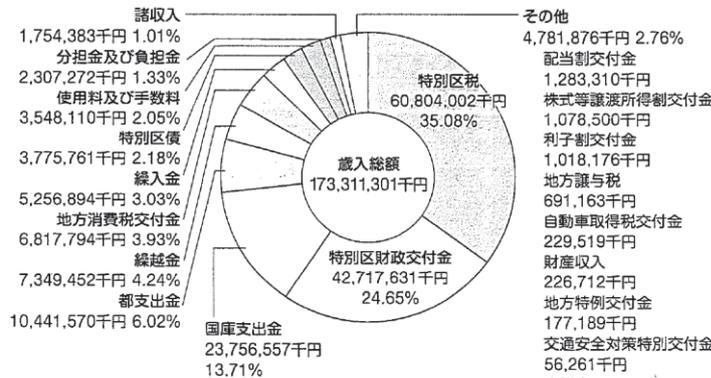
一般会計の歳出は、1667億727万3306円で、前年度に比べて45億8317万3989円(2.8%)の増でした。

増えた主なものは、保健福祉費が保育所等入所待機児童対策などで約63億9106万円、生活経済費が商店街活性化のための商店街支援などで約8億8046万円の増でした。減った主なものは、都市整備費が約27億1102万円、教育費が約4億3719万円の減でした。(図2)

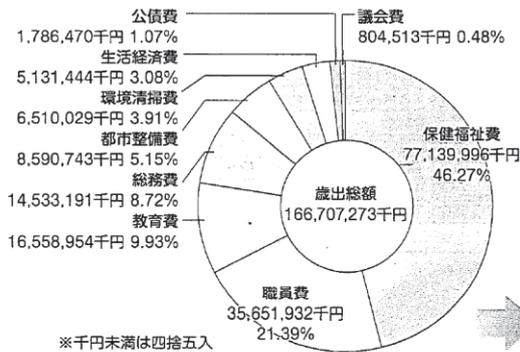
26年度は、実質収支で一般会計の歳入が歳出を64億4262万9327円上回り、この額を27年度へ繰り越しました。なお、特別会計も含めた決算額は、左上表のとおりです。一般会計と特別会計の合計は、歳入は2771億4849万4609円(前年度比2.3%増)、歳出が2681億4827万9491円(前年度比3.0%増)でした。

※冊子「平成26年度杉並区各会計歳入歳出決算書」「平成26年度区政経営報告書」は、区政資料室(区役所西棟2階)、図書館、区民事務所でご覧になれます。区政資料室では、各3100円で販売もしています。

(図1)一般会計歳入内訳



(図2)一般会計歳出内訳



※千円未満は四捨五入のため総額は一致しません。

#### 〈一般会計歳出内訳の主な内容〉

保健福祉費=保育所等入所待機児童対策の推進、福祉・医療のセーフティネットのためなどに/職員費=職員の給与などに/教育費=学校図書館の充実、小学校の改築、小中一貫校等の施設整備などに/総務費=防災施設整備、財政調整基金・施設整備基金・減債基金への積立金、区役所本庁舎維持管理などに/都市整備費=みどりの保全・公園づくり、防災・減災に向けたまちづくり、狭あい道路拡幅整備などに/環境清掃費=ごみの減量と資源化の推進、ごみ・し尿の収集・運搬、資源の回収などに/生活経済費=商店街や中小企業の支援、地域集会所等維持管理、「すぎなみフェスタ」の開催などに/公債費=区債の元利償還のために/議会費=区議会運営などに

## 保育施設設備に関する議案等を可決しました

### 議案等の概要と審議結果

○=賛成 ×=反対 平成27年10月16日議決(※は9月15日議決)

議案番号	件名	概要	自民	公明	未来	共産	自無	平和	杉	共	美	無	結果
53号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	電気通信回線による東京都知事への個人番号の追加等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
54号	杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例	講堂の廃止	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
55号	杉並区立保育所条例の一部を改正する条例	小規模保育事業所前北の設置等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
56号	杉並区空家等対策協議会条例	空家等対策協議会の設置等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
57号	仮称成田東四丁目保育園建設建築工事の請負契約の締結について	契約金額: 3億9,312万円 契約の相手方: 自時・天心建設共同企業体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
58号	杉並区立杉並保育園移転転築建築工事の請負契約の締結について	契約金額: 2億9,160万円 契約の相手方: 江州建設株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
59号	平成27年度杉並区一般会計補正予算(第2号)	「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、今後の行政需要と災害対策に活用するため、決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てることや、地方創生交付金事業、民営保育園等に対する運営費加算や空家等対策の推進など、新たな事情の変化や緊急性の観点から、20事業45億2,616万円の補正と財源更正2事業のほか、債務負担行為と地方債の補正	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
60号	杉並区立下高井戸保育園の指定管理者の指定について	指定管理者の名称: 社会福祉法人けいわ会 指定の期間: 平成28年4月1日～平成33年3月31日	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
61号	人権擁護委員候補者の推薦について※	安部唯一郎(あべ よういちろう)氏を広報者として推薦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
62号	杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例	永福町南自転車駐車場の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
認定第1号	平成26年度杉並区一般会計歳入歳出決算	歳入決算額: 1,733億1,130万1,057円 歳出決算額: 1,667億727万3,306円 差引残額: 66億402万7,751円	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	認定
認定第2号	平成26年度杉並区国民健康保険事業会計歳入歳出決算	歳入決算額: 530億6,886万2,448円 歳出決算額: 523億6,734万9,061円 差引残額: 7億151万3,387円	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	認定
認定第3号	平成26年度杉並区介護保険事業会計歳入歳出決算	歳入決算額: 377億6,189万1,864円 歳出決算額: 364億4,903万8,792円 差引残額: 13億1,285万3,072円	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	認定
認定第4号	平成26年度杉並区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算	歳入決算額: 128億5,779万1,076円 歳出決算額: 125億6,096万4,376円 差引残額: 2億9,682万6,700円	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	認定
認定第5号	平成26年度杉並区中小企業勤労者福祉事業会計歳入歳出決算	歳入決算額: 1億4,864万8,164円 歳出決算額: 6,365万3,956円 差引残額: 8,499万4,508円	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	認定
報告9号	地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたこと報告について※	平成27年第1回定例会で議決された「岩崎橋架替工事」の契約金額を、162万3,240円増額し、1億7,064万3,240円とした。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告徴収
報告10号	平成26年度健全化判断比率について※	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定に基づく「健全化判断比率」の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告徴収

議員別の表決結果は、杉並区議会ホームページの「議案一覧」でご覧いただけます。  
 《会派数・構成人数》自民/杉並区議会自由民主党(12人)、公明/杉並区議会公明党(8人)、未来/区民フォーラムみらい(6人)、共産/日本共産党杉並区議員(6人)、自無/自民・無所属・維新クラブ(6人)、平和/いのち・平和クラブ(6人)、杉/杉並わくわく会議(1人)、共生/共に生きる杉並(1人)、美杉/美しい杉並(1人)、無/無所属(1人)

### 常任委員会・特別委員会等の活動をお知らせします

常任委員会	議会運営委員会
<p>◆総務財政委員会</p> <p>【開会日】27年9月25日</p> <p>【議案審査】第57～59号</p> <p>【所管事項調査】杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について ほか2件</p> <p>【行政視察】27年10月28日～30日(福岡県北九州市、大阪府大阪市、大阪府高槻市)</p>	<p>【開会日】27年8月3日</p> <p>【議 題】定例会の日程について ほか</p> <p>【開会日】27年9月2日</p> <p>【議 題】定例会の提案事項について ほか</p> <p>【開会日】27年9月10日</p> <p>【議 題】定例会の追加提案事項について ほか</p> <p>【開会日】27年9月28日</p> <p>【議 題】陳情審査</p> <p>【開会日】27年10月16日</p> <p>【議 題】議案審査結果報告について ほか</p>
<p>◆区民生活委員会</p> <p>【開会日】27年9月16日</p> <p>【議案審査】第53・54号</p> <p>【所管事項調査】民営化宿泊施設の決算状況について ほか3件</p> <p>【行政視察】27年11月4日～6日(滋賀県長浜市、石川県金沢市、新潟県上越市)</p>	<p style="text-align: center;">特別委員会</p> <p>◆災害対策特別委員会</p> <p>【開会日】27年8月6日</p> <p>【視察内容】東京河川改修促進連盟総会及び促進大会(調布市)</p> <p>【開会日】27年9月28日</p> <p>【所管事項調査】防災行政無線等からの避難勧告等の周知について ほか1件</p> <p>◆道路交通対策特別委員会</p> <p>【開会日】27年9月29日</p> <p>【所管事項調査】外環道の進捗状況と外環の2の「話し合いの会」について ほか1件</p> <p>◆文化芸術・スポーツに関する特別委員会</p> <p>【開会日】27年9月30日</p> <p>【所管事項調査】「スポーツ始めキャンペーン」の実施について ほか1件</p> <p>◆議会改革特別委員会</p> <p>【開会日】27年8月3日</p> <p>【所管事項調査】議会基本条例について ほか1件</p> <p>【開会日】27年10月1日</p> <p>【所管事項調査】議会基本条例について ほか1件</p>
<p>◆保健福祉委員会</p> <p>【開会日】27年9月17日</p> <p>【議案審査】第55・60号</p> <p>【所管事項調査】生活困窮者自立支援法に係る事業の実施状況について ほか9件</p> <p>【行政視察】27年10月21日・22日(三重県津市、三重県名張市)</p>	
<p>◆都市環境委員会</p> <p>【開会日】27年9月18日</p> <p>【議案審査】第56・62号</p> <p>【所管事項調査】放射5号線周辺地区まちづくり意見交換会等の開催について ほか3件</p> <p>【行政視察】27年10月26日・27日(新潟県新潟市、群馬県高崎市)</p>	
<p>◆文教委員会</p> <p>【開会日】27年9月24日</p> <p>【所管事項調査】指定校変更第7号事由に係る審査基準等の策定について ほか8件</p> <p>【行政視察】27年10月19日～21日(広島県福山市、兵庫県伊丹市、大阪府豊屋川市)</p>	



## 区議会の相談は杉並区議会議長はなし俊郎へ

第4回定例会は、11月18日(水)から12月8日(火)までを予定しています。

会議日程(予定)は、区議会ホームページでご覧いただけます。  
 本会議や委員会は、定員の範囲内で傍聴できます。会議の当日、区議会事務局(区役所中棟3階)でお申し込みください。受け付けは開会時間の15分前からです。手話通訳を希望する方は傍聴希望日の4日前までに、一時保育を希望する方は7日前までに、お申し込みください。

# はなし俊郎の 区政報告

号外  
(平成28年3月25日発行)



〒166-0013 杉並区堀ノ内2丁目36番18号 電話・FAX 3311-5657

## 平成28年度第1回定例会にて平成28年度初年度予算が総額2,892億8,263万円に決定しました

第1回定例会は、2月16日に開会し3月16日までの38日間の会期で開催されました。初日から区長が28年度の予算編成方針の説明があり、その後各会派の代表質問が行われました。その後、19名の一般質問が行われました。

## 豊かさと安心を未来に広げる予算

各会計当初予算規模 (単位: 千円)

区分	平成28年度	平成27年度	差引増減額	前年比
一般会計	171,974,000	164,972,000	7,002,000	104.2
国民健康保険事業会計	65,498,857	63,657,449	1,841,408	102.9
介護保険事業会計	38,853,485	37,181,702	1,671,783	104.5
後期高齢者医療事業会計	12,835,655	12,718,269	117,386	100.9
中小企業勤労者福祉事業会計	120,637	132,902	12,265	90.8
合計	289,282,634	278,662,322	10,620,312	103.8

### 平成28年度予算の目玉事業

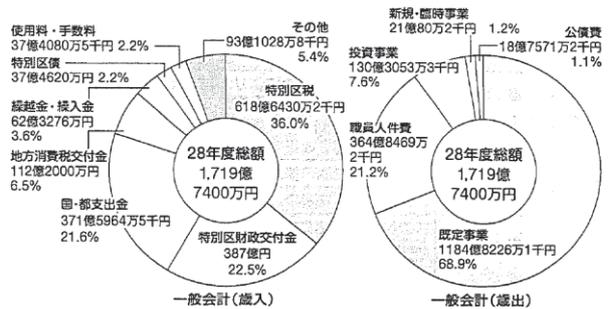
#### ●「見える化」で減災対策を推進

平成24年4月、東京都は首都直下地震等の被害想定を公表しました。これは家屋の倒壊や火災延焼などについて、都全域を250mメッシュでシミュレーションしているものです。新年度、区では区独自のシミュレーションを実施し、被災状況や減災対策などの施策効果の「見える化」を行うとともに、狭あい道路拡幅整備事業の効果や必要性を区民にPRすることで、防災まちづくりを加速化していきます。

#### ●狭あい道路拡幅整備

道路幅員4mに満たない狭あい道路は、災害時の避難や救助活動に支障があるばかりでなく、平常時の介護車両や清掃車両の通行に支障をきたすなど、利便性や効率性の問題となっています。区では、平成元年の事業開始から平成26年度末までに、約189km(約664kmのうち)を整備してきました。区内には、火災危険度の高い木造住宅密集地域も存在し、拡幅整備をより推進するため、「杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会」の答申を踏まえて条例を改正し、この拡幅整備事業の効果や必要性をPRすることで、拡幅整備事業の一層の推進を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

●住まい方の多様なニーズに応える! 南伊豆町「お試し移住」の参加者支援  
本事業は国の補正予算による交付金を活用するため、平成27年度補正予算に計上した上で、これを繰り越し、平成28年度に実施します。



#### ●多子世帯向け支援の拡充

国は少子化対策の一環として、年収360万円未満の世帯を対象に、第1子の年齢に関係なく第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償にする」と発表しています。区はこれに加え、平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯に対し、今後4年間試行的に、第3子以降の保育料について無料化等の対象とする年収区分を国基準の2倍程度に引き上げると共に、当該世帯の児童を優先的に保育所等に入園できるようにします。

#### ●介護イノベーションの支援

介護の現場で、介護人材の不足が深刻化しています。そのため介護ロボットの活用が期待されていますが、事業者にとって高額な介護ロボットを導入することは大きな負担になっています。区では介護ロボットを導入する事業者に対して導入費用の助成をし、介護従事者の負担軽減と作業の効率化を図っていきます。

#### ●交流自治体における「ふるさと就労体験」の実施

平成27年3月に就労支援センターを荻窪に移転・統合し、三つのコーナー(若者就労支援コーナー「すぎJOB」・ジョブトレーニングコーナー「すぎトレ」・ハローワーク)の連携を強化し、意欲がありながら雇用機会に恵まれない若者等の就労支援に取り組んでいます。

## 平成28年度 杉並区新春座談会(抜粋)

出演: 田中良 杉並区長

はなし俊郎 杉並区議会議長

ゲスト: 京極孝信さん 社会福祉法人浴風会理事長

長谷川直子さん(司会) 朗読セラピー

Swimmy代表

### 高齢社会を語り合う

長谷川さん 今日、3つのテーマで話をしていきます。最初のテーマは、「高齢社会は本当にやってくるのか」ということです。田中区長は、どうお考えですか?

田中区長 日本の高齢化は、世界のどの国も経験したことがないスピードで進んでいます。杉並区は、人口が増加傾向にあり55万人となっていますが、この増加分は地方からの転入が積み上がったもので、地方の人口は大きく減っている状況の中で、このままではいずれは杉並区の人口も減少が加速化していくと考えています。

長谷川さん 次のテーマは、「杉並区の高齢化対策」です。先ほども話題になりましたが、杉並区でも、高齢化が大きな課題となっているとのことですので、区が現在取り組んでいることをテーマに、話を伺っていきます。まずは、田中区長から、区の取り組みをお知らせください。

田中区長 良く耳にする言葉となりましたが、地域

包括ケアに力を入れています。これは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供しようというものです。杉並区の取組の一つとして、医師をリーダーとした多職種による在宅医療地域ケア会議の設置や地域包括支援センター(ケア24)に地域包括ケア推進員を配置し、認知症対策、在宅医療の推進など高齢者の生活を支援する地域づくりに取り組んでいます。

はなし議長 私は、住み慣れた地域、住み慣れた家で、自分らしく暮らし続けたいと願うことは、誰しも望むことだと思います。こうしたことを着実に進めるほか、全国に先駆けて杉並区が進めている交流自治体との連携による特別養護老人ホームの設置など、みんなの知恵を出していくことも重要だと思います。

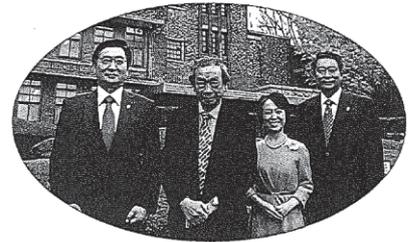
長谷川さん それは、南伊豆町の特別養護老人ホームのことですね。

はなし議長 南伊豆町での特別養護老人ホームの構想は、5年前に考えたもので、当時は、介護保険法の中に想定されていないため、静岡県や東京都は否定的でした。私は、区民の選択肢を増やそう、老老介護などで困っている人を救いたいと思ってやっています。高齢者の生活の場合は、浴風会も加わ

ってらっていますが、介護事業者や医療関係者などと協力連携した地域包括ケアとして、住み慣れた場所で整備することを原則としています。

長谷川さん 最後は、新春番組でもありますので「高齢者を元気に過ごすためには」をテーマに話をしていきたいと思っています。はなし議長は、どうお考えですか?

はなし議長 私は、高齢者を孤立させない取り組みが必要だと感じています。高齢期は誰もが迎えるわけですが、そうした時期を健康で過ごす、それも家族や地域の輪の中で過ごせるようみんなが工夫していくことが肝心だと思います。そういった意味で、長谷川さんがされている朗読の会も地域や人と人をつなげる、すばらしい活動だと思います。



## 平成28年度当初予算等に関する議案等を可決しました

### 議案等の審議結果

○=賛成 ×=反対 平成 28 年 3 月 16 日議決（※1は2月12日、※2は2月17日）

議案番号	件名	議決結果										結果
		自民	公明	未来	共産	自無	平和	杉わ	共生	美杉	無	
第1号	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	可決
第2号	杉並区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第3号	杉並区職員の退職管理に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第4号	杉並区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第5号	杉並区農業委員会委員定数条例	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
第6号	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第7号	杉並区立子ども・子育てプラザ条例	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第8号	杉並区建築審査会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第9号	杉並区立区民住宅条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第10号	杉並区立区民住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決
第11号	杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決
第12号	杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例及び杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第13号	杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第14号	杉並区行政不服審査会条例	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決
第15号	杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第16号	杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第17号	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第18号	杉並区特別区税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第19号	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第20号	杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第21号	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第22号	杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第23号	仮称下高井戸公園第一期整備工事その2の請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
第24号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第25号	財産の交換について	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
第26号	平成27年度杉並区一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
第27号	平成27年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第28号	平成27年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第29号	平成27年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第30号	平成27年度杉並区中小企業勤労者福祉事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第31号	平成28年度杉並区一般会計予算	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
第32号	平成28年度杉並区国民健康保険事業会計予算	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第33号	平成28年度杉並区介護保険事業会計予算	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第34号	平成28年度杉並区後期高齢者医療事業会計予算	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	可決
第35号	平成28年度杉並区中小企業勤労者福祉事業会計予算	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	可決
第36号	損害の賠償について ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第37号	人権擁護委員候補者の推薦について ※2	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	西村壽一氏の推薦に賛成
第38号	杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第39号	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第40号	平成28年度杉並区一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	可決
報告第1号	地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたこと等の報告について ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告聴取
議員提出議案第1号	杉並区議会情報公開条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	可決
議員提出議案第2号	杉並区議会会議規則の一部を改正する規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案第3号	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議員別の表決結果は、杉並区議会ホームページの「議案一覧」でご覧いただけます。  
 《会派数・構成人数》自民/杉並区議会自由民主党（12人）、公明/杉並区議会公明党（8人）、未来/区民フォーラムみらい（6人）、共産/日本共産党杉並区議団（6人）、自無/自民・無所属・維新クラブ（6人）、平和/いのち・平和クラブ（6人）、杉わ/杉並わくわく会議（1人）、共生/共に生きる杉並（1人）、美杉/美しい杉並（1人）、無/無所属（1人）



区議会の相談は  
杉並区議会議長  
はなし俊郎へ

第2回定例会は、  
6月を予定して  
います。

会議日程（予定）は、区議会ホームページでご覧いただけます。  
 本会議や委員会は、定員の範囲内で傍聴できます。  
 会議の当日、区議会事務局（区役所中棟3階）でお申し込みください。受け付けは開会時間の15分前からです。  
 手話通訳を希望する方は傍聴希望日の4日前までに、一時保育を希望する方は7日前までに、お申し込みください。

会議長とゲスト 2 名との座談会の様子が報告されている。裏面には、「平成 28 年度当初予算等に関する議案等を可決しました」との書出しで、議案等の審議結果が掲載され、最後に、前号と同じく、「区議会のご相談は杉並区議会議長はなし俊郎へ」と締めくくられている。

これらの号外に記載された内容のほとんどは、杉並区議会のホームページ、「広報すぎなみ」等に記載されている内容である。さらに裏面は「杉並区議会だより、ぎかい」に載っている「議案等の概要と審議結果」をそのまま利用して掲載している。はなし議員が発行した「号外」は区政を議員自身が調査したものではなく、杉並区が区民に対し配布、公表している内容である。これが、政務活動費の計上対象となる「議員の区政報告」の条件を満たしているのだろうか。区議会議長として、議場で採決に力を振るったことであろうと推察されるが、その活動と「杉並区議会の政務活動費の交付に関する条例の第 9 条に謳われている区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動」とは、全く異なることであり、政務活動費に計上できないと解する。

平成 26 年度においても、当時区議会議長であったはなし議員は「区政報告」を発行している。第 1 面は「広報すぎなみ」の丸写し、裏面は区発行の「平成 27 年度区政経営計画書～予算の概要～「少子高齢社会」へのチャレンジ予算」の冊子の引用で全紙面を埋めていた。印刷とポストイングにかかった費用 799,200 円を、平成 27 年 3 月 23 日に政活費に計上していたため、請求人は、その費用の返還を求めて措置請求を行った。

それに対して、はなし議員は、「杉並区職員措置請求監査結果(平成 26 年度政務活動費に関する住民監査請求(その 2))の P243 で、以下のように意見を述べている。

「広報紙 杉並区の広報が 183,000 部で、新聞折り込み 16,400 部、折込んでも、総てではないけれども、チラシとして廃棄されてしまう。駅やコンビニ、スーパーに置いていても、殆ど持っていないのが現状。結論は、議会の承認を得たもので、同じで当たり前。通信して読んでもらうことが必要で、現に私のところに意見や要望が多数寄せられている。今後、議会の質問に反映させていく予定である。

はなし議員が、杉並区の広報等が「総てではないけれども、チラシとして廃棄されてしまう。駅やコンビニ、スーパーに置いていても、殆ど持っていないのが現状」と書いていることが正しいならば、はなし議員が「広報と同じこと」を書けば、区民は同じ記事のものはもっと読みたくないとして廃棄してしまうのではないだろうか。区民にもっと読んでもらうために、はなし議員は区政報告に対し工夫をしないのだろうか。はなし議員の意見をそのまま解釈すれば、「無駄なこと」に、公金である政務活動費を使ったことになると言える。

従って、「号外」費用として計上された合計 1,539,200 円に、区議団通信「すぎなみ自民」の区政報告の費用分担額及び土産物代の合計額 67,079 円を併せ、1,606,279 円の返還を求める。

## 11. 吉田あい

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>16,641 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>602,005 円</u>

<人件費の計上について>

返還要求額 531,500 円

吉田あい議員が人件費を払っているのは、全額、吉瀬光孝氏である。

吉瀬光孝氏に対し、は 2015（平成 27）年 4 月の区議選の「選挙運動費用収支報告書」によれば、選挙期間中 4/19～4/25 日の 7 日間に車上運動員報酬として 100,000 円を払ったことが記載されている。（添付資料 12 選挙運動費用収支報告書 2 ページ）（添付資料 13 勤務報告書-吉瀬光孝）

吉瀬氏の住所は渋谷区桜丘町 29-27 で職業は会社員である。

会社員であるが吉田議員の下で 74 日分の人件費を政務活動費から貰い、働いた。

選挙期間中を入れると 74 日+7 日=81 日である。

吉田議員は事務所を持っていないが、吉瀬氏が働いている勤務場所は一切公表されていない。74 日間のうち、59 日は 8 時間勤務（昼休憩を入れると 9 時間）、15 日は午後 4 時間勤務である。吉瀬氏の勤務場所を明らかにすることを求める。

吉田議員の人件費を 4 種類に分類した。

- ① 名簿整理に 184,000 円
- ② 区政報告発送作業
- ③ 検証
- ④ 区民相談・調査研究・資料収集等

① 平成 27 年度は名簿整理に 184,000 円を支出した。

平成 26 年度の政務活動費では、名簿整理に 88 時間を費やし、110,000 円を支出した。政務活動に名簿整理という仕事はない。議員たちに問い合わせるとほとんどの議員が「名簿は選挙の時に一番大事なものの一つである」と答える。要するに支持者を把握するために必要なものであって、政務活動の条例第 9 条に該当する仕事でないため、認めることはできない。支持者の名簿を整理するために、政活費=税金を投入することは、政務活動費の本来の目的から外れ、政治家としてのモラルを問いたい。

名簿整理に使った費用、184,000 円の返還を求める。

名簿整理

2015（平成 27）年 4 月 26 日に杉並区議会議員選挙が行われた。

区議選直前の 4 月 1～8 日の間に名簿整理に 32 時間、40,000 円の政活費が使われた。

# 選挙運動費用収支報告書

1. 平成27年4月26日 執行

2. 公職の候補者

- 衆議院議員選挙(東京都第 区)
- 参議院(東京都選出)議員選挙
- 東京都知事選挙
- 東京都議会議員選挙(杉並区選挙区)
- 杉並区議会議員選挙

住所 杉並区高円寺北4-20-13

氏名 吉田 あい

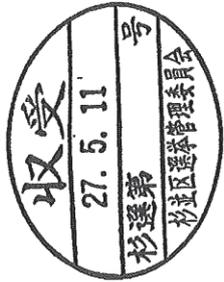
3. 期間

平成 27年 3月 14日 から
平成 27年 4月 27日 まで

第 1 回分

※ 該当箇所に   すること。

受理年月日



4. 事務担当者氏名 吉田あい

(電話) 080-1083-8341

支出の部  
支出費目(人件費)

【4】

月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
4/25	100,000	選挙運動	車上運動員報酬	渋谷区桜丘町29-27	吉瀬 光孝	会社員	4/19~4/25	7日分
4/25	70,000	選挙運動	選挙運動事務員報酬	杉並区高円寺南3-16-24	若月 保雄	無職	4/19~4/25	10000円×7日
4/25	70,000	選挙運動	選挙運動事務員報酬	杉並区高円寺南4-12-16	森尾 俊哉	会社員	4/19~4/25	10000円×7日
4/25	20,000	選挙運動	車上運動員報酬	神奈川県大和市中央林間1-14-18	磯田 祥子	無職	4/23~4/24	10000円×2日
4/25	20,000	選挙運動	選挙運動事務員報酬	杉並区高円寺北2-3-19-706	大野 久子	無職	4/19~4/20	10000円×2日
4/25	30,000	選挙運動	車上運動員報酬	東京都武蔵野市中町1-30-9	中野一三	無職	4/19~4/20	15000円×2日
4/25	30,000	選挙運動	車上運動員報酬	杉並区高円寺南3-16-21	高橋 望	無職	4/23~4/24	15000円×2日
4/25	30,000	選挙運動	車上運動員報酬	杉並区高円寺北1-7-3	大久保 可奈恵	無職	4/24~4/25	15000円×2日
4/25	50,000	選挙運動	選挙運動事務員報酬	中野区中野3-27-3-401	西尾 彰子	無職	4/21~4/25	10000円×5日
4/25	30,000	選挙運動	選挙運動事務員報酬	杉並区高円寺南3-24-4	山内 明子	無職	4/19~4/21	10000円×3日
4/25	70,000	選挙運動	車上運動員報酬	7杉並区高円寺南3-16-27	吉田 敏枝	無職	4/19~4/25	10000円×7日
4/25	30,000	選挙運動	車上運動員報酬	杉並区梅里2-11-16	北澤 杏奈	無職	4/19~4/20	15000円×2日
4/25	20,000	選挙運動	車上運動員報酬	杉並区成田西3-7-21	古川 圭紀	無職	4/21~4/22	10000円×2日
4/25	10,000	選挙運動	選挙運動事務員報酬	杉並区梅里2-1-3	八木澤 春樹	会社経営	4月22日	10000円
4/24	20,000	選挙運動	車上運動員報酬	杉並区松庵3-35-25	相原 知子	無職	4/21~4/22	10000円×2日
小計	600,000							

政務活動補助職員  
勤務報告書

(27年 8月分)

議員名 吉田 あい

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	土	—				
2	日	—				
3	月	9:00-18:00	8		¥10,000	ふるさと納税、軽自動車税とたばこ税の資料収集
4	火	—				
5	水	—				
6	木	—				
7	金	—				
8	土	—				
9	日	—				
10	月	—				
11	火	13:00-17:00	4		¥5,000	不燃化推進特定整備地区の建替え相談
12	水	13:00-17:00	4		¥5,000	初期認知症(ケアハウス)に関する区民相談
13	木	—				
14	金	—				
15	土	—				
16	日	—				
17	月	—				
18	火	—				
19	水	9:00-18:00	8		¥10,000	「戦後70年談話」検証
20	木	—				
21	金	—				
22	土	—				
23	日	—				
24	月	—				
25	火	—				
26	水	—				
27	木	—				
28	金	9:00-18:00	8		¥10,000	名簿整理
29	土	9:00-18:00	8		¥10,000	名簿整理
30	日	—				
31	月	—				

合計 ¥50,000

出勤日 6日 ¥50,000 円

勤務者

氏名 吉瀬 光孝



生年月日



区議選直後の5月には、16時間、20,000円が使われた。

名簿整理について、勤務内容を明らかにすることを求める。

4月1日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

4月2日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

4月6日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

4月8日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

5月6日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

5月20日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

6月23日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、

7月27日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

7月29日、9:00-18:00、8時間、¥10,000

8月28日、9:00-18:00、8時間¥10,000

8月29日、9:00-18:00、8時間¥10,000

9月28日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

10月27日9:00-18:00、8時間¥10,000、

10月29日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

11月15日、13:00-17:00、4時間、¥5,000

11月29日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

12月19日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

1月5日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

2月29日、9:00-18:00、8時間¥10,000、 以上19日間、

18日×8時間=144時間、1日×4時間=4時間、 合計148時間

杉並区職員措置請求監査結果(以下、監査結果書という)

(平成26年度政務活動費に関する住民監査請求(その2))

平成28年6月杉並区 監査委員

P249に吉田あい議員の人件費に関する意見が記載されている。

「名簿整理は、区政報告の郵送先についての名簿整理である。区政報告を郵送で送ると、転居や死亡等により戻ってくる郵便物も多い。郵便物が返送された時点でキチンと名簿整理をすることは、次回、区政報告を郵送する時の無駄を省く意味でも重要である。一件ずつ確認し、連絡が取れ「転居した先にも、吉田さんの区政報告を送って下さい。」と言って下さった方には、新しい住所を聞いて、名簿を直す。この作業はけっこうな時間と労力を要する。補助員のサポートなくしては、出来ない作業である。」

以上の意見に見られるように、吉田議員の支持者に対する名簿整理であることは明白であり、名簿整理は政務活動の本来の性格とは異なり、支出の禁じられている選挙活

動に関する経費に該当すると思われる。

吉田議員は上記の監査結果書で「名簿整理は、区政報告の郵送先についての名簿整理である」と、意見を述べている。

しかし、吉田議員が区政報告を発行したのは11月と3月であるにもかかわらず、1年中、名簿整理を行っているのはなぜか。

吉田議員の区政報告の発送数は、以下のとおりである。

平成27年11月3日〈平成27年決算号〉、合計3,739通

杉並郵便局から2,194通、荻窪郵便局から847通、杉並南郵便局から698通である。

平成28年3月27日〈平成28年春季号〉、合計4,081通

杉並郵便局から2,546通、荻窪郵便局から836通、杉並南郵便局から699通である。

〈平成27年決算号〉〈平成28年春季号〉ともに4000通前後で、大きな差はない。それなのに名簿整理に148時間を当て、184,000円を支出した理由を明示されなければ、吉瀬氏の勤務実態が不明である。また、吉田議員の支持者に対する名簿整理は政務活動ではないので、返還を求める。

## ② 区政報告発送作業 60,000円

11月1日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

11月2日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

11月3日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

3月25日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

3月26日、9:00-18:00、8時間¥10,000、

3月27日、9:00-18:00、8時間¥10,000、以上6日間、6日×8時間=48時間

区政報告は

平成27年11月3日〈平成27年決算号〉、合計3,739通

平成28年3月27日〈平成28年春季号〉、合計4,081通、郵送されている。

ポスティング31,500枚を株式会社Aスタイルに12月10日に136,080円を払っている。

監査結果書のP249に吉田あい議員の人件費に関する意見が記載されている。

「ポスティングについては、特に声がかかったところや相談を受けた方のところなどに、自分で区政報告を持って回ったり、補助員に頼んで配って貰ったりしている。区政報告についての感想や質問を直に聞くことができ、また、その声を区政に反映できるので大変有効であると考えている。上記にある通り、声のかかったところに区政報告を配りに行くと、そこで区政報告の感想を聞いたり、区政に関する要望を受けたりと、区民の方が日ごろ感じている様々な意見を聞く事が出来る。そのような場合には、出来るだけ丁寧に意見を聞いて

てくる ようにお願いしている。時間がかかっても、致し方ないと感じている。」  
区政報告発送作業の勤務実態が不明である。支持者への発送作業やポスティングであれば、全額を政務活動とは認められない。按分 50%として半額の 30,000 円の返還を求めめる。

### ③ 検証

8 月 19 日、9:00-18:00、8 時間 ¥10,000、「戦後 70 年談話」検証

以上 1 日、8 時間

「戦後 70 年談話」の検証に人件費を 10,000 円使った。その成果については不明であるが、吉田議員の HP に以下のような記載があった。

2015 年 8 月 17 日

### 戦後 70 年談話

投稿者: ai カテゴリー: ブログ

戦後 70 年を迎え、  
安倍総理大臣は「戦後 70 年談話」を発表しました。

インターネットなどでも  
談話の全文が公開されていますので  
ここでは省きますが、  
全体としてバランスのとれた  
非常に考え抜かれた談話だったと思います。

特徴としては、普段あまり触れられることの無い  
欧米列強の植民地についても触れ、  
多くの犠牲者に対して、  
国の区別なく哀惜の念を表明しています。



そして なによりも  
この談話の内容で評価したい点は、  
未来志向である事ですね。  
安倍談話は明確に  
子孫が謝罪を続ける宿命を拒否しました。  
当然の事でありながら、  
今までの談話になかった一文です。

中国や韓国に対する戦後保証問題は、  
日中共同声明や日韓基本条約で  
すでに解決済みの話しです。  
いつまでも過去に縛られ、  
謝罪し続けることは  
双方の国民感情をイタズラに煽り、  
けしてプラスではないでしょう。

謝罪は済んでいます。  
しかし 私たちは 謙虚な気持ちで  
過去の歴史と向き合うことを忘れてはなりません。  
だからこそ我が国は、  
積極的な国際平和に貢献すべきです。

安倍総理の談話は、  
そう言う気持ちを 自然に呼起こすものだったと思います。

#### Leave a comment

この HP を見て、人件費 10,000 円を使った成果は見られない。歴史的検証が不十分で、  
吉田議員の感想が書いてあるだけである。10,000 円の返還を求める。

#### ④ 区民相談・調査研究・資料収集等 410,000 円

4月10日、9:00-18:00、8時間¥10,000、特別養護老人ホーム入居における区民相談  
5月11日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、不燃化推進特定整備地区の建て替え相談  
5月12日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、スポーツ行政に対する調査研究  
5月15日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、大阪市から見る二重行政の調査研究  
5月27日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、特養ホーム入居に関する区民相談  
6月1日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、杉並区特別区税条例について資料収集

6月2日 9:00-18:00、8時間¥10,000 ふるさと納税、軽自動車税とたばこ税の資料収集  
6月11日、13:00-17:00、4時間¥5,000、不燃化推進特定整備地区の建て替え相談  
6月18日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、MRSAなどの感染症についての資料収集  
6月29日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、特養ホーム入居に関する区民相談  
7月3日、9:00-18:00、8時間、¥10,000、都市農業についての資料収集  
7月7日、9:00-18:00、8時間、¥10,000 待機児童に関する区民相談  
7月13日、9:00-18:00、8時間、¥10,000 ご近所トラブル(ゴミ)に関する区民相談  
8月3日 9:00-18:00、8時間¥10,000 ふるさと納税、軽自動車税とたばこ税の資料収集  
8月11日 13:00-17:00、4時間、¥5,000、不燃化推進特定整備地区の建て替え相談  
8月12日 13:00-17:00、4時間、¥5,000、初期認知症(ケアハウス)に関する区民相談  
9月1日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、子ども子育て新制度に関する資料収集  
9月3日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、高齢者住宅入居に関する区民相談  
9月5日、9:00-18:00、8時間¥10,000、子ども子育て新制度に関する資料収集  
9月10日 9:00-18:00、8時間¥10,000、台風被害に関する実態調査&区民相談  
9月12日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、空家等対策協基本法に関する資料収集  
9月17日、9:00-18:00、8時間¥10,000、マイナンバー法に関する調査研究  
9月27日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、安全保障関連法案に関する調査研究  
10月2日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、違法建築物撤去に関する区民相談  
10月6日、9:00-18:00、8時間¥10,000、違法建築物撤去に関する区民相談  
10月8日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、病児保育整備に関する他区の実態調査  
10月13日、9:00-18:00、8時間¥10,000、性的マイノリティに関する調査研究  
10月24日、9:00-18:00、8時間¥10,000、違法建築物撤去に関する区民相談  
11月10日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、生活保護申請に関する区民相談  
11月23日、9:00-18:00、8時間¥10,000、特別区条例に関する資料作成  
12月2日、9:00-18:00、8時間¥10,000、パワハラに関する区民相談  
12月7日、9:00-18:00、8時間¥10,000、災害時協力協定についての調査  
12月14日、9:00-18:00、8時間¥10,000、女性の貧困対策に関する区民相談  
12月15日、9:00-18:00、8時間¥10,000、夫婦別姓に関する調査研究  
12月26日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、パワハラに関する区民相談  
1月12日、9:00-18:00、8時間¥10,000、空き家対策特別措置法の調査研究  
1月20日、9:00-18:00、8時間¥10,000、『民泊』に関する調査研究  
1月26日、9:00-18:00、8時間¥10,000、病児保育に関する調査研究  
1月28日、9:00-18:00、8時間¥10,000、病児保育に関する調査研究  
2月3日、9:00-18:00、8時間¥10,000、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付の調査  
2月8日、9:00-18:00、8時間¥10,000、他区における介護ロボット導入の調査研究  
2月14日、9:00-18:00、8時間¥10,000 杉並区立男女平等推進センター条例の資料収集  
2月16日、9:00-18:00、8時間¥10,000、農業委員会委員定数条例に関する調査研究

2月24日、9:00-18:00、8時間¥10,000、ご近所トラブル(騒音)に関する区民相談  
3月3日、9:00-18:00、8時間¥10,000、高齢者虐待防止法に関する調査研究  
3月9日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、寡婦控除制度に関する調査研究  
3月16日、13:00-17:00、4時間、¥5,000、待機児童に関する区民相談  
3月19日、9:00-18:00、8時間¥10,000、高齢者向け住宅に関する区民相談  
以上48日間、(34日×8時間=272時間、14日×4時間=56時間)

以上みられるように④の人件費は「区民相談」「調査研究」「資料収集」等多岐にわたる内容である。

監査結果書のP249に吉田あい議員の人件費に関する意見が記載されている。

「人件費については、自分が外出先から戻るまでの間に対応して貰っていたり、伺った内容をメモにまとめて貰ったりしている。相談内容によっては、都議や国会議員の事務所に繋がなければならないケースもあり、彼らがまとめてくれたメモは非常に役立つ。また、調査研究を行う場合の資料収集などは、時には一緒に図書館に行って書籍を探すこともある。また、私が書籍で調べ物をしている間に、インターネットを使い他区の状況や、他の議員の意見などを検索する事も可能である。インターネットは膨大な情報が簡単に手に入る反面、偏った意見や事実ではない事が載っている場合もある。本当に調べたい事があるなら、インターネットと書籍とを両方駆使し、事実を確認しながら慎重に調べていく事が大切である。そのため、彼らが担ってくれている役割は、とても大きい。」

吉田議員の説明では吉瀬氏は吉田議員の活動全般を補助する職員と思われる。

しかしこれらの「区民相談」「調査研究」「資料収集」は議員本来の仕事であって、人件費を全額、政務活動費で払ってやることではない。

吉田議員は毎月人件費の上限額50,000円を計上している。議員の中では上限額を使う議員はめったにいない。

吉瀬氏が多岐にわたる問題に対処できる専門家であろうか。

吉瀬氏についての説明を求める。

監査結果書のP249の吉田あい議員の意見に書いてあるように、吉瀬氏は議員活動全般を補助する職員と思われる。

人件費についての「政務活動に要する経費細目」では、「議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限の1/2」と明記してある。

吉瀬氏の勤務場所の開示を求める。

吉田議員の自宅は「吉田あい後援会」、「自由民主党東京都杉並区第六支部」を兼ねている。(添付資料14 後援会収支報告書)(添付資料15 第六支部の収支報告書)

添付資料(4) 吉田あい後援会収支報告書

(その1)

# 収支報告書

〒166-0002

東京都杉並区高円寺北4-20-13

1 主たる事務所の所在地

よしだあいこうえんかい

(ふりがな)

吉田あい後援会

2 政治団体の名称

吉田 あい

3 代表者の氏名

吉田 慧江

4 会計責任者の氏名

5 平成 26 年分

団体コード	02304369200092
前年繰越額	12,600円

事務担当者の氏名 吉田 慧江

電話番号 03-3337-2703

受付	審査	確認
	✓	済
精込	パンチ	照合
済	済	



243860

※該当箇所にはレすること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
	東京都内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> レ 無
公職の種類	(理・候)
資金管理団体の肩出し者の氏名	

(*) 資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日まで

※報告対象中の途中で政治管理団体の指定・取消しとした場合は上記の記入のこと。

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日まで

※報告対象中の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなくなくなった旨の記入のこと。

添付資料 15  
自由民主党 杉並区第六支部 収支報告書

(その1)

# 収 支 報 告 書

※該当箇所に  すること。

〒166-0002  
東京都杉並区高円寺北4-20-13  
吉田方

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 党	党
<input checked="" type="checkbox"/> 支部	支部
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	政治資金団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体	その他の政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
	東京都内

(ふりがな) じゆうみんしゆとうとうきょうとすぎなみくだい06しよぶ

2 政治団体の名称 自由民主党東京都杉並区第六支部

3 代表者の氏名 吉田 愛

4 会計責任者の氏名 吉田 憲江

5 平成 26 年分

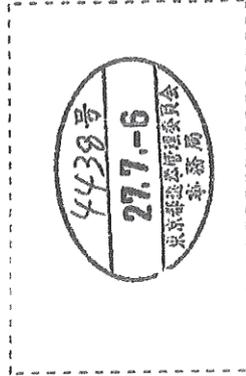
団体コード	014031604E2003
前年繰越額	0 円

事務担当者の氏名 吉田 憲江  
電話番号 03-3337-2703

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (理・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類 (理・候)	

受付	審査	確認
	✓	済
消込	パンチ	照合
済		



(※) 資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日まで

6700

※報告対象年の期外で資金管理団体の指定・取消しをした団体の承認入のこと。

東京都議会事務局 庶務課 1525

吉瀬氏が後援会と自民党支部の仕事を兼ねて行っていることも考えられる。  
それに基づき、吉瀬氏の人件費の按分は1/2 とすべきである。  
さらに上記で書いたように、吉瀬氏は議員活動全般を補助する職員と思われるので、  
支出割合の上限はその1/2 なので、④にかかった費用の1/4 が妥当である。

よって、④にかかった費用の3/4 の 307,500 円 の返還を求める。

## 12. 協坂たつや

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>21,681 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>67,079 円</u>

## <公明党>

<u>政活費交付額</u>	<u>15,360,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>5,893,651 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>210,808 円</u>

### ① 公明新聞購読料の計上について

杉並区議会公明党の山本ひろこ・川原口宏之・横山えみ・大槻城一・北明範・中村康弘・  
島田敏光・渡辺富士夫議員は政務活動費で「公明新聞」の購読料を払っている。  
その金額は1,887 円×12 か月×8 人=181,152 円である。

公明党規約には

第七条党員の義務は、次のとおりとする。

一 党の綱領及び規約を守ること。

二 党の政策及び方針に従うこと。

三 積極的に党活動に参加すること。

四 党費を納め、機関紙を購読すること。

と、明記している。

8 人の議員はすべて公明党員である。ところが党員としての義務である機関紙購読を政  
活費＝税金で購入している。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第 2 条(2)  
で政党活動に関する経費の支出は禁じられている。

党員としての義務を政活費で払うことは税金・公金を違法に使うことである。

ところが杉並区では「政務活動に要する経費細目」で「○所属政党発行の機関紙の購

読については、議員 1 人当たり 1 部のみとする」としていることを適用して、政活費で払っている。党員が所属政党の機関紙の購読を義務付けられていることに関して、税金である公金で支払うこと自体、違法である。

島田敏光議員によれば

「同紙には、国の立法や地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説等が日々豊富に掲載されており、杉並区政に対しての政策立案や区議会での質問等における重要な情報源であります。」と答えている。

島田議員が言うように公明新聞は重要な情報源なので公明党議員は党員の義務として購入し、熟読しているはずである。その熟読している新聞をわざわざさらに公金で購入することは認められない。

公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に所属政党を経済的に支援することになる。

資料として公明新聞を添付する。

2015(平成27)年4月23日の公明新聞(添付資料16 公明新聞)

区議選直前で「杉並区、いまだ劣勢。巻き返し急務」として、8人の杉並区議会公明党の議員の写真が大きく載っている。

2015(平成27)年8月27日の公明新聞(添付資料17 公明新聞)

「公明新聞は党勢拡大の要」の見出し

「全議員の実配目標部数達成・・・との方針を示し、議員率先の拡大を呼び掛けた」と公明新聞の拡大を議員に呼び掛けている。

2015(平成27)年8月31日の公明新聞(添付資料18 公明新聞)

「公明新聞の推進で党勢拡大！」の見出し

「機関紙拡大の取り組み ①議員実配目標を必ず達成、②分会10ポイントの達成・・・」

何回か特集を組んで、公明新聞の部数を拡大するために、公明新聞は議員に呼び掛けている。8人の議員は党員の義務として当然購読しているにもかかわらず、部数を拡大するために、さらに政務活動費＝税金で購入していると思われる。

8人の議員は議員であろうとなかろうと政党员であると推測されるので、規約に基づいて、当該機関紙の購入を公金で賄うことは一般常識からして認められないことである。政務活動費に関する条例第9条にも違反している。

よって、新聞購読料1,887円×12か月×8人=181,152円の返還を求める。

現在、国土交通大臣は公明党で内閣の構成員である。この公明党が「党員の義務」まで公金で賄うことを正当化するようであれば、明らかに憲法違反に相当する公金の支

**公明新聞**

発行所  
公明党全国協議会  
東京都港区新橋1-18  
〒100-8521  
電話 03-3533-0111  
©公明党全国協議会 2015年

**明和印刷**

新しい時代の  
政治を伝える  
印刷

本社 〒100-8521 東京都港区新橋1-18  
東京支店 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-2

26日(日) 票 激戦の区・市議選  
あと3日

# 東京緊迫 大逆転へ

東京都・市町村議選は、  
①の投票日まで、あと3日。  
情勢緊迫の激戦区では、公明黨  
が重大局面に。大逆転最後の最  
後まで「一票」も奪取の努力が  
不可欠。

## 局面打開へ、猛反撃！

### 文京区 定数34



岡崎 よあき 現



松丸 まさし 現



渡辺 とよ子 現

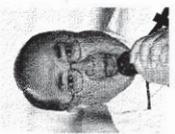


青井 のりかず 現



甲中 なみ 現

### 渋谷区 定数34



吉川 とよ子 現



くら 順子 現



沢島 ひだか 現



ひさが 薫 現



松山 かほき 新



近藤 しゆ子 新

### 港区 定数34



林 苗 立

### 中央区 定数30



中島 けん 現



甲 とういち 現



すな 浩一 現



畑田 やよい 現

### 杉並区 定数48



横山 えみ 現



渡辺 ぶお 現



川原 ひろき 現



中村 やすひろ 現



豊田 とみか 現



松崎 き 城一 現



北 あさひ 現



山本 ひろこ 現

## 大混戦で「一票」が 明暗。執念で突破を



鹽屋 よしひろ 現



いた ひろし 現



高橋 あさひ 現



佐藤 ひと 現



平塚 けいじ 現



岡本 のり子 現



坂口 たく



田代 大



切 大



東久留 大



松田 大



発行所 公明新聞編集委員会 東京都中央区新富町1-18 電話 03-3553-0111

FSC logo and 三豊製紙株式会社 information

【この日の政治】 異常な狂気を露わしたい 2面 野党部会を相持戦に 広がる『民進』 6面 外貨暴落をキッカに 3面

# 「株安」動向注視し対応

## 国際会議 日中関係改善さらに

安倍首相(自民総裁)と公明党の山口代表は26日、東京で開かれた「第13回国際会議」に出席し、日中関係の改善について話し合った。



自公党首 安倍首相と山口代表

山口代表は「日中関係の改善は、両国に共通の利益がある」と述べ、日中関係の改善を促した。

これに対し、山口代表は「(関係改善)おれわれとしても購買意欲を抑制を要しない」と述べた。



質問する杉本氏(26日) 参院平和安全部会

杉本氏は「核兵器輸出のあり得ず」をめぐり、参院平和安全部会に質問した。

核兵器輸出のあり得ず 杉本氏に防衛相 参院平和安全部会



山口代表(右)と 参院平和安全部会 第13回国際会議 山口代表(右)と 参院平和安全部会

# 公明新聞は党勢拡大の要

## 全国購読推進委員長会

### 参院選へ 集中期間(9月)の勝利誓う

公明新聞は党勢拡大の要として、全国購読推進委員会の開催を促した。

参院選への集中期間(9月)の勝利を誓う。公明新聞は党勢拡大の要として、全国購読推進委員会の開催を促した。

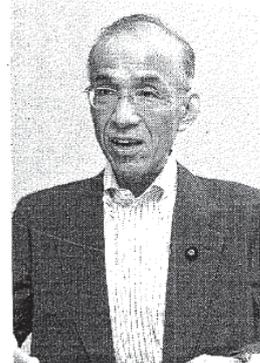


山口代表(右)と 参院平和安全部会 第13回国際会議 山口代表(右)と 参院平和安全部会

党員講座

公明新聞の推進で党勢拡大!

9月から11月まで
機関紙拡大運動集中期間



荒木清寛・党機関紙購読推進委員長

9月から「機関紙拡大運動 集中期間」がスタートします(11月までの3カ月間)。荒木清寛・党機関紙購読推進委員長(参院議員)に運動のポイント、取り組みについて聞きました。

26日に党本部で開かれた全国機関紙購読推進委員長会で公明新聞の拡大運動が確認されました。荒木清寛・機関紙購読推進委員長、まず口頭から公明新聞の拡大に努力してくださいと全国の議員、党員、支持者の皆さま、そして配達員の皆さまに感謝申し上げました。先日の購読推進委員長会で、来夏の参院選勝利

来夏の参院選勝利へ、全議員、全支部が目標を達成しよう

へ向け、9月から11月の3カ月間の「機関紙拡大運動 集中期間」に全力で取り組んでいくことを申し合いました。スローガンは「公明新聞の拡大でさらなる党勢拡大を」とです。活動の柱は、①議員実配目標を

県本部が18.8%を達成し、大阪府、長野県、新潟県など10の道府県本部で全議員が実配を達成することができました。今回の集中期間では、全ての県本部、全ての議員が目標を達成していきたいと思います。党組織としての取り組みは、荒木委員長「分会10ポイントの達成」です。10月の党員登録で新たに党員になれる方への購読推進を含め、分会10ポイント達成をめざしていきま。

機関紙拡大運動の取り組み

- 1 議員実配目標を必ず達成
2 分会10ポイントの達成
3 総支部、支部で有権者比1%をめざす
4 良識派の論調を国民に提供

公明新聞の役割

1 党の真実を内外に伝える
2 ネットワークを支える「骨格」
3 課題を発掘し政治を動かす
4 良識派の論調を国民に提供
来夏には参院選が予定されています。荒木委員長、公明新聞の購読推進は、党勢拡大に直結すると確信します。2年前の参院選で激戦を勝ち抜いた埼玉県本部では、参院選を前に県本部を挙げて公明新聞拡大に取り組み、過去最高部数を達成して参院選に挑みました。公明新聞は党勢拡大のバロメーターです。公明新聞の拡大で来夏の参院選を勝ち取っていきましょう。

出である。

監査では、公明党規約で規定されている党員の義務に関してまで公金での支払いを認めることに関して厳正な監査を求める。

## ② 視察における土産物代の計上について

会派の出納簿に視察と記された項の領収証を検証した結果、中村康弘議員、山本ひろ子議員、横山えみ議員が、視察の際に土産物代を費用計上していると解した。

各議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、各議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。従って、以下の様に、土産物代として計上された費用の返還を求める。

### 中村康弘 (添付資料 19 領収書等貼付用紙)

平成 27 年 7 月(2 回)、8 月(1 回)、10 月(1 回)、11 月(1 回)の 5 回、視察を実施し、土産物代として費用計上した合計 11,290 円の返還を求める。

### 山本ひろこ (添付資料 20 領収書等貼付用紙)

平成 27 年 7 月(2 回)、8 月(1 回)、11 月(3 回)、平成 28 年 2 月(2 回)の 8 回、視察を実施し土産物代として費用計上した合計 17,576 円の返還を求める。

### 横山えみ

女性議員有志による視察として、平成 27 年 8 月に、相馬市を訪れているが、その際に、土産物代として費用計上した 790 円の返還を求める。

なお、上述の土産物費用は、視察に同行した区議会議員 8 名(井口かづ子、横山えみ、松浦芳子、そね文子、奥田雅子、上野エリカ、市来とも子、松尾ゆり)の折半となっており、各議員に対して、土産物代として計上された 790 円の返還を求めた。

添付資料 19.

中村やまの 領収書等貼付用紙

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 6005
----------	-----	----------

## 領収書等貼付欄

2015年 7月 6日(月)

領 収 証

中村 やまの 様

¥3,500-

上記正に領収しました(消費税等  
但し、お土産代 ¥259-を含みます)  
として

銀座たまや銘品館東京中央店  
東京都千代田区丸の内1-9-1 JR東京駅改札内

03-3214-6240

※保管上のお願  
財布等で保管いただく場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-9460-8460

備考

視察先へのお土産代 (2個) 朝ノ清エくらホム  
安心院けんこうクラブ

添付資料 20.  
山本 ひろこ  
領収書等貼付用紙

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7 月分	No. 1003
----------	------	----------

領収書等貼付欄	
領 収 証 2015年07月03日	
山本ひろこ様	
¥ 3, 240 -	
(消費税 但し	¥240) お菓子代としい (2箱)
杉並区阿佐ヶ谷南1-33-2 (株) グレープストーン ぶどうの木&鎌倉座 TEL 03-5378-1122	担当者  0002-5646 領収証No 4 4 3 6
備考 調査研究費 視察先へのお土産代として (福山市 鞆の湖エコーフォーラム) (宇佐市 安心院エコークラブ)	

<区民フォーラムみらい>

1. 上野エリカ

政活費交付額	1,760,000 円
戻入額	394,651 円
返還請求額	1,365,349 円

上野議員は政務活動費0！を公約に掲げて当選しました。

(添付資料 21 選挙公示前のチラシ2枚表裏)

(添付資料 22 区政報告「2015年6月」2枚表裏)

① 公約違反の支出について返還を求める。

以下について、返還要求額、1,365,349 円の返還を求める。

平成 27 年

6月30日区政レポート作成費(vol15)	226,800 円
6月30日区政レポート折り込み代(vol15)	94,089 円
6月30日区民フォーラムみらい会派視察	58,500 円
7月9日女性議員視察交通費	9,150 円
8月3日女性議員視察交通費	9,150 円
8月8日女性議員視察宿泊料	5,940 円
8月8日女性議員視察雑費	3,068 円
9月30日区政レポート作成費(vol16)	280,000 円
1月8日往復ハガキ(区民アンケート)	195,000 円
3月31日区政レポート作成費(vol17)	315,000 円
3月31日新聞折り込み代(区政レポート vol17)	125,452 円
3月31日チラシ配布代(区政レポート vol17)	43,200 円
合計	1,365,349 円

杉並区民に配られた杉並区選挙管理委員会発行の

「杉並区議会議員選挙選挙公報(平成27年4月26日執行)」には、

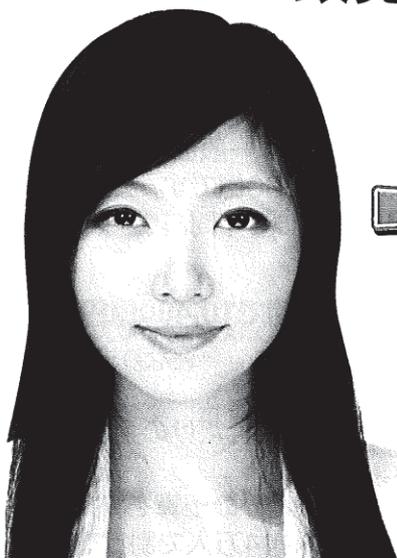
上野エリカ無所属

みずから身を切る議会改革

政務活動費年間192万円を0ゼロへ!

と、大きく書いている。

## 政党・組織に属さない 本当の無所属



# 上野 エリカ

杉並区のみなさん、こんにちは。

朝日新聞1月20日朝刊に「野々村竜太郎・元兵庫県議（号泣会見の議員）による政務活動費の不適切な支出が明らかになった昨年7月以降、31の地方議会で計約9400万円の政務活動費が議員から返還されていた」とありましたが、こうした議員個人の良心にまかせることなく、議会改革として、制度的に廃止すべきと考えます。

国も地方も財政赤字を抱える中、まずは議員自らが身を切る覚悟を実施してこそ財政赤字が解消すると考えます。

「区議会改革」（身を切る覚悟と奉仕の心）

# 政務活動費 192万を①に!

上野エリカ  
がめざす基本政策

安全安心で  
暮らしやすい  
杉並区

子育て世代や  
高齢者に  
優しい  
杉並区

- ① 大規模災害に備えて、住宅地の耐震化事業を促進するとともに、木造住宅密集地域の不燃化推進事業を行います。
- ② 区役所は最大のサービス業であるとの認識のもと、区職員の全面的な意識改革を進め、便利で好感度の高い窓口サービスを実施します。
- ③ 保育園の待機児を減少させるための施策はもちろんのこと、多様なニーズに対応したきめ細かい保育サービスの充実を図ります。
- ④ 食育の推進や道徳教育の充実により、心豊かな公教育を進め、いじめや不登校の防止に努めます。
- ⑤ 地域包括ケアや特別養護老人ホームの整備を進めて、住み慣れた街で長寿を迎えられる環境をつくります。
- ⑥ 空き家対策の一環として、家事援助サービスや高齢者の居場所作りのため、民間とタイアップした地域の拠点作りを推進します。

上野エリカ  
プロフィール

- 昭和55年10月16日生まれ 青森県出身
- 東北女子短期大学 生活科 食物栄養コース卒業
- 上京後、大学の寮の栄養士として約10年勤務  
その後、小(中)学校の給食の調理の受託会社に勤務
- 栄養士免許および調理師免許取得
- セムデックを使用したクローズドキャプション  
(聴覚障がい者向けの字幕)の製作に従事
- 趣味: アルトサックス、映画、アニメ
- 好きな食べ物: そば、フルーツ、トマトすきやき

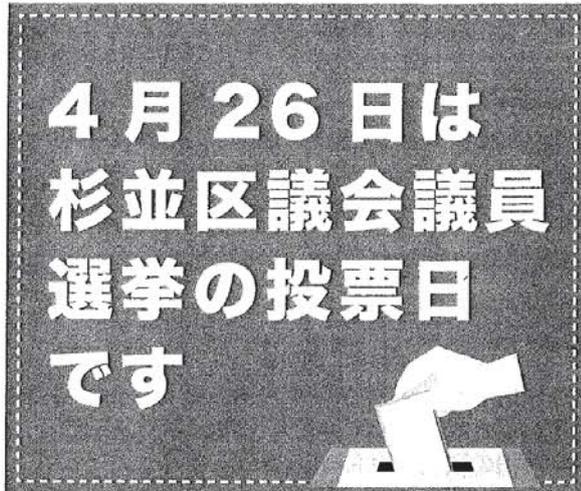


気軽に皆さまの声を聞かせてください

4月26日は杉並区議会議員選挙の投票日です!

東京無所属ネットワーク 杉並  
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 4-18-10-201

討議資料



# 4月26日は 杉並区議会議員 選挙の投票日 です

政治的な無関心が広がる中、地方政治の場においても選挙の低投票率は懸念されます。

今回は地方自治体の予算の面から見た、みなさまの持つ一票の価値について考えてみました。



杉並区  
政策委員  
上野エリカ



新宿区  
議会議員  
のづけん

**上野エリカ**：先の衆議院総選挙に続いて、春の統一地方選挙でも低投票率になることが心配されます。

**のづけん**：国政選挙と違って、23区の区議会議員選挙では投票率は50%にも満たない自治体がほとんどですから。

**上野エリカ**：これは本当に健全な地方自治にとっての脅威ですね。

**のづけん**：地方議会の役割の大きな部分に、予算についての審議があります。

**上野エリカ**：予算の審議とは、わかりやすく言えば「みなさまが納めた税金の使われ方のチェック」ということですね。

**のづけん**：そうです。その予算のチェックという点から、私たちが選挙で投票する一票の価値を考えてみたいと思います。

**上野エリカ**：右の解説にもあるように、多くの有権者が選挙で棄権している一票には、とても大きな価値があるのです。

議員それぞれが、区長が提出した予算案に対して賛成／反対の決を示すことで、その年度の予算案が可決されたり、否決されたりします。

さて、杉並区の予算規模は一般会計と特別会計を合わせて、およそ2,600億です。

杉並区議会議員の任期は4年間ありますので、

**【年間2,600億円×4年間で10,400億円】**

となります。

一期4年間の任期中に、これだけの金額の予算を審議する計算となります。

そして、この杉並区の4年分の予算を、杉並区の有権者数であります約44万人で割っていきますと、

**10,400億円÷444787人で**

有権者一人あたりの **一票234万円**

という数字が出てきます。

さらに、実際の投票率を勘案することで、この一票の価値はさらに高くなります。前回の杉並区議会議員選挙の場合、投票率はおよそ40%で、投票者総数は177125人ですので

**10,400億円÷177125人で**

投票者一人あたりの **一票587万円**

という数字が出てきます。

なんと、予算の面から見た一票の価値は、実際に234万円もあるのです。そして多くの人々が選挙を棄権することで、現実にはその価値は587万円にまで上昇していることにもなります。

みなさん、この数字に関してどのように思われましたか。

587万円とは、とても大きな金額です。みなさんの行使している一票の価値は、高級車を買うこともできるのです。

そして、行政的な施策の一例をあげれば、普段よく目にする信号機を3つも取り付けられるほどの価値があるのです。(標準的な信号機取り付け費用は約200万円)

それだけ、私達の持つ一票の価値とは重たいものと言えます。

# 杉並区議会議員(無所属)

# 上野 エリカ

## の杉並区政レポート



上野エリカ事務所

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 4-18-10-201

TEL090-4134-7936 ueno@suginami-kugikai.jp

vol.5

2015.6

### ■ご報告

杉並区のみなさま、こんにちは。私、上野エリカは4月に実施されました杉並区議会議員選挙におきまして、2,045票を獲得して杉並区議会議員の議席を預かることになりました。

区民のみなさまの貴重なご支援を裏切らないように、住んで誇れる街「杉並区」、暮らしやすい「杉並区」をめざして、全力で議会活動に取り組む所存ですので、今後とも暖かく、また時には厳しく、ご指導を賜りますよう、心からお願いいたします。

今回の改選にあたりまして、増田裕一議員、安齊あきら議員、山本あけみ議員、太田哲二議員、河津利恵子議員と共に6名で、会派「区民フォーラムみらい」を結成いたしました。

せっかく無所属の立場で議席をいただいた訳ですので、基本的には田中区政を支える立場ですが、「良いことは良い」、「悪いことは悪い」といった、是々非々の姿勢で議会活動を展開したいと考えています。

また常任委員会は「区民生活委員会」に、特別委員会は「災害対策特別委員会」に所属することになりました。

これからもみなさまの区政に関するご要望やご意見などをお寄せいただければ、できる限り区政の場に反映させていけるよう努力いたします。

### 上野エリカのホームページ、スタート!

<http://uenoerika.com/>

この度、杉並区議会議員になったことで、ホームページを新しく開設する予定です。

日々の活動報告や杉並区政の現状などもブログで更新していきますので、ご覧いただければ幸いです。

杉並区政の透明性を高めるため、また自らが身を削る改革を推進するために、何かと問題の多い「政務活動費」については制度的に見直すべきとの訴えをしてきました。

今後ともこの姿勢は変わりませんが、まずは自らの襟を正す意味でも、個人としては「飲食をとまう会合」「個人の視察の経費」「交通費や駐車場代」などには一切支出せず、すべて杉並区政の状況や自分の活動報告を区民のみなさまに伝えるための「広報関係費」のみに支出するようにいたします。

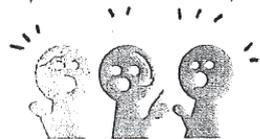
また支出の詳細、成果物、領収書などについても、すべてウェブ上で情報公開してまいります。

上野エリカ(上野江梨花)プロフィール

- 昭和55年10月16日生まれ 青森県出身
- 東北女子短期大学 生活科 食物栄養コース卒業
- 大学の寮の栄養士として約10年勤務  
その後、小(中)学校の給食の調理の受託会社に勤務
- 栄養士免許および調理師免許取得
- セムデックを使用したクローズドキャプション(聴覚障がい者向けの字幕)の製作に従事
- 杉並区議会内会派「区民フォーラムみらい」所属
- 「区民生活委員会」「災害対策特別委員会」所属



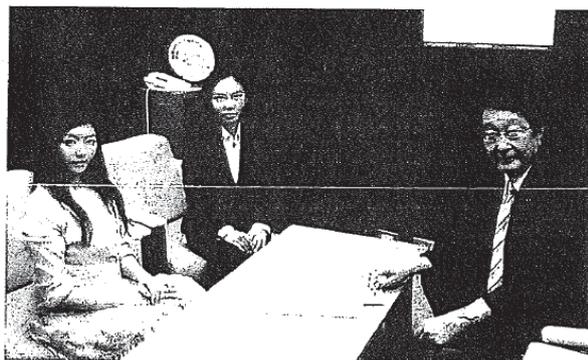
気軽に皆さまの声を  
お聞かせください



討議資料

## 透明性の高い区政をめざして

今年の春、杉並区議会議員になりました上野エリカさんに、新宿区議会議員のづケンさん、目黒区議会議員小沢あいさん(共に無所属で活動中)を加えて、区民から信頼される透明性の高い区政をテーマに対談を企画しました。



**のづケン**：上野エリカさん、小沢あいさんは、ともに杉並区、目黒区で、今年の4月から区議会議員として活動をスタートしたわけですが、何か気づいたことはありますか？

**上野エリカ**：そうですね、良くも悪くも議会での慣習は、一般企業のものとは異なるという点ですね。

**小沢あい**：同感です。まず驚いたことは、膨大な量の資料が届けられることです。役所はまだまだペーパーレス化が進んでいません。

**のづケン**：それは非効率的ですね。

**上野エリカ**：業務の非効率化という観点では、タイムマネジメントの面からも大いに改善の余地があります。また、様々な決め事や手順がオープンでなく、わかりにくいことですか。

**小沢あい**：それで現在まではうまく機能したこともあるのですが、やはり区政の透明性という部分では変えなければいけないでしょう。

**のづケン**：区政の透明性ということでは、二人とも政務活動費の制度的な見直しを訴えていましたけれど。

**上野エリカ**：昨年まで様々な地方議会で政務活動費の不正使用が問題となり、このことで議会の有権者からの信頼が損なわれた面は大きいと思います。

**小沢あい**：政務活動費での私物購入や換金による着服は論外としても、飲食をとまなう会合の費用に使われるなど、現在でも政務活動費についてはグレーな部分も見受けられます。

**のづケン**：たとえ真面目な査研究や視察などに支出していても、変に疑われて住民監査請求の対象になることもあります。

**上野エリカ**：調査のための視察といっても、実は単なる遊びの旅行ではないかと…

**小沢あい**：これほど悪い話がでてくると、何でもうがった見方をされるものです。政務活動費に関しては、すべてをウェブ上でオープンにするとしている政党もありますし。

**のづケン**：そのため私の場合は、議会報告や活動報告のための広報費以外では、政務活動費を一切使わないようにしています。

**上野エリカ**：それは良いことです、「区議会議員の活動が見えない」という区民の声が多い中、「伝える政治」「報告する議会」という意味からも大切なことです。



新宿区議会議員  
のづケン



目黒区議会議員  
小沢あい

さらに選挙前に区内にポスターを貼り、チラシを配布した。それらには

政党・組織に属さない本当の無所属  
上野エリカ  
杉並区のみなさん、こんにちは。  
朝日新聞1月20日の朝刊「野々村竜太郎・元兵庫県議(号泣会見の議員)  
による政務活動費の不適切な支出が明らかになった昨年7月以降、31の  
地方議会で計約9400万円の政務活動費が議員から返還されていた」と  
ありましたが、こうした議員個人の良心にまかせることなく、議会改革  
として、制度的に廃止すべきと考えます。  
国も地方も財政赤字を抱える中、まずは議員自らが身を切る覚悟を実  
施してこそ財政赤字が解消すると考えます。  
「区議会改革」(身を切る覚悟と奉仕の心)  
政務活動費年間192万円を0ゼロに!

以上のチラシが選挙前に新聞折り込みで区民に配布された。

上野候補の意見は「政務活動費については、議員個人の良心にまかせることなく、議  
会改革として、制度的に廃止すべきと考えます。」と、書いて多くの家に配られた。  
このチラシやポスター、区選管から配布された選挙公報を見て、上野エリカ議員の考  
えに共感した区民が投票して、2,045票でめでたく当選した。

選挙前のチラシでは政務活動費の廃止を訴える。  
選挙では政務活動費0へ!という公約。

しかし、当選すると政務活動費を使っている。さらに当選後の

上野エリカの杉並区政レポート(2015、6、vo15)  
「政務活動費」は・・・  
「広報関係費」のみに支出するようにいたします。  
また支出の詳細、成果物、領収書などについても、  
すべてウェブ上で情報公開してまいります。

と、公約をすべて破棄して、さっそく政務活動費による支出がなされた。  
上記の上野エリカの杉並区政レポートでは「広報関係費」のみとしているが、視察費

にも支出はある。

また支出の詳細、成果物、領収書などについても、すべてウェブ上で情報公開してまいります。

としているが、杉並区議会HPの上野エリカ議員の欄にはホームページはなく、政務活動費を使って発行した区政報告レポートに書いた情報公開に関して、実施していない。

上野議員は公約、区政レポート等を通して、何回でも区民をだましている。議員としての発言はこれほど軽いものか、いや、何度でも区民に対し虚偽の発言をすることは上野議員としては当たり前のことなのか。議員としての良心はどこにあるのか、問いたい。

以下は区民の声である。

上野エリカ議員の使用した政務活動費平成28年度分1,365,349円の返還を要求します。

理由

上野議員は、選挙中「政務活動費ゼロ」を公約にして、当選しました。

それなのに、当選後の5月政務活動費が上野議員の通帳に振り込まれるやいなや、使用しました。

上野議員には、質問のメールを送りました。

「1、『政務活動費ゼロ』と選挙運動中には、ポスターを貼りまくり、当選したにもかかわらず、政務活動費をしっかりと使っていることは、『公約違反』であると認めるか？  
2、区民には、自分が政務活動費を使用していることがわかるとは、思わなかったか？」  
です。この質問に対して2か月以上たちますが何ら返事はありません。

議員のこういう態度は、あまりにも杉並区民を愚弄していると言えるのではないかと思います。選挙中は何をいっても、かまわない。議員になってしまえば、それと反対のことをしようが、どうせ誰も知らないのだから・・・。

上野議員は選挙中ゼロと言っていた政務活動費について、その後の区政報告では、「区政報告だけに使うことにする」と述べています。

しかし、実際には、調査研究費（会派視察・女性議員視察）に85,808円を使用しています。それと広聴広報費1,279,541円をあわせ、合計1,365,349円の返還を求めます。

## ② 視察における土産物代の計上について

女性議員有志による視察として、平成27年8月に、相馬市を訪れているが、その際に、土産物代として790円を、上述の「平成いる。

上野議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、上野議員

が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。従って、計上された土産物代 790 円の返還を求めるが、26 ページ\*の返還要求額の一つである「8月8日女性議員刺殺雑費 3,068 円」の中に含まれている。

なお、上述の土産物費用は、視察に同行した区議会議員 8 名（井口かづ子、横山えみ、松浦芳子、そね文子、奥田雅子、上野エリカ、市来とも子、松尾ゆり）の折半となっており、各議員に対して、土産物代として計上された 790 円の返還を求めた。

#### <自民・無所属・維新クラブ>

##### 1. 岩田いくま

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>0 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>122,000 円</u>

##### ① 事務所費計上の按分について

自宅（賃借）の一部屋（洋間 5 畳）を、議員事務所として使用し、賃貸料月額 160,000 円（含む管理費）の内の 10,000 万円を政務活動費に計上している。その計上額の算定は、賃借部分の全面積に対して、事務所として使用している洋間の面積の割合から事務所費（千円以下を切り捨て）を算定し、更に訓令で決められた規程に従い 1/2 としている。一方、平成 26 年度までの 10 年間の計上額は、部屋総数に対する割合からの算定し、月額 16,000 円としていた。しかし、今回の変更の理由については、政務活動費の収支報告書には、何ら説明がなされていない。

請求の趣旨で明記した様に「政活費は、請求人を含めた区民の納める税金・公金であるとの性格から、交付を受けた会派・議員には、その用途について、明確に説明する義務・責任が生じる」と解する。

従って、請求人は、岩田議員に、平成 27 年度の事務所費の政活費への計上の按分比が、何故、昨年以前と異なっているかについて、明確な説明を求めるが、その内容が不明の場合は、計上された事務所費 120,000 円の返還を求める。

なお、区議会事務局が作成した「政務活動費の支出に関する事務処理について（平世 27 年度版）」の 27 ページに、事務所費支出の要件の一つに、「事務所には看板・表札など、政務活動に必要な事務所としての表示等を有していることが必要」とされているが、岩田議員の事務所（住宅）には、その表示を見つけることが出来なかった。

※本監査結果では 103 ページ

## ② 学士会会報代の計上について

学士会会報の年間購読料(4,000円)として、資料購入費の項目に、1/2の按分比で、2,000円を計上している。学士会事務局に確認した情報によると、学士会員の年会費は、4,000円で、会員には、2カ月ごとに発行する会報を送料なしで送付しているが、会員でない場合は、1冊を送料込みで、1,215円で販売しているとのことであった。年に発行される6冊を購入した場合の費用は、7,290円となる。

岩田議員は、学士会会員で、年会費4,000円を支払い、2カ月毎に、会報を受領していると推測され、資料購入費として計上された2,000円は、当該会報の購入費ではなく、学士会の会費の1/2にあたるといえる。

従って、請求人は、岩田議員に、学士会の入会が、「政務活動費の交付に関する条例」の第9条の規定される「政務活動費とは区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」に該当する理由について、明確な説明を求める。

その説明が不明の場合は、この計上は、「一種の不当行為」にあたりと解し、学士会会費2,000円の返還を求める。

なお、請求人の記録によると、この計上は、平成27年度だけでなく、過去長期にわたって同様に行われてきている。

## 2. 松浦芳子

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>65,414円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>790円</u>

### 視察における土産物代の計上について

女性議員有志による視察として、平成27年8月に、相馬市を訪れているが、その際に、土産物代として790円を計上している。

松浦議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、松浦議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上された土産物代790円の返還を求める。

なお、上述の土産物費用は、視察に同行した区議会議員8名(井口かづ子、横山えみ、

松浦芳子、そね文子、奥田雅子、上野エリカ、市来とも子、松尾ゆり) の折半となっており、各議員に対して、土産物代として計上された 790 円の返還を求めた。

#### <いのち・平和クラブ>

##### 1. 市来とも子

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>63,983 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>202,998 円</u>

市来議員は、区議会議員であると共に、「社会民主党杉並総支部」の代表者であり、その活動には、直接、区政に関係した活動と政党としての活動とが混在していると推測した。従って、請求の趣旨に記した様に、市来議員には、政務活動費に計上する経費については、明確な透明性のある説明をする責任があると解した。

なお、東京都選挙管理委員会に提出した平成 27 年度の収支報告書 (添付資料 23 市来収支報告書 2 頁)によると、報告された経常経費には、人件費、備品・消耗品費、事務所費が記されている。又、当該杉並支部の所在地は、杉並区議会発行の「ぎかいのしおり」に記載されている市来議員の住所と同一である。

##### ① 社会新報、月刊社民の購入について

社会新報、月刊社民は、市来議員が所属する社会民主党の機関紙(添付資料 24 社民党機関誌)であり、政党の政治・宣伝活動の一翼を担うものであり、政務活動費条例 9 条に規定される交付の対象となる政務活動費の範囲外であると解する。更に、「区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」(議長訓令)の第 2 条の支出基準で、「政務活動に要する経費に該当しないもの」とされる「政党活動」そのものである。

従って、請求人は、計上された購入経費 20,736 円の返還を求める。

##### ② コピー複合機リース費の按分比について

当該領収書には、コピー機(黒モード、フルカラー)を Fuji Xerox からリースしていることが記載されているが、その設置場所の記載がないため、市来議員の事務所に設置されていると解した。

当該コピー複合機のリース費の 80%を、区政に関する政務活動費への按分比として、合計 46,770 円を計上している。

残りの按分比 20%は、何の目的であろうか。前述したように、市来議員は、同一事務所で、社民党杉並支部の代表として活動しており、その収支報告書には、明確な内容は不明であるが、備品・消耗品費、事務所費と記されている。コピー機は、多くの活動で必須となると解されるが、按分比 20%は、社民党杉並支部の活動に対応するのだ

(その1)

# 収支報告書

※該当箇所に  すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	党
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金団体	支 部
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	資 金 団 体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体	の 2
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	政治 団 体
活動区域の区分	
東京都内	

（ふりがな） しやかいみんしゅとうすきなみそうしよぶ

社会民主党並並総支部

〒 167-0031

東京都杉並区本天沼3-34-38-104市来方

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名 市来 伴子

4 会計責任者の氏名 梅 明宏

5 平成 27 年分

団体コード	04001510412003
前年繰越額	117,774 円

事務担当者の氏名 梅 明宏

電話番号 080~1232~5287

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合



003280

資金管理団体の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※) 資金管理団体の指定の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
------------------	---------------------------

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に關する特例の適用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
---------------------------	---------------------------

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)~(2)の計	671,962	II 支 出 総 額 1~2の計	668,419
(1) 前年からの繰越額	117,774	1 経常経費の合計 (1)~(4)の計	328,079
(2) 本年の収入額 1~6の計	554,188	(1) 人 件 費	120,000
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	人	(3) 備品・消耗品費	122,829
2 寄附 (1)~(2)の計	110,000	(4) 事 務 所 費	85,250
(1) 寄附の区分 ア~ウの計	110,000	2 政治活動費の合計 (1)~(6)の計	340,340
ア 個人からの寄附	35,000	(1) 組 織 活 動 費	175,620
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	110,000
イ 法人その他の団体からの寄附	25,000	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	37,800
ウ 政治団体からの寄附	50,000	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	イ 宣伝事業費	37,800
(2) 政党匿名寄附	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	エ その他の事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	(4) 調 査 研 究 費	16,920
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(6) その他の経費	0
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	備考	
(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	444,160
4 借 入 金	0	6 その他の収入 (1)~(2)の計	28
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	444,160	(1) 10万円未満のもの計	28
6 その他の収入 (1)~(2)の計	28	(2) 10万円以上のもの計	0
		III 翌年への繰越額 (I-II)	3,543

Social Democratic Party  
社民党Official Web

## 広報 / PUBLICITY



社会新報

# 社会新報

Social Democratic Party

週に一度発行される社民党の機関紙(新聞・タブロイド版)です。社民党議員の活動やニュースなどを一週間分まとめて報告しています。



月刊社会民主



月に一度発行される社民党の機関紙(雑誌)です。政策の解説や評論、コラム・エッセーなど読み物が中心です。

(主な執筆者)永山久夫・早野透・大谷昭宏・佐高信・雨宮処凛・西尾漢・金丸弘美・北沢洋子・田島恵一

□『社会新報』の定期購読はお問い合わせの「購読申し込み」、電話(03-3592-7515)、FAX(03-3581-3528)で機関紙宣伝局へお申し込みください。

ろうか。市来議員の明確な説明を求める。

従って、請求人は、上述の 2 つの活動の按分であるとする、通常の通念からは受け入れることができないと解し、コピー複合機リースの計上費 46,770 円の返還を求める。

### ③ 視察先への土産物の費用の計上について

視察を 3 回（荒川区-NPO 法人 SayaSaya、女性議員有志による相馬市訪問、地方自治が問われる沖縄問題）実施しているが、平成 27 年 8 月に、相馬市を訪れた際に、土産物代として 790 円を計上している。

平成 26 年度の収支報告書においても、視察の際の土産物日の計上をしており、返還を求めた。それに対して、市来議員は、「社会通念上適正な範囲であれば視察に要する経費として認められており、規定に基づいて計上した」と反論した。

市来議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか、強い懸念を抱かせる応答であった。一般区民の通常の生活において、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、市来議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くないことを、明確に理解すべきである。

請求人は、もし土産物が必要な場合は、「政務活動費」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上された土産物代 790 円の返還を求める。

なお、上述の土産物費用は、視察に同行した区議会議員 8 名（井口かづ子、横山恵美、松浦芳子、そね文子、奥田雅子、上野エリカ、市来とも子、松尾ゆり）の折半となっており、各議員に対して、土産物代として計上された 790 円の返還を求めた。

### ④ 研修会、集会参加、会費の計上について

研修会に 2 回 49,340 円（東京自治体政策研究会、立憲フォーラム秋季研修会）、集会参加が 6 回 8,200 円（戦争をさせない杉並 1,000 人委員会、福島の子ども保護プロジェクト杉並の会、第 3 回福島を忘れない、12/20、1/23、3/26）、会費支払いが 10 回 77,162 円（反原発自治体議員・市民連盟、立憲ネットワーク、女性会議、工房ラルゴ、荻窪法人会、たんぼぼ舎、全国自治体労働運動研究会、平和憲法を守る東京ネット、杉並区消費者の会、ND、）

上述の参加経費・会費が、按分なしで全額政務活動費に計上されている。上述の様に、市来議員は、社民党杉並支部の代表としての役割も有している。

「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図

るために必要な活動に要する経費」とされる。

従って、請求人は、市来議員に、上述の按分なしの費用計上について、明確な透明性のある説明を求める。当該条例に沿った回答が得られなければ、全額の 134,702 円の返還を求める。

## 2. 川野たかあき

<u>政活費交付額</u>	<u>1,760,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>303,780 円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>66,560 円</u>

### <政務活動費で支出する研修費等の計上について>

議員たちは政務活動費を使って、参加費が高額な研修等に参加しているが、研修報告の提出は必ずしも義務付けられていない。

政務活動に要する経費細目では、

「○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限りレジユメを添付する。」

一方、「宿泊を伴うか、往復の交通費が 1 万円を超える日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。」と決められている。

研修参加費がいくら高額であっても、宿泊を伴わず、交通費が 1 万円以下の場合、議員たちから、研修内容などの報告は出さなくてもよいという決まりを議員たちが決めている。さらに経費細目では「可能な限りレジユメを添付する」と決め、あくまでも「可能な限り」なので、レジユメを提出しなくても、研修費の政務活動費からの支出が認められるようになっている。報告書が議員たちから提出されないので、研修参加をどのように区政に生かしているのか、不明なまま、研修費が政務活動費から支出できる仕組みである。区民から見たら、その支出が妥当か、どうか、また支出割合の按分費について検証できず、議員の言う通りの支出がなされているのが、現状である。交通費が少額（いわゆる都内のような近場で）の地域で、参加費が高額な研修は多く行われている。

しかし、日帰りの場合は、1 万円以下の交通費のことだけを問題にしているのも、どんな高額な研修会であっても、議員からの報告書も提出はない。

これは政務活動費支出の基本的な考え方の（3）透明性の原則に反している。

ここでは「区民に対する説明責任を果たすため、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その

他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない」と明記している。

研修参加にかかる金額にかかわらず、政務活動費＝税金を使用しての研修には、「研修報告書」を出すべきである。そして透明性の原則にあるように「成果を広く区民に周知するように努めなければならない」義務がある。

以下の川野議員の①、②の研修会は新宿と水道橋なので、交通費は少額である。川野議員からは研修の報告書の提出は義務付けられていないので、提出されていない。研修内容がわからないので、請求人はインターネットや電話等を駆使して研修内容を調査した。

2015（平成27）年

① 5月21日研修参加費(自治体議員バックアップセミナー受講料)3,500円

② 5月25日研修費参加費(当選直後のスタートダッシュ企画)50,000円

① の研修は

「議員力をつける 自治体議員バックアップセミナー～新人議員スタート編～」  
主催は緑の党グリーンズジャパン〈事務局杉並区高円寺北 2-3-4 高円寺ビル601〉

緑の党についてパソコンのウィキペディアで調べると

「緑の党(みどりのとう)は、環境主義、多文化主義、反戦などを主な主義、信条とする政党・政治勢力。」と、書いてある。

領収書は緑の党グリーンズジャパン、緑の党之印

とあり、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」の第2条に該当する。

さらに研修内容を見ると、「参加者自己紹介、基調講義「議員の役割」、先輩議員からの話題提供、議員活動なんでもQ&B」となっていて、いわゆる新人議員として議員力をつけるための自己研修であり、政務活動には該当しない。

よって参加費の3,500円の返還を求める。

② の研修は

・「当選直後のスタートダッシュ企画への受講料」50,000円の領収書について。

「新人議員スタートダッシュ企画事務局 原田輝則 ㊤」とあるのみである。

50,000円の領収書であるにもかかわらず、事務局の住所、電話番号等の記載もない。

このような状態では、正式な領収書とは認めがたい。(添付資料25 川野領収書)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 2
----------	------	-------

領収書等貼付欄

添付資料 25  
川野議員領収書

但 当選直後のスタートダッシュ企画への受講料として

領 収 書

東京都杉並区議会議員 川野 孝章 様

金 50,000 円

上記のとおり領収いたしました。

2015年 5月 25日

新人議員スタートダッシュ企画事務局

原田 輝則 

## 企画の案内

### テーマ

「議員としての4か年を有効に活用するための「議員計画」作成ワークショップ。

「企画のご案内」のチラシには以下のような記載がある。

- ・内容「当選直後のスタートダッシュ企画」

4か年議員計画を作成するためのワークショップとコンサルティング

- ・受講料 50,000円

ワークショップ2万円分とコンサルティング6万円分（定価2万円×3時間）⇒

『半額』の3万円分がセットになった割引価格です。

以上の記載からわかるように、受講料は半額になるなど、50,000円の根拠が不明である。

### 講師について

原田輝則（ぼくらの市議・選挙サポート代表）、

須永 豪（サバイバルデザイン代表）の2名が書いてある。

原田輝則氏についてはインターネットで検索してもわからなかった。

須永豪氏はサバイバルデザイン代表＝松本市に在住し森と共生できる家作り、反原発活動などを続けているということがわかった。

須永氏に電話を入れたところ、次のように答えてくださった。

「費用が高いのは、1日だけの費用ではなく研修会後も、新人議員の疑問に先輩議員たちが電話相談などに応じるサポートを1人5、6回ずつ続けたため、とのこと。2015年は統一地方選だったので、若くてやる気のある新人議員が全国でかなり当選した。

そこでこの議員たちを応援してそれぞれの地域で活躍してもらおうと、もう1人の講師役原田輝則さんと相談してこの研修会を企画。

友人で森林ボランティアの活動もしている秩父市議清野和彦さんにも新人議員たちの先生役になってもらい、4年間の自分たちの活動計画などをみんなで議論しながらつくった。

研修会は2回に分け、新人議員5、6人ずつが参加した。遠くは四国からの参加者もいた。内容は充実していたと思う。

自分たちの役割は果たせたので、このとき以降は研修会はやっていない。」以上。

研修を受けた議員は報告書を作成し、提出すべきである。

川野議員から研修内容が報告されていないが、川野議員は全額を政務活動費から支出し、交通費も330円を支出した。

政活費の支出故、透明性を確保し、区民に対する説明が必要である。

川野議員は按分なしで、経費の 100%を政活費で支出したが、請求人の調査では、全額を政務活動費から支出することは認められない。

議員活動そのものより、自己研修の要素も多分に含まれているので、支出の半額程度は自分で負担するのが社会的な常識だと考える。

50,000 円の半額 25,000 円の返還を求める。

③ 6月5日、自治体議員立憲ネットワーク年会費の3,000円、  
自治体議員立憲ネットワークは、安倍政権の解釈改憲による集団的自衛権行使容認に向けた動きに危機感を抱いた自治体議員によるネットワークとして、2014年6月15日に設立された政治団体である。

④ 7月31日、反原発自治体議員・市民連盟年会費の8,000円

⑤ 8月21日、全国政策研究集会 in 姫路 2015 参加費 5,000円

8月21日、研修交通費 30,320円

8月21日、自治体議員政策情報センター虹とみどりの会の年会費 20,000円

8月21日、宿泊費、9,800円

以上、8月21日は合計 65,120円を支出している。

川野議員の「区議会レポート」を見ると、無所属であるが、緑の党の推薦を受けている。

③～⑤の研修は、政務活動費支出の基本的な考え方の(1)実費弁償の原則「必要経費の一部を実費として充当するものでなければならない」に照らし、毎回全額を政務活動費から支出するのは許されない。議員活動そのものより、自己研修や川野議員をバックアップする団体の活動もあるのだから、支出の半額程度は自分で負担するのが社会的な常識だと考える。

以上③～⑤にかかった費用、76,120 円の半額、38,060 円の返還を求める。

平成 27 年 4 月 26 日執行の杉並区議会議員選挙選挙公報によれば、

川野議員は「ムダにNO!、安心にYES!、杉並区の政務活動費は?会計帳簿と領収書はネット公開を!」と、書いてあり、推薦人には緑の党共同代表長谷川羽衣子氏の名前がある。

選挙公報に書いてあるので、川野議員のHPを見たが、政務活動費の会計帳簿、領収書を見つけることはできなかった。杉並区では政務活動費の出納簿や領収書等のネット公開の制度はまだ実現していないが、議員の中には一人で公開した議員もいる。

川野議員は選挙公報に書いたことを、実施したでしょうか。区民は、投票する際には、この選挙公報を読んで、投票の基準にする人もいます。政務活動費の支出について、選挙公報に書いたように、透明性を確保し、区民に対する説明責任を果たしてほしい。

そして、区議会議員はどんな研修でも、政務活動費を使って参加した場合は、「研修報告書」の提出を義務付けるべきである。経費細目で決まっていなくても、透明性の確保のために「研修報告書」の提出に取り組んでほしい。政務活動費＝税金の支出である。緊張感をもって研修に臨んでもらいたい。

### 3. けしば誠一

<u>政活費交付額</u>	<u>1,760,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>676 円</u>

### 4. 新城せつこ

<u>政活費交付額</u>	<u>1,760,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>0 円</u>

(けしば、新城)

<u>返還請求額</u>	<u>338,626 円</u>
--------------	------------------

けしば誠一・新城せつこ議員の切手で支払った郵送料について

2015(平成 27)年 4 月まで、けしば誠一・新城せつこ議員は無所属区民派の会派として収支報告書、出納簿を提出していた。5 月からはそれぞれが、収支報告書、出納簿を提出している。しかし、「郵送料については、けしば・新城で 1/2 ずつ按分する」と領収書等貼付用紙の備考欄に明記し、同じ領収書が添付されているので、郵送料については、けしば・新城議員に対し、合計して返還を求める。

返還要求額 338,626 円の返還を求める。

2015(平成 27)年度 5 月以降の、けしば・新城議員の郵送料について。

2015(平成 27)年度 5 月以降、郵送料を現金と切手で払った額は以下のとおりである。

けしば・新城議員はそれぞれ同じ領収書を提出している。

2015(平成 27)年

12 月 25 日 16:04 荻窪郵便局(添付資料 26 けしば領収証書)

131,274 円(現金支払い 14 円、切手支払い 131,260 円)

「領収書等貼付用紙」の備考欄に記載。

° 区政報告郵送料(No278 相談会)  $131,274 \times 1/2 = 65,637$

° 区政報告 No278 の郵送(封筒)は連名としており、けしばと新城で 1/2 ずつ按分する。

添付資料 26  
けいば議員領収書

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 78
----------	------	--------

領収書等貼付欄																									
<h2>領収証書</h2> <p>毎度ありがとうございます</p> <p>けいば 誠一 様</p> <p>〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 2015年12月25日 16:04</p> <p>[別納1] 区内特別特特(定)BC 22.0g</p> <table> <tr> <td>⑤1</td> <td>2,574通</td> <td>¥131,274</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>¥131,274</td> </tr> <tr> <td>課税計</td> <td></td> <td>¥131,274</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td></td> <td>¥9,724</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td></td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥131,274</td> </tr> <tr> <td>お預り 現金</td> <td></td> <td>¥14</td> </tr> <tr> <td>お預り 切手</td> <td></td> <td>¥131,260</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済</p> </div> <p>担当 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 端02箱22 発行No. 0179 連絡先: 荻窪郵便局 TEL: 03-5382-0447</p>		⑤1	2,574通	¥131,274	小計		¥131,274	課税計		¥131,274	(内消費税等)		¥9,724	非課税計		¥0	合計		¥131,274	お預り 現金		¥14	お預り 切手		¥131,260
⑤1	2,574通	¥131,274																							
小計		¥131,274																							
課税計		¥131,274																							
(内消費税等)		¥9,724																							
非課税計		¥0																							
合計		¥131,274																							
お預り 現金		¥14																							
お預り 切手		¥131,260																							
備考	<p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">郵便局からのお知らせ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>ご注意</b> <b>ください!</b></p> <p style="text-align: center;">「レターパックなどで現金送れ」は 全て詐欺です。 レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。</p> </div> <p>○ 区政報告 郵送料 (No. 278、相談会) <math>131,274 \times \frac{1}{2} = 65,637</math></p> <p>○ 区政報告 No. 278 の郵送(封筒)は連名とし、 けいばと新城の二名で捺印する。</p> <p>○ 切手で支払う</p>																								

けいば 議員 (原本)

° 切手で支払う

12月25日 15:08 杉並南郵便局(添付資料27 けしば領収証書)

126,072円(現金支払い0円、切手支払い126,072円)

「領収書等貼付用紙」の備考欄に記載。

° 区政報告郵送料(No278 相談会)126,072×1/2=63,036

° 区政報告の郵送(封筒)は連名としており、けしばと新城で1/2ずつ按分する。

12月25日 14:25 杉並郵便局(添付資料28 新城領収証書)

81,294円(現金支払い0円、切手支払い81,294円)

「領収書等貼付用紙」の備考欄に記載。

° 区政報告郵送料(No278 相談会)81,294×1/2=40,647

° 区政報告の郵送(封筒)は連名としており、けしばと新城で1/2ずつ按分する  
現本(ママ)は新城に掲載。

以上のように3枚の領収書等貼付用紙の備考欄に明記している。

郵送料合計 338,640円(現金支払い14円、切手支払い338,626円)

でわかるようにけしば新城議員は今年度も切手で338,626円を支払い、政務活動費として交付されている現金を使つての支払いはわずかに14円である。備考欄に「切手で支払う」と書いてあるが、この支払いにあてた切手をどのように入手したかは不明である。切手購入の領収書は1枚も提出されていない。

当選7回のけしば誠一議員、当選5回の新城せつこ議員のベテラン議員は、切手購入の領収書を提出せず、備考欄に「切手で支払う」と書くだけで、政活費の支出を認めていることに驚く。

議会事務局から議員に配布された

「政務活動費の支出に関する事務処理について(平成27年度版)(平成27年5月杉並区議会事務局)」のP12によれば、

政務活動に要する経費細目

○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員一人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。

切手を政務活動費で支出する場合は、切手購入の限度額は30,000円以内である。さらに切手を購入した際、領収書の提出は当然のことである。ところが、けしば・新城議員からは切手購入の領収書は1枚も提出されていないので、郵送料にあてられた切手の入手経路が不明であり、政務活動費とは認められない。

よって、郵送料338,640円(現金支払い14円、切手支払い338,626円)のうち、現金

添付資料 27.

けしは議員領収書

第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 19
----------	------	--------

領収書等貼付欄	
<h2>領収証書</h2> <p>毎度ありがとうございます</p> <p>けしは 誠一 様</p> <p>〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 2015年12月25日 15:08</p> <p>[別納1] 区内特別特特(定)BC 22.0g ⑤1 2,472通 ¥126,072</p> <p>小計 ¥126,072</p> <p>課税計 ¥126,072 (内消費税等 ¥9,338) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥126,072 お預り 現金 ¥0 切手 ¥126,072</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">       印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済     </div> <p>担当 [REDACTED] 端03箱11 発行No.1494 連絡先: 杉並南郵便局 TEL:03-3315-4319</p>	
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>郵便局からのお知らせ</p>  <p><b>ご注意 ください!</b></p> <p>「レターパックなどで現金送れ」は 全て詐欺です。 レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。</p> </div> <p>区政報告 郵送料 (No. 278、相次分) <math>126,072 \times \frac{1}{2} = 63,036</math> (報告) 区政報告(郵送(封筒))は運名とし あり、けしはと新城で士がう接分。</p>

けしは議員(原本)

添付資料 28  
 新城議員領収書

第1号様式 (第3条関係)

## 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 20
----------	------	--------

### 領収書等貼付欄

### 領収証書

毎度ありがとうございます  
 新城 せつこ 様

〒100-8798 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区霞が関1-3-2  
 2015年12月25日 14:25

〔別納1〕  
 区内特別特特(定)BC  
 22.5g  
 ⑤1 1,594通 ¥81,294  
 -----  
 小計 ¥81,294  
 -----  
 課税計 ¥81,294  
 (内消費税等 ¥6,021)  
 非課税計 ¥0

合計 ¥81,294  
 お預り 現金 ¥0  
 切手 ¥81,294

印紙税申告納  
 付につき廻町  
 税務署承認済

担当 [ ] 端08箱02  
 発行No. 3438  
 連絡先: 杉並郵便局  
 TEL: 03-5377-1464

#### 郵便局からのお知らせ



「レターパックなどで現金送れ」は  
 全て詐欺です。  
 レターパックで現金を送ることは郵便法違反です。

備考

区政報告 郵送料  
 (No. 278, 相取込)  $81,294 \times \frac{1}{2} = 40,647$   
 区政報告 新年号の郵送(封筒)は専名とばかり、  
 けいばと新城に支払う持方あり  
 現金は新城に掲載。

けいば議員(写)

以外の支払い額の 338,626 円の返還を求める。

なお、2015(平成 27)年度 4 月分で、以下に述べるように無所属区民派としてけしば・新城議員は切手購入額の上限 30,000 円を超える約 25 万円の切手を購入し、使用しているため、切手購入は 5 月以降、認められないことになる。

けしば・新城議員は「2015(平成 27)年 4 月分の収支報告書、出納簿」を無所属区民派として 2015 年 5 月 20 日に提出し、すでに住民監査請求が 甲 から出され、監査が終わっている。

けしば・新城議員は 2015(平成 27)年度 4 月分の郵送料も切手で支払っていた。  
郵送料全額 250,767 円(現金支払い 0 円、切手支払い 250,767 円)

2015(平成 27)年 4 月 12 日 20:26 荻窪郵便局  
127,245 円(現金 0 円、切手 127,245 円)

2015(平成 27)年 4 月 12 日 19:52 杉並南郵便局  
123,522 円(現金 0 円、切手 123,522 円)計 250,767 円を切手で支払う

けしば・新城議員からは 250,767 円の切手代の領収書は 1 枚も提出されていない。請求人がどのように入手したのか不明な切手での支払いを認めず、返還要求を出したが、この主張は監査では認められなかった。

監査の結果は

「杉並区職員措置請求監査結果」(平成 27 年 4 月分政務活動費に関する住民監査請求)(以下、監査結果書という)に書かれている。

この監査結果書は多くの区民が読んでいる。その中で  
当選 7 回のけしば誠一議員、当選 5 回の新城せつこ議員が、政務活動費の支出であるにも関わらず、領収書のない切手について正当化する意見を述べていることに驚いたが、さらに上原和義・三浦邦仁監査委員が領収書のない切手で支出することを認めるという杉並区の監査の実態が明らかになった。

けしば誠一議員、新城せつこ議員は領収書のない切手について、  
監査結果書 P62 で以下の様に述べている。

- |                       |
|-----------------------|
| 4 個別事項についての会派・議員からの説明 |
| 1. 無所属区民派             |
| 1. 区政報告送料について         |

切手の購入は、無所属区民派の政務活動にかかる財政（事務費）を使い購入している。政務活動費は地方自治法 100 条の規定する「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されていることから、区政報告郵送代を計上したものであって、切手代を計上したのではない。  
そもそも政務活動費が切手代について上限を設けた理由のひとつに、購入した「切手」が購入後に金券ショップで転売した等の不正がないようにするためと考えるところである。

しかし、監査では認めたものの、上原和義・三浦邦仁監査委員の意見・要望が書かれている。

「杉並区職員措置請求監査結果」（平成 27 年 4 月分政務活動費に関する住民監査請求）P12 に金券類による支払いについて監査委員の意見・要望が載っている。

4 意見・要望 監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

イ 金券類(切手、商品券、図書券等)による支払について

本件の区政報告送料の切手による支払については、現行の政務活動費条例の規定等から、その費用を政務活動費に計上したとしても、政務活動費 条例等に違反するとまではいえることができないと判断したところである が、政務活動費は現金で交付されるものであり、また、政務活動費の用途については、その透明性を確保し、区民に対する説明責任を十分に果たすことが求められていることから、金券類による支払を認めることの妥当性・必要性について検討されたい。

監査委員は金券類(切手等)の支払いについて「政務活動費 条例等に違反するとまではいえることができないと判断」と書いているが、適切であるとは判断していない。

けしば・新城議員がどこで入手したかわからない(切手購入の領収書は今までに一切、提出されていない) 切手で払うことは透明性に向け、手元にあった金券を現金化したと解釈する区民がいたとしても不思議ではない。

けしば・新城議員、その他の杉並区議会議員たち、さらに政務活動費調査検討委員会はこの監査結果の監査委員の意見・要望について議論したのであろうか。

けしば・新城議員が監査で指摘されたにもかかわらず、2015(平成 27)年 5 月以降の郵送料について、またもや同じように入手不透明な切手で政務活動費を支出したことに驚いた。監査委員の意見・要望は何ら生かされていない。このことはけしば・新城議員が区民に対する説明責任を果たさず、公金に対し、真摯な態度で臨んでいないことを示している。議員にとって、「監査委員の意見・要望」とはこれほど軽い扱いなのだろうか。

2014 年の 7 月の野々村竜太郎兵庫県議(号泣県議)の記者会見は日本中で問題になっ

た。発端は3年間で、約250万円の切手購入であった。しかし、野々村議員は切手購入の領収書を提出していた。

杉並区では、領収書のない切手購入を議員が正当と主張し、監査では認めたので、大問題である。

けしば・新城議員が切手で支払った郵送代は過去にさかのぼってみると下記のとおりである。

2015(平成27)年度

郵送料全額 589,407 円 (現金支払い 14 円、切手支払い 589,393 円)

2014(平成26)年度

郵送料全額 662,824 円 (現金支払い 12 円、切手支払い 662,812 円)

2013(平成25)年度

郵送料全額 674,130 円 (現金支払い 10 円、切手支払い 674,120 円)

2012(平成24)年度

郵送料全額 1,053,450 円 (現金支払い 3,280 円、切手支払い 1,050,170 円)

2011(平成23)年度

郵送料全額 678,450 円 (現金支払い 1,930 円、切手支払い 676,520 円)

以上、2011～2015年度、5年間の

郵送料全額 3,658,261 円 (現金支払い 5,246 円、切手支払い 3,653,015 円)

以下、年度別の郵送料の詳細

2014(平成26)年度

5月14日 15:36 杉並南郵便局

127,602 円 (現金0円、切手127,602円)

5月14日 16:10 荻窪郵便局

127,194 円 (現金0円、切手127,194円)

5月14日 16:57 杉並郵便局

73,185 円 (現金1円、切手73,184円)

5月19日 12:04 杉並郵便局

9,922 円 (現金0円、切手9,922円)

12月25日 9:52 杉並南郵便局

125,460 円 (現金0円、切手125,460円)

12月31日 10:43 荻窪郵便局

125,307 円 (現金7円、切手125,300円)

12月31日 11:34 杉並郵便局

74,154 円 (現金5円、切手74,150円、おつり1円)

2013(平成 25)年度

4 月 17 日 14:30 荻窪郵便局

140,800 円 (現金 0 円、切手 140,800 円)

4 月 17 日 14:57 杉並南郵便局

139,865 円 (現金 5 円、切手 139,860 円)

4 月 17 日 12:22 杉並郵便局

81,895 円 (現金 10 円、切手 81,890 円、おつり 5 円)

つまり現金は 5 円である。

4 月 22 日 13:35 杉並郵便局

10,170 円 (現金 0 円、切手 10,170 円)

12 月 30 日 22:03 杉並南郵便局

123,900 円 (現金 0 円、切手 123,900 円)

12 月 30 日 21:09 荻窪郵便局

103,950 円 (現金 0 円、切手 103,950 円)

12 月 30 日 21:25 杉並郵便局

73,550 円 (現金 0 円、切手 73,550 円)

2012 (平成 24) 年度

5 月 29 日 20:45 荻窪郵便局

134,200 円 (現金 0 円、切手 134,200 円)

5 月 29 日 19:55 杉並南郵便局

128,450 円 (現金 0 円、切手 128,450 円)

5 月 29 日 19:28 杉並郵便局

79,400 円 (現金 0 円、切手 79,400 円)

8 月 8 日 16:35 杉並郵便局

21,040 円 (現金 0 円、切手 21,040 円)

8 月 9 日 18:21 杉並郵便局

4,880 円 (現金 5,000 円、切手 1,600 円、おつり 1,720 円、つまり現金は 3,280 円)

12 月 2 日 19:34 荻窪郵便局

131,250 円 (現金 0 円、切手 131,250 円)

12 月 2 日 20:02 杉並南郵便局

128,900 円 (現金 0 円、切手 128,900 円)

12 月 2 日 19:10 杉並郵便局

78,950 円 (現金 0 円、切手 78,950 円)

12 月 31 日 11:38 荻窪郵便局

134,700 円 (現金 0 円、切手 134,700 円)

12月31日 12:26 杉並南郵便局  
128,750円 (現金0円、切手128,750円)  
12月31日 10:44 杉並郵便局  
82,930円 (現金0円、切手82,930円)  
2011 (平成23) 年度  
5月15日 19:37 杉並郵便局  
81,400円 (現金0円、切手81,400円)  
5月15日 18:52 杉並南郵便局  
131,910円 (現金10円、切手131,900円)  
5月15日 19:17 荻窪郵便局  
128,400円 (現金0円、切手128,400円)  
5月16日 12:53 杉並郵便局  
10,000円 (現金260円、切手9,740円)  
12月14日 14:54 領収書の発行先不鮮明で不明  
390円 (現金310円、切手80円)  
12月31日 8:36 杉並郵便局  
76,100円 (現金0円、切手76,100円)  
12月31日 9:00 杉並南郵便局  
121,200円 (現金0円、切手121,200円)  
12月31日 9:33 荻窪郵便局  
129,050円 (現金1,350円、切手127,700円) 以上

2011～2015年度、5年間の郵送料全額3,658,261円

(現金支払い5,246円、切手支払い3,653,015円)

現在、区役所に保存されている領収書だけでも入手不明の切手代による政務活動費の支出が約365万円ある。それ以前については領収書等が廃棄されているので検証の術はない。

領収書のない政務調査費・政務活動費の支出は条例等で絶対に認められないことである。

この支出を、けしば・新城議員が正当化するのであれば、杉並区は法律・条例違反を議員自らが行うことになる。いや、現実に行ってきた。厳正なる監査を求める。

365万円という多額の切手である。どのようにけしば・新城議員が入手したのか、本人から説明がなければ、区民にはわからない。

切手購入の領収書が提出されなければ、次のような疑問が出てくる。

もし、仮に365万円の切手を金券ショップ等で購入すれば、約3～5%の割引で購入できるので約11万円～18万円の差額が出る。この差額に当たる金額をどのように使った

のかと疑問が出てくる。政務調査費・政務活動費を金券ショップで利用しているのではないかと区民の中には疑問を持っている人もいる。透明性の確保、区民への説明責任を果たすために、約365万円の切手の領収書の開示を求める。

5. そね文子

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>386 円</u>

6. 奥田雅子

<u>政活費交付額</u>	<u>1,760,000 円</u>
<u>戻入額</u>	<u>386 円</u>

<u>返還請求額</u>	<u>27,110 円</u>
--------------	-----------------

そね議員、奥田議員は、杉並・生活者ネットワークに所属し、その事務所をベースとして活動を行っていると解し、政活費の多くの項目について、等分の按分比で計上していることから、両議員の活動を一体とみなして検証を行った。

更に、杉並・生活者ネットワークのホームページの情報から、同一の事務所を、小松久子都議会議員と共同で使用しており、その活動は、直接、区政及び都政に関係した活動に加え、政党としての活動とが混在していると推測した。

従って、請求の趣旨に記した様に、そね議員と奥田議員には、政務活動費に計上する経費については、明確な透明性のある説明をする責任があると解した。

① 費用の按分について

下記に、政務活動費の計上の按分率を記したが、要按分が必要とされた項目のほとんどが50%とされている。その理由は明示されていないが、杉並・生活者ネットワークに属する区議2名、都議1名の活動内容によって按分していると推測した。更に、レポート98号の作成費用等が、レポート97、99号と異なり、按分率が60%として計上されているが、何ら説明が記されていない。

従って、請求人は、そね議員、奥田議員に、政務活動費の計上の按分率の説明責任があると解し、明確な説明がなされない場合は、レポート98号の作成費用を按分率を50%とし、10%多く計上された額19,590円の返還を求めることとした。

事務所賃料・光熱費 1,163,013 円 (按分率50%)

人件費 職員 975,498 円 (按分率50%)

政活補助職員 192,200 円 (按分なし、月額上限50,000円)

事務費 電話代、PCサーバー、ネット関係、コピー複合機 (按分率50%)

レポート97号印刷料、データ作成料 (按分率50%) 105,100円

レポート 98 号データ作成料、印刷料、送付ラベル（按分率 60%） 117,540 円

レポート 99 号データ作成料、印刷料（按分率 50%） 105,100 円

なお、按分率は、そね議員と奥田議員の合計である。

## ② 視察における手土産物代の計上について

視察活動として、そね議員と奥田議員が、相馬市(8/3)、デイサービスわかば(8/17)、コミュニティスペース ひとのま(8/18)、横浜市営墓地(1/18)を訪れた際に、土産物代として、1,580 円、1,620 円、2,160 円、2,160 円を計上している。

そね議員、奥田議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを明確に認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、そね議員、奥田議員議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えるのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上された手土産物代 7,520 円の返還を求める。

なお、相馬市の視察は、女性議員有志 8 名（そね文子、奥田雅子、井口かづ子、横山えみ、松浦芳子、上野エリカ、市来とも子、松尾ゆり）の折半となっており、各議員に対して、土産物代として計上された 790 円の返還を求めた。

### <杉並わくわく会議>

#### 1. 松尾ゆり)

政活費交付額 1,760,000 円

戻入額 なし

#### 2. 返還請求額 790 円

## 視察における土産物代の計上について

女性議員有志による視察として、平成 27 年 8 月に、相馬市を訪れているが、その際に、土産物代として 790 円を計上している。

松尾議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、松尾議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上された土産物代 790 円の返還を求める。

<共に生きる杉並>

1. 木梨もりよし

<u>政活費交付額</u>	<u>1,920,000 円</u>
<u>戻入額</u>	なし
<u>返還請求額</u>	<u>1,823,786 円</u>

平成 28 年 3 月 30 日 1,846,800 円

区政報告印刷代金 単価 5.7 円×300,000 部プラス消費税

このうち、1,823,786 円を政務活動費で計上。

(3 月末なので、政活費 192 万円以内におさめるためと思われる)

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

第 9 条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」と、明記している。

木梨議員の

平成 28 年 3 月 30 日の領収書等添付用紙の備考欄に以下のことが書かれている。

区政報告印刷代金 1,846,800 のうち、1,823,786 円を計上

(単価 5.7 円×300,000 部 プラス消費税)

印刷された区政報告の発行日は「区政報告〈平成 28 年春季号〉」とあるだけで、明確ではない。配布代については一切計上はなく、区民にどのように配布されたかは、説明がないので不明である。

木梨議員は 3 月末に 300,000 部区政報告を印刷しただけで、条例の第 9 条に違反している。よって 1,823,786 円の返還を求める。

木梨議員の今までの区政報告の印刷代金、ポスティング代、新聞折り込み代等を検証してみると以下のようなになる。

平成 25 年度

「区政報告〈平成 26 年春季号〉」

平成 26 年 3 月 26 日、1,260,000 円

区政報告印刷代@4.50 円×280,000 部

平成 26 年 3 月 28 日 673,848 円

区政レポート新聞折り込み代@4.2 円×152,800 部

## 平成 26 年度

「区政報告〈平成 26 年春季号〉」

平成 26 年 4 月 30 日 831,174 円

区政レポートポストイング代@6.5 円×118,401 枚

平成 25, 26 年度をまとめると、

平成 25 年度

平成 26 年

3 月 26 日に 280,000 部を印刷し

3 月 28 日に 152,800 部を新聞折り込み

年度が替わり、26 年度になり、

4 月 30 日に 118,401 枚をポストイング

年度をまたがり、区政報告の印刷した 280,000 部のうち 271,201 部(152,800 部+118,401 部)を配布した。あとの残り 8,799 部はどのように使ったかは不明である。

以上のように木梨議員は 1 枚の区政報告について、〈春季号〉として発行日を明確にせず、年度をまたぎ、印刷、配布に政活費を多額に投入している。

「区政報告〈平成 26 年春季号〉」に使われた政活費は

1,260,000 円+673,848 円+831,174 円=2,765,022 円である。

平成 27 年度は印刷代だけで、年度末の 3 月 30 日に政活費 192 万円のうち 96%に当たる 1,823,786 円をたった 1 枚の区政報告の印刷代に支出し、配布については一切計上されてない。区民にどのように配布したのか、不明である。

たった 1 枚の区政報告に交付額以上の多額の政活費を投入すること、また、2 年に 1 回、区政報告を発行し、年度をまたがり、印刷代、配布代を支出することは、本来の政活費の基本理念に違反している。

公金に対する真摯な対応を求める。

以上



杉並区監査委員  
上原 和義 様  
同  
三浦 邦仁 様

区議会事務局長  
佐野 宗昭

## 平成 27 年度政務活動費に関する抗弁書について

### 1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」を、同年 3 月 30 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関

する条例施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し（平成25年2月20日）、同日付で規則の一部を改正している。

条例については、題名を「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」とし、本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

## 2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

### （1）政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。（条例第1条）

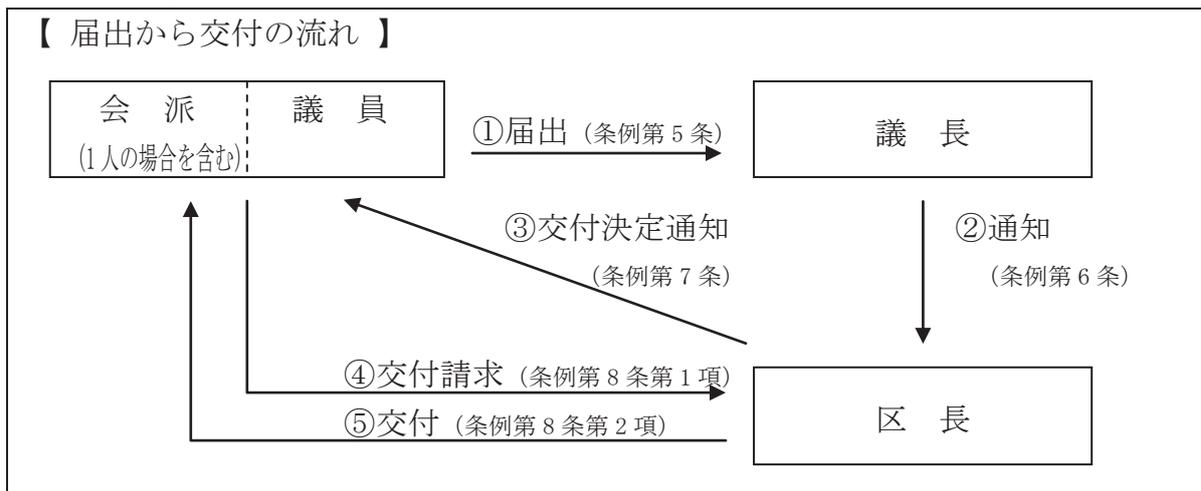
### （2）政務活動費の交付対象

会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付する。（条例第2条）

### （3）政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額を交付し（条例第3条第1項）、議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。（条例第4条第1項）

(4) 政務活動費の交付に関する流れ



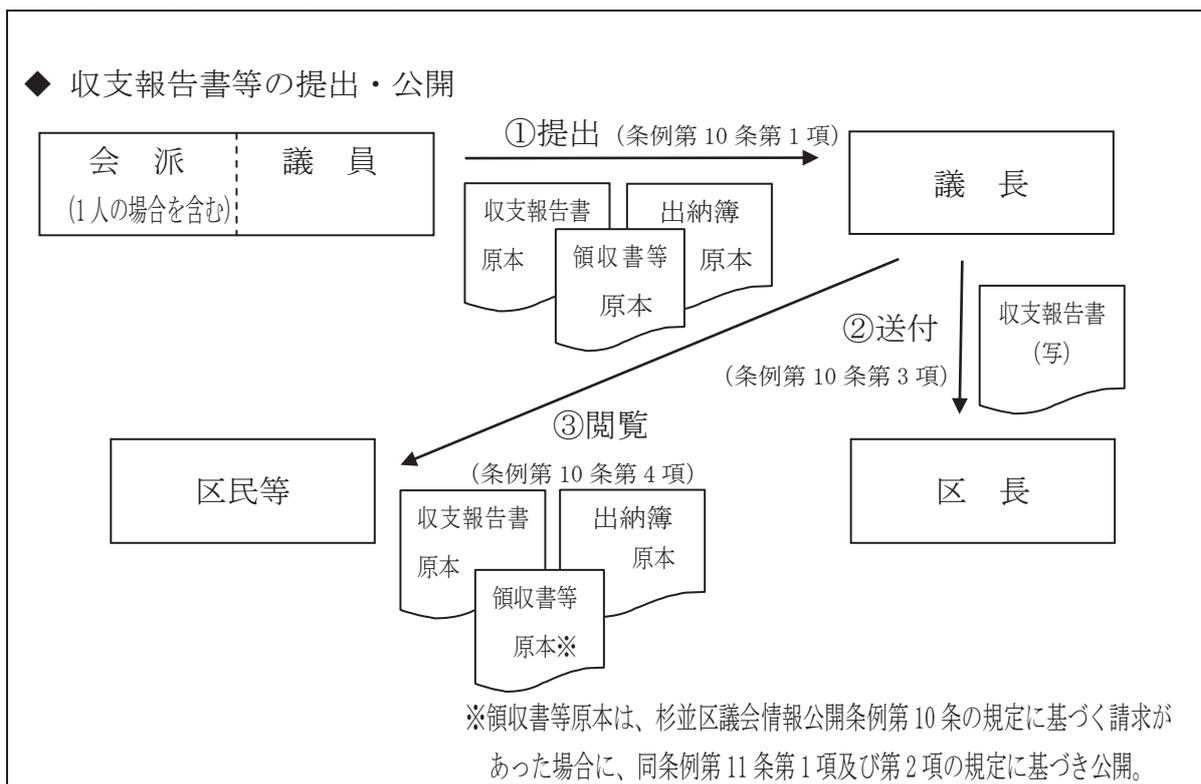
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



## (2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

## (3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

## (4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

# 4 政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

## (1) 条例における議長等の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を5年経過するまで保存し、収支報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

(条例第10条第4項)

- ・収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類については、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第11条)

## (2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

## (3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものとするが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

## 5 領収書その他の証拠書類の取扱いについて

### (1) 証拠書類等の保存に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

### (2) 証拠書類等の保存に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間保存することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の保存義務を課しているものとする。

### (3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」（平成19年5月1日施行）を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めた。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでおり、平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねている。専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

## 6 政務活動費の平成27年度の状況

### (1) 交付状況

平成27年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例等に基づき、適正に行っており、別紙1「平成27年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

### (2) 収支報告状況

平成27年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成28年4月28日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成28年5月2日より区民の閲覧に供している。

### (3) 返還に関する届出

平成27年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・24議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。

平成28年5月以降、1会派・11議員が平成27年度の収支報告を訂正し、うち1会派・8議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余额が発生し

たため、区へ返還の手続きを行っている。(別紙2「平成27年度 政務活動費 出納閉鎖後の訂正状況」のとおり)

## 7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を言い、政務活動費として支出するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費及び同細目の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、政務活動の対象は広範囲に及び、また活動内容も多様であることから、政務活動に要する経費としての支出については、活動主体である会派・議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものであると考える。

### (1) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、政務活動に資するために必要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものであり、その後も前述のように改正している。また、この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性和区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

### (2) 区政報告について

区政報告の発行など区政に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。平成21年3月26日の名古屋地裁判決では、

「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。」と判断されている。このことから、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための政務活動に資すると解することができる。

はなし議員への指摘についても、「広報すぎなみ」や区議会のホームページなどの内容を区政報告に活用することは、区民に区政に関する情報をより広く伝え、幅広く区民の意見等を収集、把握する手段として効果的な場合があると解することができる。

なお、請求人が、上野議員に対して公約違反であるとし、返還を求める指摘については、当議員の区政報告関連費は、適正な手続きを経て処理されていると解している。

また、平成20年9月5日の東京地裁判決において、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と判断されていることから、指摘のある区議団通信「すぎなみ自民」については、紙面の一部に、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真など、合理的な範囲内にとどまっていることから、詳細に区分せず政務活動費で支出できるものと解することができる。

次に、請求人の指摘するけしば、新城議員が計上した区政報告送料代の切手については、政務活動費には計上していない切手を区政報告の郵送費用に充当し計上したものである。区政報告送料代については、「政務活動に要する経費・同細目」等に則して領収書が提出され、適正に処理されていれば、現金の支払いに代えて切手による支払いとしたことが不適切とまではいえない。なお、当該議員は、28年度の監査委員の意見・要望を受け、区民からの誤解や不信を招かないよう28年度の区政報告送料代は現金にて支出している。

また、そね、奥田議員への指摘については、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務活動費の趣旨に沿い、紙面の面積に占める割合で区分している。

最後に、木梨議員の27年度に計上した区政報告印刷費について、同年度にその配布代の計上がないとの指摘については、配布は28年度に行われており、同年度に配布代が計上されていることから、経費として認めるのが妥当である。

以上、請求人が指摘する区政報告に関連する支出については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

### (3) 視察先の謝礼品について

平成16年9月15日の京都地裁判決で「視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交

際的経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件用途基準にいう「調査費」に該当するというべきである。」と判断しており、また、平成19年4月26日の仙台高裁判決では、「視察先へのみやげ代については、いずれも調査研究活動に当る正当な行政視察に伴うものとして、社会通念上相当な範囲にとどまっているから、本件用途基準に合致する支出であると認める。」と判断しており、これらの判例からも政務活動に要する経費細目等に基づく適正な支出であるといえることができる。

請求人が指摘する視察先への土産代については、社会通念上適正な範囲内のものと認められ、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、大熊議員については、本人からの申し出により、監査請求された土産代の一部を返還する。

#### (4) 事務費について

事務費については、政務活動に要する経費細目で按分割合を定めていないことから、その必要性と区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の合理的な説明がなされていれば、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

請求人が指摘する事務費については、大熊議員からパソコン関連等の使用実態について合理的な説明がされており「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

#### (5) 視察費及び研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されている。このことから、視察及び研修では、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。ただし、講演会や集会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務活動費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分し除外している。

また、視察・研修の成果を区政にどのように反映させるかについては、第一義的には会派・議員の判断に委ねられ、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

区議会では、視察・研修が、宿泊を伴うか又は往復の交通費が1万円を超える日帰りの場合には視察報告書の提出を義務付けている。代表者が作成した視察報告書に関しては、視察参加者の総意に基づき作成されたものとみなすことができ、要件を満たすものであ

る。なお、大熊議員の視察報告書の記載については、会派視察政務活動費計上詳細その1の様式にある備考欄に帰京日のみを記載していたが、政務活動費視察報告書の行程等を訂正・補記した。

また、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会、集会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付することとしている。なお、参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分を必要としている。

様式で定めている事項に基づいて記載され、視察内容が区政との関連性があり、調査研究の実質が認められるものは適正な視察報告書の提出として取り扱うこととしている。

請求人が指摘する視察費・研修費については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。なお、大熊議員については、本人からの申し出により、監査請求された視察費用の一部を返還する。

#### (6) 資料購入費について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部とすることができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。」としている。一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断している。

このことから、政務活動費としての用途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるのであれば、資料購入費として認められるべきものと考えられる。

請求人が指摘する資料購入費については、議員の書籍購入の考え方や必要性、また書籍名が明らかにされており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。なお、大熊議員については、本人からの申し出により、監査請求された資料購入費を返還する。

#### (7) 政党機関紙の購読について

平成27年1月20日及び同年10月27日岡山地裁判決では、「自身の所属する政党の発行した政党紙、団体紙については、政党の支援活動、自身の方針及び政策の学習のための購読という側面があることを否定できない。しかしながら、その一方で、市政について検討する際の資料としていることも認められているのであり、そうである以上、政務調査活動のために資料購入代全額の支出を要するのであるから、その全額について、資料購入費として支出することができるというべきである。」と判断している。この判例の主旨から判断すると、本請求中の政党の機関紙である「公明新聞」、「社会新報」、「月刊社会民主」については、区に関わる情報を含め各種情報等の収集が可能であり、調査研究活動のための資料として購入することが違法又は不当な支出であるとはいえない。

「政務活動に要する経費・同細目」には、「所属政党発行の機関紙の購読については、

議員1人当たり1部のみとする」と定めている。議会事務局としては、政党機関紙（雑誌を含む）が複数ある場合でも、議員1人当たり各1部の購読まで認めることができると解しているため、今回ご指摘の市来議員の政党機関紙については、当該議員は各1部の購入であり、適正に処理されていると判断している。

#### (8) 人件費について

政務活動の補助に当たるか否かの判断については、明らかに政務活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合などを除き、議員の政務活動の対象が広範囲に及び調査方法も多様なことから、議員の自律的判断に委ねられている。同様に、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性を有すると判断できる内容であれば、その記載方法の具体性の度合いは、議員の自律的判断に委ねている。

請求人が指摘する人件費については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。なお、吉田議員については、本人からの申し出により、監査請求された人件費の一部を返還する。

#### (9) 事務所費について

政務活動に要する経費細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類提出の義務付け及び事務所としての表示等（看板・表札など）を要件としている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、平成27年度においては、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したものである。

また、事務所費支出の要件の一つである看板・表札などの表示等を有する必要があるという点については、「事務所としての表示等を有していること」を要件としており、特別な事情がある場合を除いて、原則「事務所」等の表示をすることが適切であると考えている。ただし、岩田議員の場合は、ホームページやチラシなどの広報物で同一住所を公開していること、また、近隣関係などから「事務所」との表示ではなく、「岩田」という表示に留めていたことなど、議員の置かれた立場を総合的に判断すると、特別な事情があったと判断せざるを得ないと考えられる。

よって、請求人が指摘する岩田議員の事務所費については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

#### (10) 会費・年会費について

団体の会費・年会費の支出については、「政務活動に要する経費・同細目」の研修費及び資料購入費の項目に区分している。支出にあたっては、研修費に当たるものは、会則、

規約等により、また、資料購入費については、購入資料のタイトル、資料名により、それらが政務活動に資するものであるかを判断している。なお、政務活動に要する経費・同細目には、政党及び政治団体の年会費の計上はできないものがあるとあるが、市来議員、川野議員に対し指摘のある団体は、いずれも会則、規約等により、政党及び政治団体でない旨を確認している。

請求人が指摘する会費・年会費については、当該議員の説明、添付資料及び補記などから、いずれも「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。なお、市来議員については、本人からの申し出により、監査請求された研修費の一部を返還する。

## 8 平成29年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用の確保について、これまでも不断の見直しに努めてきたが、平成26年度には、他自治体議会議員による不正支出（計上）の発覚などに端を発し、この制度に対する信頼は大きく揺らいだところである。当区においても、監査委員や区長から議長に対して区民の納得と信頼が得られる制度の確立を求める要望が出され、以前にも増して、議員の自律的判断と説明責任が求められていることから、議員一人ひとりの意識も変えていく必要があるものと考えている。

そこで、政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成28年度の調査検討委員会での検討結果を受け、自宅兼用事務所の賃借料は、計上できないものとし、規程を一部改正した。

また、平成28年度の監査結果における監査委員の意見・要望を受け、政務活動費を執行する場合は、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払いの計上を控えること、また、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出することを、平成29年3月30日、議長名で全議員宛に通知した。

今後は、事務費や区政報告に要する経費を含め、按分割合が定められていない経費等について、検討課題を整理し、より区民の納得と信頼が得られる政務活動費制度となるように、引き続き検証・見直しに取り組むこととしている。





29 杉並第 12029 号  
平成 29 年 5 月 22 日

杉並区監査委員  
上原 和義 様  
同  
三浦 邦仁 様

杉並区長 田中 良

平成 27 年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

平成 29 年 5 月 12 日付け 29 杉監査第 80 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

## 1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費（現在の政務活動費）が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号）が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

## 2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長)に届け出なければならない。(会派に係る政務活動費の交付に関する届)

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。(杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項及び第2項)(杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第1号様式)

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。(議員に係る政務活動費の交付に関する届)

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)

(2)議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務活動費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務活動費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)

(3)区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務活動費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)

(4)会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。(条例第8条第1項)

(5)区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。(条例第8条第2項)

(6)会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活

動費を区長に返還しなければならない。(条例第 8 条第 4 項及び第 6 項)

(7) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

(8) 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

### 3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

#### (1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から毎年、政務活動に要する経費細目について一部改正した。この間、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図ってきた。

これまでの政務調査費に関する措置請求書に対して、監査委員から、議員自身による自律的な点検の励行や区議会の自立的なチェック機能の強化を図り、区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出されてきた。これに加え、平成 26 年度は、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月 14 日、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会・政務活動費専門委員会にて検討し、その結果をまとめ、平成 27 年 2 月 6 日、区議会議長が区長に対し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知を行い、平成 27 年 5 月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂した。

さらに平成 27 年度に検討を重ね、平成 28 年 2 月 1 日に、「平成 27 年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成 28 年 4 月から規程を改正し、より一層の政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めた。

## (2) 平成28年度の取り組み

区議会では、政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成 28 年度の調査検討委員会での検討結果を受け、規程を一部改正し、自宅兼用事務所の賃借料は、計上できないものとするを改めた。

また、平成 28 年度の監査結果における監査委員の意見・要望を受け、平成 29 年 3 月 30 日付で、議長から全区議宛に、政務活動費を執行する場合は、金券類(切手、商品券、図書券等)による支払いの計上を控えることと、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出することの通知を行い、政務活動費の適正な運用と使途の透明性のさらなる確保に努めた。

## 4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治

活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、条例第 11 条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

平成 28 年度の議会の取り組みとして、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、自宅兼用事務所の賃借料の規定を一部改正するなど評価するものであるが、引き続き、事務費や区政報告に要する経費など、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取り組みを後押ししていく。

杉並区監査委員  
上原 和義 様  
同  
三浦 邦仁 様

杉並区議会  
議長 富本 卓

平成 27 年度政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 29 年 5 月 12 日付 29 杉監査第 81 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 27 年度分における、請求人が会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 27 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

なお、大熊昌巳議員、吉田あい議員、市来とも子議員については、本人からの申し出により、それぞれ訂正処理等を進める。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費（旧政務調査費）の用途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、用途に関する事項を中心に、毎年継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出にあたっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられ

ていると考えている。今回は、平成 27 年度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

また、平成 28 年度の調査検討委員会での検討結果を受け、自宅兼用事務所の賃借料は、計上できないものとし、規程を一部改正した。なお、平成 28 年度の監査結果における監査委員の意見・要望を受け、政務活動費を執行する場合は、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払いの計上を控えること、また、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出することを、平成 29 年 3 月 30 日、議長名で全議員宛に通知したところである。

先述したとおり、政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。

#### 4 個別事項についての会派・議員からの説明

##### 1. 浅井くにお議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ
- ② 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ

##### 2. 井口かづ子議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ
- ② 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ
- ③ 女性有志議員視察における土産物の計上について  
本件については計上していない。

##### 3. 井原太一議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
本件で指摘されている「区政報告 Vol.1」は、平成 28 年 8 月ではなく平成 27 年 8 月

発行のものと思います。これと Vo1.2 とをあわせて、お答えいたします。

これらに記載されている内容をもって、これを“政党の宣伝活動そのもの”、“政党活動”と主張しておられますが、当該紙面上に会派名の記載はありますが、政党名の記載も「政党活動」も存在しておりません。記載内容は、会派で行った政務活動です。

そもそも区議会は、会派で運営されています。その会派および会派に所属する議員が、広く区民の声を吸い上げ、それを会派の多数で区政に反映させて行きます。

ですから、当該紙面上では、定例会をはじめ議会の様子を報告するとともに、広く区民のご意見やご要望を拾い上げ、調査し、それを区政に反映させようとしています。わが会派は、平成 27 年 5 月に発足したばかりの新しい会派ですので、どの議員が会派に所属しているのか、それをわかり易く周知するために集合写真も用いました。また、裏面に顔写真と役職、住所等を掲載したのも、地域の区民からの区政相談に的確に対応ができるように、区が抱えている課題や連絡先等の周知を図ったものであり、選挙などの宣伝のためではありません。

これらは、「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動」であり、政務活動であると理解しています。

以上の理由から、当該紙の発行及び配布は政務活動の範囲で行われたものですから、按分によらず妥当なものと考えます。

よって、返還には応じられません。

## ②会派視察における土産物の計上について

政務活動費による会派視察は、純粹に現地調査を行い区政への課題探求および政策への反映に目的を置いている、政務活動です。当該視察においては、会派 12 名のうちの 10 名が参加し、会派としてグループで行動をしましたが、視察を受け入れる相手視察先においては、10 名全員が説明を受けられる一定規模の空間を確保し、人数分の多数にわたる資料を準備、対応する職員等を手配する等一定の手間がかかることから、会派として最低限の礼儀をつくす意味で、少額の手土産を手渡すこととしています。

以上の理由から、会派視察における手土産は、政務活動の範囲で行われたものであり、妥当なものと考えます。

よって、返還には応じられません。

## 4. 今井ひろし議員

### ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について

井原太一議員に同じ

### ② 会派視察における土産物の計上について

井原太一議員に同じ

## 5. 大泉やすまさ議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ
- ② 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ

## 6. 大熊昌巳議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ
- ② 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ

- ③ パソコン関係の事務費計上について

デスクトップ型パソコン、ノート型パソコン、カラープリンター等に関する事務費については、IT機器の情報流失等セキュリティに関して自己防衛が出来る程の知識が私には無く、慎重を期して、業者契約を行っております。

パソコン端末については、ノート型パソコン1台とデスクトップ型パソコン1台、計2台を使用しています。

それぞれの使用実態ですが、ノート型パソコンにつきましては、(1) 区政報告原稿及び地域課題の資料の作成、(2) 区民からの要望・意見のまとめ、(3) 区民への説明資料及び区政や施策の研究等のためのインターネット利用、(4) 区民、区議会事務局及び区所管課からのメール対応、(5) ホームページへの書き込み、ホームページ掲載文の作成と掲載依頼のメール送信に使用しています。また、デスクトップ型パソコンについては、(1)～(5)までの用途に加え、(6) 区民への区政報告等の送付のための名簿管理に使用しています。

ご指摘のパソコン接続料等については、パソコン接続料、パソコン無線ラン料、カラープリンター保守料、パソコンソフトリース料は、デスクトップ型パソコンに関する支出であり、ノートPC無線ラン料は、ノート型パソコンに関する支出です。

なお、カラープリンターの使用実態については、デスクトップ型パソコンの使用により、プリントアウトの必要なデータなどの印刷を行っています。

以上の使用実態を踏まえ、ご指摘の件については、議員活動専用であって政務活動に9割使用していると理解を致して参りましたので9割の計上を致しております。

また、自民党の第二十四支部の仕事でパソコンを使用することはなく、手書きの関係情報を総支部へ送っています。また、総支部の仕事については、通帳や印鑑を管理し、その収支についても、手仕事のため、金銭出納簿も手書きにて記入を行っており、こちらもパ

ソコンの使用はありません。

#### ④ 会派視察について

会派の視察については、会派での対応を行っており、会派幹事団の担当者が報告書等の作成に当たっております。

大和田議員の視察報告書を代用し視察報告を済ませている、とのご指摘については、1泊2日の視察でしたが、わたくしの意見も含めての報告内容となっており、視察参加者の総意に基づき作成されたものとみなすことができると思います。したがって、会派報告書以外に私の報告書が必要とのご指摘は当たらないと考えております。

また、会派視察は、2泊3日の日程でしたが、私は、区内団体と杉並フェスタに関する重要な打ち合わせがある為、1泊2日の日程で帰京しておりますが、会派には、了解を得ての1泊2日の視察です。なお、会派視察政務活動費計上詳細その1の備考欄に帰京日を記載しておりましたが、ご指摘を受けまして、政務活動視察報告書の実施日、行程などを訂正、補記しました。また、視察費用及び視察雑費についても再考を重ねた結果、レンタカー代、②の土産代及びガソリン代の自身の負担額の3分の1相当額（3日目分）については、計上を取りやめることが適切と判断したため、平成29年5月22日付で出納簿及び支出額を以下の通り訂正し4,289円を返還します。

##### ①会派視察費用

誤) 48,793

正) 44,892

##### ②会派視察・雑費

誤) 2,347

正) 1,959

#### ⑤ 選挙法 政治資金法の手引きの購入代

区民からの問い合わせ対応などの政務活動を行うにあたり、公職選挙法及び政治資金規正法等の改正が行われた場合は、正確な内容を把握するために必要と考え、定期的に追録を購入しておりましたが、監査請求を受け再考を重ねた結果、返還することとしました。

## 7. 大和田伸議員

### ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について

井原太一議員に同じ

### ② 会派視察における土産物の計上について

井原太一議員に同じ

## 8. 小泉やすお議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ

また、返還請求額に会派の土産代が含まれているようだが、視察実績がないため未計上であることを申し添えておく。

## 9. 富本卓議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ

- ② 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ

## 10. はなし俊郎議員

- ① 区政報告「号外」の計上について

区政全般の動きを区民に知ってもらうことは大変重要なことであり、現に私のところに意見や要望が多く寄せられている。区政報告を活用して区の活動を再度伝えることは、大切なことと認識しており、いただいた意見や要望は、今後の議会の質問等に反映させていく予定である。

- ② 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ

- ③ 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ

## 11. 吉田あい議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ

- ② 人件費の計上について

国会議員や都議会議員と違って、区議会議員の場合は常駐の事務員（補助員）は必要ないと考えている。しかし昨今、区民の相談内容や要望は多様性を極め、すべて区議一人で処理しきれない場合がある。そのためにスポットで人を頼み、時間的・労力的に効

率よくこなすことは、時間と経費を最大限に活用するために必要と考える。

吉瀬光孝氏の職業は会社員であるが、比較的自分で勤務時間を調整できる職種であり、彼にスポット勤務を頼むことは妥当である。

また、勤務場所に関しては、私の自宅のほか、高円寺駅前に借りているマンションである。

#### (1) 名簿整理について

名簿整理は、区政報告の郵送先についての名簿整理である。

区政報告を郵送で送ると、転居や死亡等により戻ってくる郵便物も多い。郵便物が返送された時点で正確に名簿整理をすることは、次回、区政報告を郵送するときに「転居先不明」などの無駄を省く意味でも重要である。名簿整理と書かれた中には、区政報告の送付先の住所変更等の連絡があった場合に伴うデータ処理、区民相談の内容整理、ペーパーレス社会に逆行したかのような区からの膨大な資料の整理・それに伴う地域住民からの資料の整理（例、高円寺一貫校に関する資料ならば、随時、区から関連資料が配られる。そして、その計画に疑問を持っている住民の方からも、区の計画を検証した独自の資料等が膨大に送られてくる。そのような資料を日付や種類ごとに整理、必要に応じてデータ化し、また、独自で調査した関連資料もファイリングしている。）が含まれている。

区民相談の内容整理の件数については、延べ件数にすると年間 200 件程度である。案件にもよるが一つの相談に関し、相談者の方と 3～5 回は会ってお話を伺う。そして必要に応じ、区役所などの機関に繋ぐ。その面会時の内容を整理し、まとめる作業をしてもらっている。なお、延べ件数にすると年間 200 件程度と書いたのは、一つの相談に半年～一年近くかかったり、同一人物が一日に何度も相談に来られる事もあるため、この数字となった。吉瀬氏の依頼している仕事のうち、約半分が相談内容の整理である。

なお、「名簿整理」のみの記載については、名簿整理のほかに資料の整理やデータ化などもあることから、以後は、複数の内容を正確に記すことにする。

#### (2) 区政報告発送作業について

区政報告を郵送し、私の区政に対する姿勢、考え方を幅広い区民の方に知ってもらうことは重要と考える。例えば、在宅介護の相談をしたい方なら、同じ経験をした議員に話した方がスムーズに理解できるであろう。私自身も 24 時間の祖父母の在宅介護を経験した。また、保育園に入れず、待機児童を抱えた母親の立場も経験した。そのことから、地域にとらわれず、同じような悩みを抱える人からの相談、陳情を受けるようになった。

そして、微力ではあるが、相談してくださった方のために尽力し、それなりに結果に結びつけている。このように、幅広く区内全域に自分の政治姿勢、活動の内容を知ってもらうことは重要であり、区民福祉向上にもつながると考える。

具体的な作業内容は、27 年決算号及び 28 年春季号の封筒への宛名印刷・封入・封緘作業である。郵送枚数が 27 年決算号ならば 4,081 通、28 年春季号ならば 3,739 通であり、それなりの日数を要する作業である。また、4,000 通前後と言う大量の郵便物を発

送するため私一人では持って行けず、区内3つの郵便局へは吉瀬氏も同行して貰っている。

なお、28年3月の区政報告春季号の発送作業に係る人件費については、当該区政報告の「今こそ憲法改正を！」の部分(6.7%)を按分していなかったため、関連経費である人件費についても誤記控除・誤記更正し、返還したところであるが、返還金額の計算に誤りがあったため、平成29年5月22日付で出納簿及び支出額を以下の通り訂正し870円を返還する。

①区政報告郵送代

誤) 9月27日支払分誤記更正

正) 3月27日支払分誤記更正

②政務活動事務補助職員賃金

誤) 48,860

正) 47,990

(3) 戦後70年談話の検証について

ネット社会と言われ、久しい昨今である。一つの案件に対し、膨大な情報がインターネットの中に飛び交っている。その中には事実ではないもの、あるいは、作為的に偏向されたものも混在されている。それを、いかに精査し、検証するかは、議員活動において非常に重要である。そしてこの作業は一人で行うよりも、複数人で行う方が、より冷静かつ客観的、公平公正なものになる。戦後70年談話に限らず、自分自身の考えが一定の主義主張に偏らないようにするためにも、検証作業においては、複数人の目が必要と考える。また、資料収集の類に関しても、幅広い見地で、幅広い資料収集する方が、多角的な判断ができる。自分一人では、自分の意見に近い資料を中心に収集する傾向が見られたため、それを自戒する意味でも、他の人に資料収集、検証等をお願いしている。

(4) 区民相談・調査研究・資料収集等について

先述のとおり、国会議員や都議会議員と違って、区議会議員の場合は常駐の事務員(補助員)は必要ないとは考えており、議員活動全般を補助するとは考えていない。区民相談においては、自分が議会中で留守の時など、まず相手の話を聞いてもらい、その内容を集約してもらい…事などを目的にお願いしている。相談者の中には「議員さん相手だと、気後れして上手に話せない…」という方もいる。(特に女性の方に多いように思われる。)しかし、補助職員さん相手だと、その緊張もほぐれ、日ごろ困っている事を延々と話してくれるケースが多々ある。そして、それは陳情者だけの問題ではなく、地域全体の問題であったケースも間々見受けられる。陳情者の立場に寄り添い、より話しやすい環境を整えることも、開かれた区政の第一歩と考え実践しているところである。

私の区政報告を通し、杉並区議会の事をさらに細かく理解して下さった方もいる。

私に介護経験や子育て中であることを知り、「自分の境遇と似ているから、理解してもらえと思った。」仰って、わざわざ大宮や永福から陳情に来られた方もいる。郵送やポスティングなどを活用し、幅広く区政の事を知っていただくことは、これからの時代に求められている「開かれた区議会」に繋がると考える。

調査研究に関しては、先にも述べたように膨大な情報があふれる昨今、事実を確認しながら慎重に調べていくことは何よりも重要であると考え、区政の場で発言するにあたって必要な姿勢と考える。そのため、自分が必要とする情報を得たいときには、インターネットや書籍、新聞などを活用し、幅広く調べるように心がけている。しかし、例えば「日本国憲法」一つにしても、その意見は「押しつけ憲法」と論じる所見、「平和憲法」と論じる所見さまざまである。これらを精査し、偏見のない客観的事実に辿り着くには、相当の労力を要する。そのために、吉瀬氏に調査研究の一環を担ってもらっている。

資料収集に関しても、上記のような理由から、自分が必要とする情報を得たいときには、インターネットや書籍、新聞などを活用し、幅広く調べるように心がけている。そのため、インターネットの情報をプリントしたもの、図書館の書籍をコピーしたもの、新聞の切り抜き…など、資料は膨大な量になる。吉瀬氏には、それらを精査し、整理する事をお願いしている。

なお、これらの作業を吉瀬氏に頼む理由には、第三者の目を通すことにより、私自身の先入観や固定観念、思想信条をできるだけ排除し、より中立で客観的な情報を得る目的がある。また、吉瀬氏は、後援会活動や政党活動には携わっていないことを申し添えておく。

昨今、区政を取り巻く環境は、大きく変化し、多岐にわたっている。求められる内容も近所の騒音やゴミ出しトラブルの解決から、隣国からのミサイル発射に対し、どのように区民を守るか？というように多様かつ大規模になっている。そのような背景の中、補助職員の手を借り、効率的に仕事をこなすことは、国が掲げている「働き方改革」にも繋がると考える。

このような観点から人件費は適正に使われており、請求人の指摘には当たらないと考える。

## 12. 脇坂たつや議員

- ① 「区議団区政報告作成と新聞折り込み」の費用計上について  
井原太一議員に同じ
- ② 会派視察における土産物の計上について  
井原太一議員に同じ

### 13. 杉並区議会公明党会派共通

#### 【資料購入費】公明新聞購読料

区議会議員として政務活動費で購入している公明新聞は、調査研究等の政務活動のための資料として活用しているものである。同紙には、地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されている。

政党機関紙の政務活動費による購読については、他の自治体で争われた裁判例においても、直ちに政党活動には当たらず、使途基準に合致するとの見解が示されている。杉並区議会の政務活動費に関する規程が、政務活動費による政党機関紙の購入を議員1人当たり1部まで認めているのも、新聞の内容が政務活動に役立っている事実を考慮しているものと理解している。

#### 【調査研究費】視察先への土産代

この件は、昨年も同じ内容の監査請求を受けた際に当会派の考えを述べた。

視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものであり、金額的にも社会通念上相当な範囲内にとどまっており、政務活動費として計上できるものと考えている。

他の自治体の裁判例においても、同様の見解が示されている。

### 14. 上野エリカ議員

#### ① 政務活動費について

私は、平成27年の杉並区議会議員選挙において、「政務活動費を0に！」を掲げました。政務活動費の不適切な支出が全国各地で社会問題化しており、政治に対する信頼を取り戻すためには、政務活動費の問題の解決なくしては始まらないと感じたからです。政治が信頼され、有権者と議会が信頼に基づいて健全にコミュニケーションをはかり、身近な暮らしが目に見える形で改善していく事が私の思い描く民主主義です。一番身近で生活に密着した政治の舞台である区議会で、私がその一翼を担う事ができればと立候補しました。

政務活動費に関しては、全国の自治体で改善が図られつつありますが、まだまだ構造的に不適正支出を生みやすい制度設計になっていると感じる部分もありますし、有権者から不信感を招きやすい事等からも、無くす事ができればそれに越した事はないと感じています。しかし政務活動費自体が悪ではなく、制度が存在する以上、議員が研鑽を積んだり有権者の声を的確に集約するために使う等、有権者が納得できる有意義な使い方を徹底する事、また、使い途に関する情報を透明化する事が大切だと思っています。

議員として2年が経ちました。私なりに誠実に一生懸命日々業務に当たってきたつもりではございますが、何かと至らぬ点もあったかと思えます。しかし、私個人の政務活動費に関しては、精査して支出しており、返還の必要があるとは思っておりません。ご指摘いただいたお言葉を真摯に受け止め、政務活動費に関しては、制度の見直し、皆に

納得いただける有意義な使い方、用途の公開を徹底していきたいと考えております。

- ② 女性議員の視察の手土産代に関して  
市来議員と同じものになります。

## 15. 岩田いくま議員

### ① 事務所費

部屋数の算出方法からより保守的な算出となるよう事務所部分の実測値に基づく算出方法に代えている。また、保守的に一定金額を切り捨てたものである。

なお、平成26年4月に請求人等と思われる来訪を受けた際には、集合ポストに「岩田」のみの表示だけで、玄関ドアに表示はなかった。当件について指摘を受けて以降、26年度中に玄関ドアに「岩田」と表示している。

また、表示を「(区議会議員) 岩田事務所」ではなく「岩田」とした理由は、

- (1) 議員は個人名で活動しており、「岩田事務所」という組織は存在せず、「事務所」を付加することでかえって来訪者に混乱を与えかねない
- (2) 区議会公式HPや各種広報物における連絡先はすべて同一住所で公開されている(かつ、広報物における連絡先は「岩田事務所」ではなく「岩田いくま」である)
- (3) 「岩田事務所」と表示することによる家族(特に子供)や近隣住民への影響  
\* インターホンやドア等は自宅部分と共用であること、及び、過去の来訪者の行動に伴う家族及び隣戸等近隣住民へのご迷惑の経験

上記を総合的に考慮のうえ、区議会事務局作成の「政務活動費の支出に関する事務処理について」に記載されている「政務活動のため必要な事務所としての表示」に関して、議員名の表示で要件を満たすと判断した。

### ② 会報代

ご指摘のとおり、学士会会員であることにより、2ヶ月毎に会報を受理している(個別に購入するより格安で入手している)。

また、その内容については、以前も述べたところであるが、各界の専門家が時事問題等について専門的知見に基づく論文を掲載しているものであり、新たな論点や視点で区政一般を考えるのに非常に有用であると考えている。

## 16. 松浦芳子議員

女性議員有志における視察先への土産代の計上について  
市来とも子議員に同じ

## 17. 市来とも子議員

- ① 請求人が指摘した社会新報及び月刊社会民主は、福祉、労働、環境、地方自治、人権、平和問題などその時々さまざまな政治課題についての論文や記事が掲載されており、女性の雇用や高齢者福祉など区政と関連した課題について調査研究のために購入しているものである。政務活動に要する経費細目においても一人一部まで認められており、政務活動の範囲内と考える。
- ② 請求人が指摘したコピー複合機については、保守費用を含めたリース契約を行っており、  
（１）区政報告の印刷（２）区政報告会のお知らせ等の印刷、（３）区政資料の印刷、  
（４）区政資料のスキャン、（５）区民の意見・要望を聴取する FAX の目的で政務活動として使用しており 80%を超える計上を考えていたが、政務活動以外の活動も考慮に入れ、念のため 80%按分とした。なお、政党活動の事務については専任の事務担当者がおり、印刷についても事務担当者が他所にて行っている。
- ③ 請求人が指摘した視察先への土産については、過去の判例である平成 16 年 9 月 15 日の京都地裁判決において、「視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際的経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件用途基準にいう「調査費」に該当するといふべきである。」の判断からも、視察に要する経費として社会通念上適正な範囲内の金額であるから適正と考える。
- ④ 請求人が指摘した研修会、集会参加、会費については、研修及び調査研究のために議員個人として参加しており、政党地域代表として参加しているものはない。いずれも会費を支払うことで、研修への参加や会報の送付等、有益な情報を得ることができ、「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の増進を図るために必要な活動」である議員の政務活動に該当するものであると考える。以下、研修会及び集会、団体の内容を記載する。

### 【研修会】

#### ・東京自治体政策研究会

区に共通番号制度が導入されるにあたり、その課題と個人情報のある方を学ぶ研修会であり、制度の概要、今後のスケジュール、紛失やなりすましの危険性などについて研修を行った。また、東京都内の自治体議員からそれぞれの地域に関わる課題について報告があり、意見交換を行った。

#### ・立憲フォーラム秋季研修会

立憲主義の観点から、国と地方自治体との関係が問われている。特に沖縄問題は地方自治体と国との対立構造を浮き上がらせた問題であり、地方自治法の解釈問題にまで広がっている。地方自治法では、地方自治体と国は対等な関係であることが定

められているが、地方自治体の権限を超えてどこまで国が関与できるのか、また地方自治法において、自治体への訴訟を国が行うことが可能なのかという観点から研修を行った。

## 【集会】

### ・「日米新ガイドライン」と「戦争法案」を斬る

杉並区は原水禁運動発祥の地であり、平和都市宣言を行っている自治体として、我が会派では議会質問において度々平和施策について問うている。安保関連法がどのような制度であり、区民にどのような影響があるのか、また区の国民保護計画にも関連するものと思われる「日米新ガイドライン」の改正のポイントについて研修を行った。

### ・第4回福島の子ども保養プロジェクト・杉並事前学習会

杉並区は災害時相互援助協定を結んでいる南相馬市と東日本大震災及び原発事故以降、さまざまな形で区民と南相馬市民との交流を深めてきた。加えて、杉並区にも原発事故の影響により福島から自主避難してきた世帯があり、杉並区が被災者にどのような支援ができるのかを議会質問で取り上げてきた。毎年、友好都市である忍野村の富士学園において福島の子どもたちと杉並区民の交流活動が行われており、福島の子どもたちの現状を学ぶ資料を購入し学習会に参加した。なお、6月分No4の資料代について、備考欄に資料名を補記した。

### ・第3回福島を忘れない！全国シンポジウム

東日本大震災で発生した原発事故は、200 km離れた杉並区にも影響を及ぼし、高濃度放射性物質の養生シートへの付着やゲルマニウム半導体の導入など議会でも度々議論となった。原発事故は最大の環境破壊であり、その危険性や影響は計り知れず、広大な範囲に及んでいる。原発事故の影響が住民と自治体にどのように影響を及ぼすのかを議員として広く調査研究を行う必要がある。この研修会では川俣町、浪江町、伊達市、葛尾村の市町村議員を中心に講演があり、現在、福島県内の住民の生活にどのような影響を及ぼし各自治体がどのように対策を講じているのかを学んだ。

### ・地方から参議院選挙を考える

先述したように、杉並区は原水禁運動発祥の地であり、平和都市宣言を行っている自治体として、我が会派では議会質問において度々平和施策について問うてきた。この集会は、2015年6月4日の衆議院憲法審査会において安保法制が「違憲」との立場を示した憲法学者や弁護士などからどのような論点で法的に「違憲」であるのかを学ぶ討論学習会であった。

### ・民主主義ってこれだ！

昨今、若者の政治離れが叫ばれて久しいが、杉並区においても同様の傾向がみられ、若者の政治参画が必要である。議会においてもシティズンシップ教育や投票率の向上について質問をしてきた。「民主主義とは何か」をテーマに話し合われた討論会は、現在若者がおかれている状況を知り、政治や選挙のあり方についてどのように考えているのか率直な意見を聞くことができる集会であった。

- ・「戦争まっしぐらの安倍さん！もうやめて！！」の集い  
杉並区民による討論集会であり、憲法改正などについて区民より率直な意見を聞くことができた。

#### 【団体】

以下の9団体については、政党及び政治団体には該当しない。

- ・反原発自治体議員・市民連盟

当該団体は、原発に関わる情報提供や学習会を行う団体であり、事故で被害を受けた福島の実態に学ぶことを柱に、被害自治体の議員や市民と交流を続けている。福島の実態を学ぶため年1回のシンポジウムの開催、全国自治体議員と連携した情報の共有、原発立地自治体の住民と連携し、請願や陳情提出を行っている。原発立地自治体の情報を得るには有益な情報源である。

- ・自治体議員立憲ネットワーク

当該団体は、立憲主義の立場から超党派の自治体議員が加盟し、地域での運動と政治、国政と地方を結び、全国の情報共有を行うことを目的とする。年数回の研修会やイベントの開催を行い、メールニュースを発刊している。当該年度では、沖縄県知事や沖縄県議会議員から講演を受け、国と地方自治のあり方について学びの多いものとなった。

- ・I女性会議東京都本部

当該団体は、男女共同参画社会を実現するために女性の雇用問題や生活と仕事が両立できるシステムづくり、環境問題、女性への暴力問題など幅広く情報を提供している。年に数回の研修会やイベントの開催、「I女のしんぶん」の発刊、メールによる情報提供を行う。特に女性の雇用問題については最新の情報が届くため、議会質問に役に立つ情報源である。

- ・特定非営利活動法人ラルゴ

当該団体は、杉並区内に事業所のある特定非営利活動法人であり、心の病を持った人達を社会復帰に向けて支援する就労継続支援B型事業所である。年数回の会報誌の発刊や障害を理解してもらうためのイベントを行う。精神障害者の状況や事業所のお話をうかがうことができる。

- ・公益社団法人荻窪法人会

当該団体は、杉並区内の事業者を中心に税制及び税務情報の共有、税知識の普及、納税意識の啓発に取り組んでいる。年4回の会報誌の発刊。荻窪税務署職員による税制・税務に関する学習会を開催しているため、税務についての情報源として有益である。

- ・ノーニュークスプラザ・たんぽぽ舎

当該団体は、原発に関わる情報提供を主な活動としている。学習会やイベントなどの開催。ほぼ毎日メールニュースを発刊。週1回の会報誌の発刊。毎年「サクラと環境・原発」調査報告集を発刊。原発や原発立地自治体の活動に関わる最新の情報を得られ、日々の新聞記事をまとめたメールニュースを発刊しているため有益な情報源である。なお、9月分No5の「たんぽぽ舎」の会費について、備考欄の期間

に誤りがあったため以下のとおり訂正した。

【誤】2014年6月～2015年7月分

【正】2014年11月～2015年10月分

・全国自治体労働運動研究会

当該団体は、自治体職員の労働問題を中心とした論文が記載されている『自治体労働運動研究』を発刊している。年1回の研修会の開催。自治体職員の処遇については、我が会派において度々質問しているが、『自治体労働運動研究』は、自治体職員自らによる論文が多く現状を知ることに役立っている。

・杉並区消費者の会

当該団体は、杉並区内にある団体であり、消費者運動、環境問題、食の安全など幅広いテーマで月に1回程度学習会を行っている。区民と意見交換する機会に恵まれ、杉並区の消費者運動の歴史を知るうえで有益である。

・新外交イニシアティブ（ND）

当該団体は、沖縄問題や外交政策について情報発信、政策提言を行うシンクタンクである。定期的にメールニュースを発刊している。沖縄問題、地方自治、外交、エネルギーなどに精通した第一線で活躍している学者が参加し、シンポジウムや集会を開催、刊行物を発刊している。平和施策やエネルギー問題を考えるうえで専門家の研究、意見を知ることができ有益である。

- ⑤ 9月分 No11 の「平和憲法を守る東京ネット」の会費について、誤って平成26年9月30日付の利用明細票が添付されていたため全額返還する。

## 18. 川野たかあき議員

- ① 5月21日研修参加費（自治体議員バックアップセミナー受講料）3,500円について、セミナーの内容は領収書に添付した資料にある通り「参加者自己紹介、基調講義『議員の役割』、先輩議員からの話題提供『財政に強くなろう』『会派とはなにか』『一般質問の仕方』『市民相談の受け方』、議員活動なんでもQ&A」です。規程第2条にある「政党活動に関する経費」にはあたらないものと考えます。

また条例第9条では政務活動費は以下のように定義されております。「政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」

セミナーの内容を参考に、議員という立場がどういったものであるのかを再確認し、実際に2015年の第2回定例会にて一般質問しております。またもちろんその一度だけでなく、その後から現在に至るまでも活かされており、予算・決算特別委員会などにおいても財政について学んだことを参考にしながら調査・質問をし、区民福祉の増進を図って努力しておる次第です。同第9条の定めるところの「政務活動」に当てはまるものであると考えております。

② 5月25日研修参加費（当選直後のスタートダッシュ企画）50,000円についても同様です。このワークショップの内容も領収書に添付した資料の通りであり、また請求人が電話にてお調べいただいた通りであります。決して「自己研修」にとどまるものではなく、区民福祉の増進を図るための政務活動の土台となるものです。

③～⑤に関しては、まずいずれの団体も、わたくしが何かしらのバックアップを受けているという事実はありませんし、政治資金規正法に基づく政治団体登録も行っておりません。会費を払うことによって研修への参加や会報などから有益な情報を入手し、区政の課題解決にも繋がります。なお、⑤の研修会の内容は、基調講演「NPOや社会的企業 多様な経済が地域を活性化する」、分科会「地方再生は自治と不可分」、「戦後70年を迎え 地方からできる平和構築」など、すべて地方自治体がテーマとなっており杉並区にも当然関係するものです。

・自治体議員立憲ネットワーク

当該団体は、立憲主義の立場から超党派の自治体議員が加盟し、地域での運動と政治、国政と地方を結び、全国の情報共有を行うことを目的としています。年数回の研修会やイベントを開催し、メールニュースを発刊しています。当該年度では沖縄県知事や沖縄県議会議員から講演を受け、国と地方自治のあり方について学びの多いものでした。

・反原発自治体議員・市民連盟

当該団体は、原発に関わる情報提供や学習会を行っており、被災した福島の実態を学ぶことを柱に被害自治体の議員や市民との交流を続けている。年1回のシンポジウムと被災地視察ツアー、全国自治体議員と連携した情報共有、原発立地自治体の住民と連携し請願や陳情を行っており、一自治体議員として有益な情報を得ています。

・自治体議員政策情報センター虹とみどり

当該団体は、経済成長至上主義から脱却し持続可能な社会を目指すべきであり、そこには自治体議員の働きが不可欠であるという考えのもと、全国の自治体議員の活動をサポートする目的で結成されました。市長経験者や議員・市民が中心となる幹事会が中心となり、多様な人々が集う「場づくり」を目的とし、情報の発信と交換に注力しています。年に数回の研修会、年に一回の全国研究集会を開催し、その成果をまとめた冊子を発行しています。他にも随時資料の提供や相談受付や、メールにて会員間の情報交換や議論を行っております。

以上のことから、今回返還請求されております①～⑤について、すべて返還する必要はないと考えております。

## 19. けしば誠一議員・新城せつこ議員

無所属区民派の政務活動に使う費用は、以前報告していた通り公費から支給される政務活動費をはるかに超える額となっています。そのうち区政報告の郵送料が大きな割合を占めるため、自費で大量に切手を購入し郵送にあててきた経過があります。郵送は郵便局管内 1,000 通以上に適用される特定郵便料金に、その切手を利用したものであり、政務活動費として郵送料の領収書を添付したところです。切手の年間 30,000 円の購入制限は、購入した切手の不正な使用または使途不明を防ぐための規定であり、郵送料の使用額を制限するものではないと考えます。

これに対する請求人からの指摘を受け止め、また 2016 年度の監査委員の意見・要望を踏まえ、誤解や不信を招くことがないようにするため、2016 年度からの郵送料は以前行っていたように、現金で支払うこととしました。

以上、抗弁といたします。

## 20. そね文子議員・奥田雅子議員

### ①費用の按分について

- ・レポート按分率は、レポート紙面全体に対して、区政に関する記事の割合で決めているため、発行号ごとに諸費用の按分率が異なる。
- ・97号と99号に関しては、4ページのうち、2.3ページが区政に関する内容のため、それぞれ50%を計上した。
- ・98号に関しては、4ページのうち、2.3ページ及び4ページの「子宮頸がんワクチン副反応問題」部分が区政に関する内容のため、60%の計上とした。なお、97号と99号4ページ目の同問題については、区政に関する内容と判断されない恐れがあり、念のため除外した。

②視察における手土産代の計上について視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものであり、社会通念上適切な範囲にとどまっており、政務活動費として計上できるものと考えます。

## 21. 松尾ゆり議員

土産代については、視察先に対する挨拶に用いたものです。判例にも社会通念上適正な範囲内の金額であれば認められるとの判断があり、今回の支出は適正と考えます。

## 22. 木梨もりよし議員

広聴広報費「区政報告＜平成28年春季号＞」について

- ① 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規定」に基づいていません。
- ② できるだけ多くの区民の皆様に、ありのままの議会での発言内容を知っていただくことは大変良いことであり、政務活動費として最も適したものであると考えます。
- ③ 区政報告の配布については平成 28 年 4 月、5 月に 281,665 部、ポスティング業者に配布していただき、6 月 3 日に支払いをしています。  
残りの区政報告については、私とボランティアで配布しています。

杉並区監査委員  
 上原 和義 様  
 同  
 三浦 邦仁 様

杉並区議会  
 議長 富本 卓

平成 27 年度政務活動費に係る調査について（追加回答）

平成 29 年 5 月 12 日付 29 杉監査第 81 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、平成 29 年 5 月 22 日付 29 杉議会第 208 号により回答したが、議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除・誤記更正されたことは適当である。

2 平成 27 年度の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

●大熊昌巳議員

次のとおり、平成 29 年 5 月 22 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

6 月 29 日 会派視察費用	調査研究費	48,793
7 月 2 日 会派視察・雑費	調査研究費	2,347
6 月 21 日 選挙法・政治資金法の手引き差し替え文の代金	資料購入費	5,851
9 月 26 日 選挙法・政治資金法の手引き差し替え文の代金	資料購入費	3,719
2 月 25 日 選挙法・政治資金法の手引き差し替え文の代金	資料購入費	4,490
3 月 20 日 選挙法・政治資金法の手引き差し替え文の代金	資料購入費	9,026

【誤記更正】

6月29日 会派視察費用	調査研究費	44,892
7月2日 会派視察・雑費	調査研究費	1,959

\*上記の訂正により、支出額を27,375円減額し、同額の残額が生じたため、6月7日及び6月19日に返還された。

●吉田あい議員

次のとおり、平成29年5月22日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

9月27日 区政報告郵送代(杉並・荻窪・杉並南郵便局)6.7%控除	広聴広報費	215,861
3月31日 政務活動事務補助職員賃金 25～26日分6.7%控除	人件費	48,860

【誤記更正】

3月27日 区政報告郵送代(杉並・荻窪・杉並南郵便局)6.7%控除	広聴広報費	215,861
3月31日 政務活動事務補助職員賃金 25～27日分6.7%控除	人件費	47,990

\*上記の訂正により、支出額を870円減額し、同額の残額が生じたため、6月7日に返還された。

●市来とも子議員

次のとおり、平成29年5月22日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

9月30日 会費(平和憲法を守る東京ネット)	研修費	2,000
---------------------------	-----	-------

\*上記の訂正により、支出額を2,000円減額し、同額の残額が生じたため、6月13日に返還された。

# 資 料



## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日  
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号  
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号  
平成25年2月20日条例第1号  
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなけ

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日  
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日  
議長訓令甲第1号

改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号  
平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号  
平成25年2月28日議長訓令甲第1号 平成26年3月31日議長訓令甲第1号  
〔題名改正〕  
平成27年3月31日議長訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
  - (2) 政党活動に関する経費
  - (3) 後援会活動に関する経費
  - (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
  - (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
  - (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
  - (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
  - (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
  - (9) その他政務活動の目的に合致しない経費
- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
  - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
  - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
  - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
  - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。
 

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
 

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする）</li> <li>○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</li> </ul>
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○懇親会費の計上はできないものとする</li> <li>○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</li> <li>○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</li> <li>○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</li> <li>○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に</li> </ul>

	参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する						
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</li> <li>○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）</li> <li>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</li> <li>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</li> </ul>						
要請陳情等活動費	○細目なし						
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する						
資料作成費	○細目なし						
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</li> <li>○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする</li> <li>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</li> </ul>						
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</li> <li>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</li> <li>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</li> <li>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する</li> <li>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話（事務所専用）</td> <td style="padding: 2px;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td style="padding: 2px;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td style="padding: 2px;">1/4</td> </tr> </table> </li> <li>○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</li> </ul>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4
固定電話（事務所専用）	1/2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4						

	○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする																
事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2															
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2															
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>																

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

様式(省略)

# 政務活動費の支出に関する事務処理について

(平成 27 年度版)

平成 27 年 5 月  
杉並区議会事務局

## 平成27年度の取組

### (自律的なチェック機能の充実と強化)

#### 1. 収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化

議員間・事務局内の政務活動費に関する考え方の意思統一を図り、収支報告書の提出にあたっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮していくとともに、一定の期間内での事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を、効率的にバランスよく行います。

#### 2. 収支報告書の点検サイクルの充実・強化

平成27年度より、事務処理の手引書に沿った適正な執行を確保するため、収支報告書等関係書類の点検を四半期ごとに行います。

#### 3. 全議員を対象とした事務説明会の開催

改選にあたる平成27年度は、政務活動費制度の趣旨や内容等に関する共通理解を図るため、全議員（特に新人議員）を対象に説明会を実施し、使途基準の改正点や支出にあたっての留意事項の説明を行います。

#### 4. 検討・調査組織による継続的な検証と見直し

政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保、公平性や客観性の担保のため、議員による調査検討委員会、第三者による専門委員会を定期的を開催し、不断の検証と見直しに取り組みます。

## 《 目 次 》

平成27年度の取組（自律的なチェック機能の充実と強化）

### I 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方	1
2 政務活動費とは	2
3 政務活動費を充てることができる経費の範囲	3
4 政務活動費として支出できない経費	4

### II 手続編

1 各支出項目の細目・留意事項	5
2 提出書類	27
3 各種様式・記載例	43

### III 資料編

1 例規関係（抜粋）	53
2 過去（政務調査費）の判例	53
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	53

会派・議員の皆さまへのお願い



# Ⅰ 基本編

## 1 政務活動費支出の基本的考え方

### (1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

### (2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

### (3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

## 2 政務活動費とは

地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めることにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 凡 例

自治法：地方自治法

条 例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規 則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規 程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

### 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

(条例第9条「別表」より)

#### 調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

#### 研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

#### 広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

#### 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

#### 会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

#### 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

#### 資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

#### 事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

#### 事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

#### 人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

#### 4 政務活動費として支出できない経費（規程第2条）

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- 5 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- 6 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記1～9の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）

## II 手続編

### 1 各支出項目の細目・留意事項

★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項 . . . 6

調査研究費	. . . . .	7
研 修 費	. . . . .	10
広聴広報費	. . . . .	12
要請陳情等活動費	. . . . .	15
会 議 費	. . . . .	16
資料作成費	. . . . .	17
資料購入費	. . . . .	18
事 務 費	. . . . .	19
事務所費	. . . . .	23
人 件 費	. . . . .	25

## 支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 頻繁に利用する場合 区外を目的地とする利用 高額な利用の場合  ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 区外での利用の場合
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入 切手・官製はがきの大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入  ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年わたるPC関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2を超えるなど）
事務所賃料		按分割合の合理性  ⇒事務所としての表示（看板・表札）が必要です。 ⇒自宅兼用の場合に添付する図面は、事務所としての使用部分や面積が明確に分かるようにします。

## 調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

### 【支出の参考例】 調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

#### 政務活動に要する経費細目

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1／2とする。
- ガソリン代の支出割合の上限は1／2とする。  
(ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする。)
- スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。
- タクシー利用額の上限は年額240,000円とする。  
(ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。)

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### 【月極駐車場代】

「賃貸借契約書」の写しを添付します。

##### 【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

## 【交通費の実費】

- 宿泊を伴う、或いは航空券・JR指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。
- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

### （１）公共交通機関

- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。
- 一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

### （２）タクシー代

- 「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）
- 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。
- 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

### （３）駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

#### (4) 有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

#### 【視察報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

- 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照
- 「政務活動交通費記録簿」の記載については、36ページ参照
- 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

## 研 修 費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

**【支出の参考例】 会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費**

- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

**【支出の参考例】 参加費・会費、宿泊費、交通費**

### 政務活動に要する経費細目

- 懇親会費の計上はできないものとする。
- 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。
- 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする。
- 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する。

### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

## 【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

## 【交通費の実費】

**調査研究費**の項を参照（８ページ）

## 【研修受講報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が１万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

○「政務活動視察報告書」の記載については、３８ページ参照

## 【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

## ＜ 参 考 ＞

公共政策大学院等に係る授業料については、平成 27 年 4 月 1 日より計上できない取扱いとなりました。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３ページ参照

## 広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

〔支出の参考例〕 資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、  
文書通信費

- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

〔支出の参考例〕 印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

### 政務活動に要する経費細目

- 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。
- 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）。
- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

## ◆支出にあたっての留意事項

### 【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

### 【区政報告書などの印刷経費】

- 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページを参照）
- 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

### 【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

### 【郵送費】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０,０００円を上限とし、1回当たりの購入は１００枚を限度とします。
- 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

### 【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目
<input type="radio"/> なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（１３ページ）

## 会 議 費

### 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

### 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、交通費、文書通信費

#### 政務活動に要する経費細目

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

##### 【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

【支出の参考例】 印刷・製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

**〔支出の参考例〕 書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、  
有料データベース利用料**

### 政務活動に要する経費細目

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。
- 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする。
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。

#### 【定期購読】

1年を超える購読料は支出できません。

## 事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

〔支出の参考例〕 事務用品・備品購入費、事務機器等借上げ費、  
インターネット接続料、文書通信費

### 政務活動に要する経費細目

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。
- 備品購入費については、実態に則して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。
- ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する。
- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1 / 4

- 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。
- 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

## 【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の作成については、41ページ参照

## 【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、50,000円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

## 【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		5年
パソコン	サーバー用のものを除く	4年
	その他の電子計算機	5年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	6年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	10年
カメラ（デジタルカメラ）		5年

### 【備品管理上の諸注意】

- 購入から任期满了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。
- 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。
- 任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

### 【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。また、貯めておいたポイントを使用して物品等を購入した場合は、当該ポイントを現金による支払と同様に扱い、政務活動費として計上可能とします。

### 【郵送費（切手・官製はがき）】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で30,000円を上限とし、1回当たりの購入は100枚を限度とします。
- 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で30,000円を上限とするとともに、1回当たりの購入も100枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

**広聴広報費**の項を参照（13ページ）

### 【携帯電話・スマートフォン等の料金】

- 使用実態に即して按分します。
- 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が50,000円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

### 【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年  
にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場  
合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 事 務 所 費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

### [支出の参考例] 事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料

#### 政務活動に要する経費細目

##### ○ 事務所賃借料について

自己所有		計上できない
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。  支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額50,000円とする

##### ○ 事務所光熱水費について

自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。  支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。  支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2

◆支出にあたっての留意事項

[事務所の賃料]

「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

○ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

【事務所費支出の要件】

○ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していることが必要です。

○ 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 特に、自宅が賃貸物件で、事務所を兼用する場合は、事務所としての使用部分や面積（按分の根拠）が明確に分かるようにします。

○ 自身が代表を務める会社事務所の一部、または自己所有の自宅の一部を事務所として使用する場合に光熱水費を計上する場合も、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 議員の親族が経営する会社・店舗等の一部を事務所として賃貸する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

## 人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

### 【支出の参考例】 賃金、社会保険料、交通費

#### 政務活動に要する経費細目

- 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
- 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### 【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

**事務所費**の項を参照（24ページ）

##### 【議員活動全般を補助する職員】

- 按分が必要です。支出割合の上限は1/2です。
- 計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

##### 【政務活動のみを補助する職員】

- 基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
- 計上できる月額の上限は50,000円です。

- 計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

#### 【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前9時～午後3時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

- 「勤務の実情を証明する書類」の作成については、42ページ参照

## 2 提出書類

### <収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い>

収支報告について	29
提出書類について	29
1 政務活動費収支報告書	30
2 政務活動費出納簿	31
3 領収書及び領収書等貼付用紙	33
4 政務活動交通費記録簿	36
5 その他添付書類	38
収支報告書等の保存及び閲覧について	42



## 収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなりません。

(条例第10条第1項)

## 提出書類について (作成方法等詳細は次ページ以降を参照)

- I 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)
- II 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)
- III 「領収書その他の証拠書類」

(「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)に貼付または別紙添付)

なお、次の経費を計上する(支出した)場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

- ① 交通費 . . . . 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)
- ② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える  
日帰りの調査・研修会等の経費  
. . . . 「政務活動視察報告書」(規程第3号様式)
- ③ 広報紙発行に要する経費 . . . 作成した「広報紙」等
- ④ 備品の購入 . . . 「備品台帳の写し」
- ⑤ 事務所の賃借料等 . . 「事務所の要件を具備していることを証明  
する書類」
- ⑥ 補助職員の賃金等 . . 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する  
書類」

## 1 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。  
(平成27年度分は平成33年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成28年5月1日から閲覧に供するとともに、7月を目途に区議会ホームページに掲載します。

### ① 日付

議長(事務局)への提出日を記載します。

### ② 議員名

政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

### ③ 備考欄

項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

### ④ 支出額の合計

交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとしてきたが、平成27年度からは、事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するよう努めるものとします。

※「政務活動費収支報告書」の記載例については、45ページ参照

## 2 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。  
(平成27年度分は平成33年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成28年5月1日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

### ① 日付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

### ② 摘要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
資料購入	資料代(〇〇区△△に関する資料)
書籍購入	書籍代(〇〇題名、外3冊)
雑誌購入	雑誌代(月刊●● 〇月〇日号)
備品リース	コピー機リース料(〇月分) 1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金(〇月分 氏名)
区政報告発行経費	区政報告印刷代(〇月〇日発行号) 4/5
	区政報告郵送料金(〇月〇日発行号) 4/5
光熱水費	事務所電気料(〇月分) 1/4
電話料金	事務所電話料(〇月分、FAXあり) 1/2
講師謝礼	講師謝礼(〇〇に関する勉強会)
研修等参加費	研修会参加費(〇〇に関する研修)
交通費	交通費(〇月分)
駐車料金	駐車料(区民相談)
有料道路通行料	高速料金(東京—〇〇/〇〇市立施設視察)
地方視察経費	宿泊費(〇〇市視察)

※年に複数回支払う場合は、(〇月分)(〇月〇日発行分)等と明確に記載します。

### ③ 項 目

当該経費について、該当する「項目」（条例第9条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることになります。

### ④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせることができるようになります。

### ⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年4回または5回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考 平成27年度政務活動費振込日 (予定)	4月分	4月10日(金)
	5～6月分	5月29日(金)
	7～9月分	7月10日(金)
	10～12月分	10月9日(金)
	1～3月分	1月8日(金)

※「政務活動費出納簿」の記載例については、46・47ページ参照

### 3 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。  
(規程第3条第1項)

#### (1) 「領収書」について

- 領収書（レシート）は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。
- 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

#### ① 「宛名」について

- 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。
- 自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費や通信費など、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の3点をもって、例外的な取扱いができることとします。
- 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です（「上様」は不可）。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）で、金額が5万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。5万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入

してもらいます。

## ② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

- 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- 当該通帳原本は、5年間保存します。

## (2) 「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)

### ① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

### ② 領収書等貼付欄

- 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。
- サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙に

は、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記載します。

### ③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア 領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- 複数購入したもののうち、一部を計上する場合  
(事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど)
- 按分により計上する場合  
(光熱水費・賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど)
- 発生ポイント分を控除して計上する場合  
(家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど)

イ 領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ 政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ホームページの更新料について、URLや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、48ページ参照

#### 4 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。(規程第3条第2項)

##### ① 全般的事項

- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費(JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代)については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。
- 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費(○月分)」とその月の合計額を記載します。
- タクシーや鉄道・バスで、領収書(レシート)が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面(または別紙)に貼付します。
- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細(履歴)」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間(出張先)や目的(出張内容)等を備考欄等に補記します。

※「利用明細(履歴)」に関する注意事項

##### ① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大50件まで印字可能ですが、1日の利用件数が21回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から26週間を超えた履歴は印字できません。

##### ② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大20件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では100件まで印字可能な事業者があります。

##### ③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。

- 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・JR指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。
- ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

## ② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

## ③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

## ④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

## ⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

## ⑥ 経路

- 出発駅—到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。
- タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。

## ⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、49ページ参照

## 5 「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。(規程第4条)

### (1) 「政務活動視察報告書」(第1号・規程第3号様式)

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

#### ① 全般的事項

- 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。
- 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者1名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

- 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、「研修会・講演会等の名称」「開催日時・会場名」「設置主体・主催者」「概要」などを記載します。また、可能な限り「資料」「レジュメ」を添付します。
- 平成28年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

## ② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

## ③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

## ④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

## ⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行 程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概 要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジュメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の作成については、50ページ参照

(2) 「広報紙」(第2号)

- 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。
- 平成28年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに閲覧に供します。

(3) 「備品台帳の写し」(第3号)

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳(様式自由)の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所(所在地)」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日(出納簿に記入した日)など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自(各会派)で保管します。

※「備品台帳」の作成例については、51ページ参照

(4) 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」(第4号)

事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。

- ① 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。
- ② 自宅と兼用の場合は、面積による按分割合を明確にするため、「事務所としての使用部分や面積が明確に分かるような図面、写真等」が必要です。なお、賃貸物件については、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」も併せて添付します。

(5) 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」(第5号)

- ① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し
- ② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類(様式自由)を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容(政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの)」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の作成については、52ページ参照

収支報告書等の保存及び閲覧について

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、(政務活動費収支)報告書及び出納簿を閲覧に供します。

(条例第10条第4項)

議長は、帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

(規程第4条第2項)

### 3 各種様式・記載例

1	政務活動費収支報告書	45
2	出納簿	46
3	領収書等貼付用紙	48
4	政務活動交通費記録簿	49
5	政務活動視察報告書	50
6	(参考) 備品台帳	51
7	(参考) 政務活動補助職員勤務報告書	52



# 1 【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

**提出日を記入します**  
 ※平成28年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 28 年 4 月 4 日

杉並区議会議員 宛

**政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します**

議員名 ○○ ○○○ (印)

**朱肉を使用する印鑑を押印します**

**年度を記入します**

平成 27 年度政務活動費収支報告書

**年度を記入します**

平成 27 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 27 年度政務活動費の収支について報告します。

**項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します**

**27年度の交付額を記入します (11か月分は1,760,000円)**

1 収入 政務活動費 1,920,000 円

2 支出 (単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費 等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費 等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費 等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料 等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

**主な支出内容を記入します**

**「1収入－2支出」の金額を記入します**

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

27 年度

## 政務活動費出納簿

平成27年 4月 1日 から

平成28年 3月31日 まで

議員氏名

①

2 【記載例】出納簿

出納簿

(その2)

年	月	日	摘要	項目	整理番号	受	払	残
27	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(品名)	事務費	1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) /NTT	事務費	3			
		3	東日本 事務所電話代(**%・5月分) /NTT コミュニケーションズ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費	6			
		9	堺市・茨木市視察交通費 (東京-大阪間往復乗車券・特急券)	調査研究費	7			
		10	政務活動費(7月~9月分)		8			
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	書籍代(〇〇〇外2冊)	資料購入費	9			
		15	堺市・茨木市視察宿泊費(大阪市滞在)	調査研究費	10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11			
		20	印刷代(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	12			
		21	郵送料(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	1			
		22	研修参加費(地方版総合戦略策について)	研修費	1			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	広聴広報費	16			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	17			
		31	交通費(7月分)	研修費	18			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	19			
			7月分計					
			次葉繰越 累計					

具体的な品名も記載します  
購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載します  
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載します  
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)  
また、按分して計上するものについては、按

内容によって支出項目が分かれる場合、詳細を記載します  
(例：駐車料金は、調査研究費、広聴広報費のどちらにも該当するため、目的を明記します)

当月支出分を支出項目別に合算し、月末付けで計上します

整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載します  
※上から機械的にふります  
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します  
「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります  
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

第1号様式（第3条関係）

## 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14
----------	-----	----------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">領収証</td> <td style="width: 40%; padding: 5px; text-align: right;">平成27年 7月12日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">領収証</td> <td style="width: 40%; padding: 5px; text-align: right;">27年 7月 22日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	平成27年 7月12日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印		領収証	27年 7月 22日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として		(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印	
領収証	平成27年 7月12日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇, 〇〇〇-																					
但し、〇〇〇〇として																					
〇〇書店 印																					
領収証	27年 7月 22日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇〇, 〇〇〇-																					
但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として																					
(公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 印																					

品名、内容等がわかるよう記入を依頼します

※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します

※「お品代」という表現は好ましくありません

複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします

※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します

**支出内容の説明を記載します**

**備考** 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」（33ページ）を参照のうえ、記載します

「記入例1」 練馬区ケア24視察(高齢者介護調査研究)  
練馬区南田中3丁目「〇〇駐車場」2時間利用

「記入例2」 区政報告(7月21日号) 政務活動報告85%、その他15% (報告書別途添付)  
印刷費162,000円 × 85% = 137,700円計上

「記入例3」 研修参加費「地方版総合戦略の策定に向けて」平成27年7月22日午後1時～4時  
〇〇会議室(港区)、〇〇研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点

「記入例4」 書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上  
《書籍名》〇〇〇(1800円)、〇〇〇(2000円)、〇〇〇(900円)

4 【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17・18

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し  
ます

備考欄には、出張内容を記  
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷→善福寺 ※往復	762	広聴広報費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷→日本大通り ※往復	1,344	調査研究費	○○調査
14	堺市役所	鉄道	大阪→なんば→堺東 ※往復	1,000	調査研究費	介護保険計画調査 現地での移動交通費
15	○○センター 茨木市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→○○センター(タクシー)、○○センター→茨木市役所(タクシー)、茨木→新大阪	2,440	調査研究費	子育てサポート事業調査 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	鉄道、タクシー	南阿佐ヶ谷→板橋区役所前、板橋区役所→練馬区役所(タクシー)、練馬→南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究費	○○調査
20	西荻窪駅自転車駐車場 東高円寺駅自転車駐車場	鉄道	南阿佐ヶ谷→西荻窪→東高円寺→南阿佐ヶ谷	761	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシー	南阿佐ヶ谷→東京、東京駅→○○会館(タクシー)、馬喰町→阿佐ヶ谷	1,539	研修費	○○研修受講
◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京→他都市間の交通費」があります。				762	広聴広報費	件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 載します
別内訳				7,890	調査研究費	
				1,539	研修費	

タクシーなど、領収書が発  
行されるものは・・・  
①経路を区切って記載  
②領収書を裏面に貼付

## 5 【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

# 政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・

- ① 政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
- ② 個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成27年 7月14日～平成27年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	記載事項は・・・ 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付
概要	<p>◆記載する際の留意事項</p> <p>「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。</p> <p>※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。</p> <p>→報告書を別途作成している場合 * この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。 * 別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。</p>

記載事項は・・・

- ① 視察の場合  
訪問先の「施設名、担当部署」など
- ② 研修の場合  
「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・

- ① 視察の場合  
「調査対象、何に関する調査か」など
- ② 研修の場合  
「何に関する研修か」など

## 6【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLLATITUDE   D531	1	120,000円	① 平成27年9月14日 ② -----	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoft office2003を含む。 出納簿H27. 11. 20
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		
			① ----- ② -----		

品名や形状、型番を記入します。

実際に購入した金額を記入します。

取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。

実際に備品が置いてある場所を記入します。

①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。  
②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を記入します。

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

## 7 【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 27年 7月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容	
1	水	—					
2	木	—					
3	金	—					
4	土	<b>時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します</b>					<p>「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します</p> <p>※政務活動費で支出可能な政務活動補助職員への賞金は、議員活動全般ではなく、「政務活動の補助」に対してのみです。</p> <p>そのため政務活動との関連性がわかるように記載します。</p>
5	日						
6	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)作	
7	火	—					
8	水	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)材	
9	木	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)材	
10	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
11	土	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○会議使用資料作	
12	日	9:00-12:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助	
13	月	—					
14	火	—					
15	水	—					
16	木	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
17	金	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助	
18	土	—					
19	日	—					
20	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)郵送準備作業	
21	火	10:00-13:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)郵送作業	
22	水	—					
23	木	—					
24	金	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成	
25	土						
26	日	<b>勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します</b>					<p>(雇用契約書を作成する場合に準じています)</p> <p>なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください</p> <p>※ご住所と生年月日は公開しません</p>
27	月						
28	火						
29	水						
30	木						
31	金						

合計

出勤日 11日 69,000 円

勤務者

氏名 ○○ ○○ ① 生年月日 ○○年○月○日

住所 杉並区○○○ 1-1-1

押印は朱肉を使用します

※スタンプ印は好ましくありません

# III 資料編

1 例規関係（抜粋）	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則	59
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程	60
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱	64
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱	65
2 過去（政務調査費）の判例	67
1 「調査研究費」関係	67
2 「研修費」関係	67
3 「広聴広報費」関係	68
4 「会議費」関係	68
5 「資料購入費」関係	69
6 「事務費」関係	70
7 「事務所費」関係	70
8 「人件費」関係	71
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	72



## 1 例規関係（抜粋）

### 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成 13 年 3 月 23 日条例第 26 号）

最新改正 平成 25 年 2 月 20 日（題名改正）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第 3 条 会派に係る政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額 16 万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第 4 条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第 1 項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額 16 万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第 5 条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内 容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 （印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 （資料印刷費、交通費、文書通信費）
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 （資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 （参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （賃金、社会保険料、交通費）

備考 括弧内は、例示とする。

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第35号)

最新改正 平成25年2月20日(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

(平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号)

最新改正 平成 27 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年杉並区規則第 35 号。）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 104 条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第 2 条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第 2 号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第 1 号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第 2 号様式）を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第 3

項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
- (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項 目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする）</li> <li>○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</li> </ul>

研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懇親会費の計上はできないものとする</li> <li>○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</li> <li>○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</li> <li>○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</li> <li>○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</li> </ul>
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</li> <li>○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）</li> <li>○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする</li> <li>○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する</li> </ul>
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する</li> </ul>
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</li> <li>○ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員 1 人当たり 1 部のみとする</li> <li>○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</li> </ul>
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 50,000 円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</li> <li>○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</li> <li>○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする</li> </ul>

<p>事務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する</li> <li>○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" data-bbox="438 459 1161 577" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">固定電話（事務所専用）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </table> </li> <li>○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</li> <li>○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</li> </ul>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4																
<p>事務所費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所賃借料について <table border="1" data-bbox="395 757 1353 1070" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">自己所有</td> <td style="width: 50%;">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> </li> <li>○ 事務所光熱水費について <table border="1" data-bbox="395 1220 1353 1713" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">自己所有</td> <td style="width: 50%;">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</td> </tr> </table> </li> </ul>		自己所有	計上できない	賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2		自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2	賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2
	自己所有	計上できない															
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2															
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2															
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2															
<p>人件費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</li> <li>○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</li> </ul>																

## 杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号)  
最新改正 平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会会議規則(昭和 31 年 9 月 25 日議決)第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 政務活動費の使途に関する事項

(2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会長等)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。

3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 その他の委員は、会長が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号)

最新改正 平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

### (設置)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。)に規定する政務活動費(以下「政務活動費」という。)に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

### (所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、杉並区議会議長(以下「議長」という。)から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) 政務活動費の適正な執行に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

### (組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 3 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。

3 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 専門委員会は、会長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の会議は、非公開とする。

### (権限)

第 5 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

2 専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

(守秘義務)

第6条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 過去（政務調査費）の判例

### 1 「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

### 2 「研修費」関係

- × △△連合会(政党)の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

### 3 「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成 20 年 9 月 5 日)》

### 4 「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に

において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて(あるいは加えて)、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決(平成16年9月15日)》

## 5 「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といふことができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物といふほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して

よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

## 6 「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金(合理的に案分すると2分の1)、政務調査以外の議員活動の電話料金(4分の1)が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

## 7 「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

## 8 「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番号や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成 20 年 3 月 24 日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

### 3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過

- 平成12年「地方自治法」改正  
・・・「政務調査費」制度化
- 平成13年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」制定（平成13年4月1日施行）
- 平成18年12月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」改正（平成19年5月1日施行）  
・・・収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の提出を義務付け
- 平成19年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」制定（平成19年5月1日施行）
- 平成20年3月「政務調査費検討会」報告書  
・・・新たな使途基準細目を作成
- 平成21年6月「杉並区議会政務調査費調査検討委員会設置要綱」制定
- 平成22年5月「杉並区議会政務調査費専門委員会設置要綱」制定
- 平成24年9月「地方自治法」改正  
・・・政務調査費が「政務活動費」に改められる。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられるとともに、透明性をより一層確保することが求められる。
- 平成25年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」施行  
・・・「政務活動費」に改められたことに伴い、条例の題名、規則で定めていた使途基準の条例化等の改正を行う。これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」、その他要綱等の所要の改正を行う。

# 会派・議員の皆さまへのお願い

## ■ 平成27年度分の取扱い

事務局では、政務活動費収支報告書等関係書類の内容確認を四半期ごとに行います。次のとおり、事務局法務担当へ書類を提出してください（提出書類は29ページ参照）。

① 『4月分（5月分）～6月分』  
…… 7月3日（金）まで

② 『7月分～9月分』 ……10月16日（金）まで

③ 『10月分～12月分』 …… 1月8日（金）まで

※①～③においては「収支報告書」の提出は不要です。

④ 『4月分（5月分）～3月分』  
…… 4月4日（月）まで

※全ての書類を提出してください。

★ 平成28年5月1日から「政務活動費収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点は閲覧に供します。「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 平成28年7月を目途に、「政務活動費収支報告書」を区議会ホームページに掲載します。

★ 上記①②③の手順を踏まない場合、事務局で内容を確認できないまま、閲覧に供し、あるいは情報を公開することになりますのでご注意ください。



平成 29 年 3 月 30 日

区議会議員 各位

区議会議長

井 口 か づ 子

## 政務活動費について

平成 28 年度政務活動費調査検討委員会における検討結果は、平成 29 年 2 月 2 日付けで決定されたところであるが（平成 29 年 2 月 2 日及び 3 月 16 日に議員ポストにポスティング済み）、平成 28 年度の住民監査請求監査結果を踏まえた監査委員の意見・要望から、下記の課題についての取扱いについてご留意願います。

なお、議員の政務活動費の使用に対する区民の目は大変厳しいものとなっております。政務活動として疑義が生じる計上についてはお止めいただくとともに、政務活動費が区民の税金によって賄われていることを十分に認識した上で計上してください。

### 記

#### 1 金券類（切手、商品券、図書券等）による支払について

政務活動費は現金で交付されるものであり、また、政務活動費の用途については、その透明性を確保し、区民に対する説明責任を十分に果たすことが求められています。

そのため、区民の疑義が生じる、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払いの計上は控えてください。

#### 2 支出の対象となる期間を明示した書面の提出等について

ホームページ維持管理費のように、一定期間にわたり役務の提供を受ける場合においては、政務活動費の用途の透明性の確保等の観点から、当該期間を明らかにすることが適切です。

今後は、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出してください。